

目次

設計編	10
(1) 建築物	10
1 敷地内の通路	11
2 駐車場	16
3 主要な出入口	21
4 その他の出入口	26
5 廊下(屋内通路)	30
6 階段	34
7 エレベーター	38
8 便所(だれでもトイレ)	46
9 便所(一般用)	54
10 浴室・シャワー室	58
11 観覧席・客席	62
12 子育て支援環境整備(ベビーチェア・ベビーベッド)	64
13 子育て支援環境整備(授乳及びおむつ替えの場所)	67
14 公共的通路(公開空地等)	69
15 傾斜路	73
16 標示・誘導	77
17 洗面所	81
18 更衣室・脱衣室	83
19 客室・寝室	85
20 屋上・バルコニー	88
21 エスカレーター	90
22 カウンター・記載台	92
23 公衆電話	94
24 自動販売機・水飲み器	96
25 コンセント・スイッチ類	98
26 緊急時の設備	100
27 手すり	102
28 床の滑り	104

設計編

(1) 建築物

1 敷地内の通路

[基本的考え方]

建物自体には細かい配慮がなされていても、その建物にアプローチできなければ障がい者は全く利用できないことになる。

このような道路から通路を経て建物出入口に至る部分を整備し、高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全かつ円滑に建物にアクセスできるよう配慮する必要がある。

[整備基準]

道路から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、135 cm以上とすること。ただし、敷地内の状況によりやむを得ない場合は、120 cm以上とすることができる。
- (2) 段差を設けないこと。ただし、15の項に定める構造の傾斜路を設ける場合又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
- (3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) アプローチが直接車道に接する場合でL型側溝を使用する場合は、L型側溝の切下げは2 cmとすること。ただし、地形、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 敷地の境界又は14の項に定める公共的通路から主要な出入口に至る経路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。

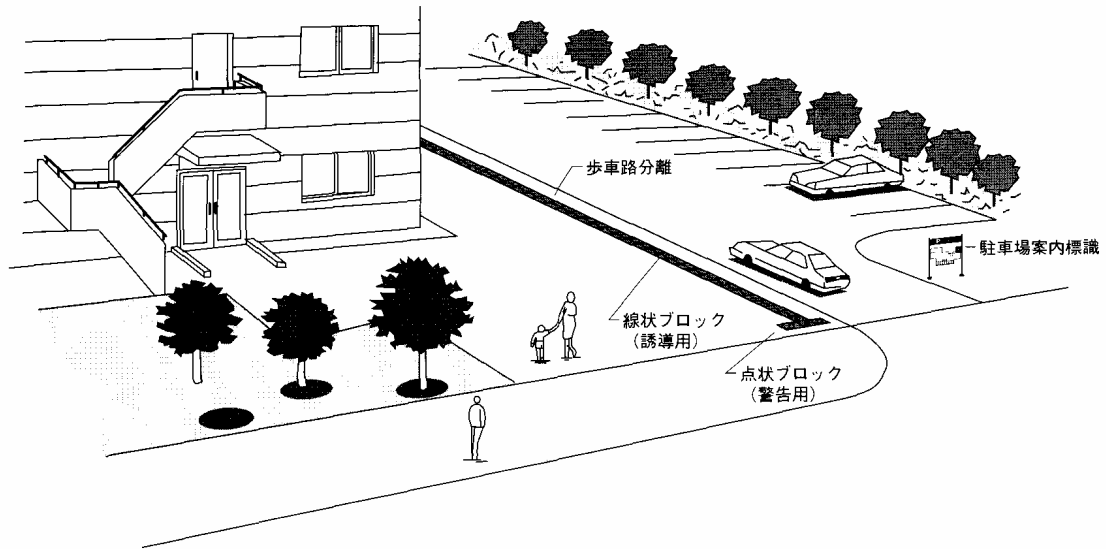
ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

整備基準の解説		ポイント
(1) 有効幅	<p>本項により整備対象となる通路は、「主要な出入口」に至る部分であるが、「その他の出入口」に至る経路についても可能な限り整備する必要がある。</p> <p>有効幅135 cmは、車いすと歩行者がすれ違える寸法である。</p> <p>ただし書きに示す有効幅120 cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通行できる寸法である。</p> <p>適用の例としては、道路に面する敷地の間口が狭い場合や、小規模な敷地で建物と道路の距離が近い場合等が考えられる。</p>	<p>2階に主要な出入口がある場合は、2階に至るまでの経路が敷地内の通路である。</p>
(2) 床面 (段差)	<p>敷地内の通路のような屋外歩行空間は、屋内空間に比べて移動の速度も速く、小さな段差でも危険となる場合があるため、段差を設けてはならない。</p> <p>アプローチ面と1階床面とのレベル差は極力なくするようにする。どうしてもレベル差が生じる場合には「傾斜路」に定める構造の傾斜路を極力メインルートに設置するものとし、段を併設する場合には、「階段」に定める構造とすること。傾斜路が長くなりすぎる場合には、機械式昇降装置等を設置することも考えられる。</p>	<p>【図1.1】参照</p> <p>【図1.2】参照</p> <p>【図1.4】参照</p>

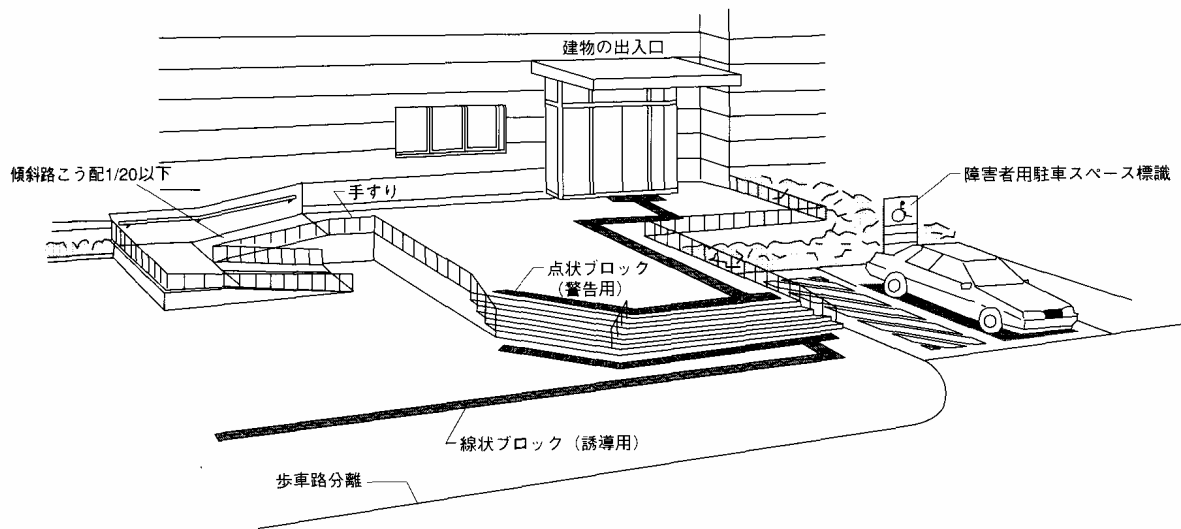
<p>(3) 床面（表面）</p> <p>(4) L型の切り下げ</p> <p>(5) 誘導</p> <p>その他注意事項</p>	<p>砂利敷きは、車いすで動けなくなるので避ける。石畳やれんが敷きでは表面に凹凸のある材料は避け、目地部にも段差を生じないように施工する。</p> <p>アプローチの通路面には原則として排水溝などは設けない。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ、穴の大きさ等は車いす使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。車いすのキャスターや杖の落ち込みは、動けなくなるだけでなく、転倒の危険もある。</p> <p>雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。</p> <p>一般的にL型の切下げは5cmであるが、車いす等での通行に支障があるため、都市施設等へのアプローチ部については、車いす等での通行を考慮し、最低でもL型4枚分（幅約240cm）を2cm切り下げる。</p> <p>視覚障がい者の誘導には「標示・誘導」に定める視覚障がい者誘導用ブロックを敷設することが基本となるが、ホテルのドアボーイ等による対応が可能な場合や、敷地境界と建物の出入口が近接している場合、自動車関連施設等で視覚障がい者以外の者が運転のために必ず同行する場合等については、視覚障がい者の誘導上支障がないものと見なすことができる。</p> <p>敷地内の通路は、歩車道の分離に極力配慮する。</p> <p>主に高齢者は入所する福祉施設等（全盲の視覚障がい者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に特に支障をきたす場合には、視覚障がい者誘導用ブロックの代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。</p>	<p>【図1.3】参照</p> <p>誘導鈴、音声誘導装置等 「標示・誘導」参照</p>
---	---	--

《 参 考 図 》

【図1.1】 道路境界付近の例



【図1.2】 建物出入口まわりの例



誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(1) 幅員 (2) 床面 (段差) その他注意事項	<p>道路から主要な出入口に至る通路の有効幅は180cm以上とする。</p> <p>原則として段差を設けてはならないが、傾斜路や階段を設ける場合においては「階段」及び「傾斜路」に定める構造とし、かつそれぞれの誘導基準に適合するものとする。</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックは、車いすやベビーカー等での通行に支障のないよう敷設する。</p> <p>車路に接する部分、車路を横断する部分には点状ブロック（警告用）を敷設すること。</p> <p>手すりを設け、傾斜路の始点、終点には点字表示を行う。</p> <p>敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、触知図を設置する。</p> <p>施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設ける。</p> <p>敷地が広い場合などは、遠くからでも傾斜路の位置がわかるように案内標示をする。</p>	<p>「27手すり」</p>

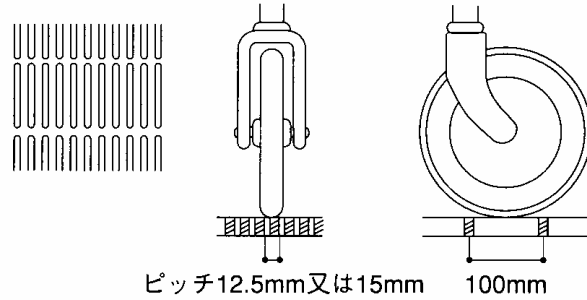
～ 基準の比較 ～

	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
幅	135cm以上	-	135cm以上	180cm以上
高低差の処理	傾斜路又は機械式昇降装置	-	傾斜路又は機械式昇降装置	傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機
傾斜路の基準	幅 135cm以上 (併設は90cm以上) こう配 1/20以下 高さが75cmを超える場合は高さが75cm以内ごとに1.5m以上の踊り場 手すり等	-	幅 135cm以上 (併設は90cm以上) こう配 1/20以下 手すり等	幅 150cm以上 (併設は120cm以上) こう配 1/15以下 高さが75cmを超える場合は高さが75cm以内ごとに1.5m以上の踊り場 手すり(両側)等
表面	滑りにくい仕上げ	-	-	滑りにくい仕上げ
その他	誘導用ブロック又は代替装置	-	-	誘導用床材又は音声誘導装置等
詳細	-	-	第54条	-

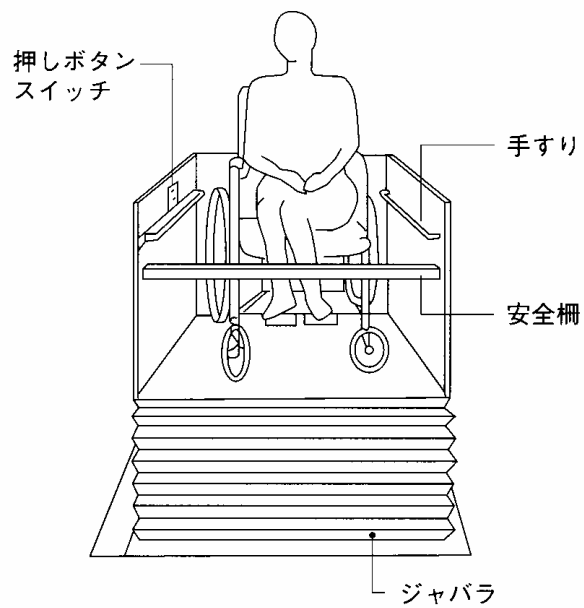
《 参 考 図 》

【図1.3】 横断溝の仕様例
車いすのキャスターと溝蓋の拡大図

細目タイプ・溝蓋（耐荷量20t可）



【図1.4】 機械式昇降装置の例



2 駐車場

[基本的考え方]

障がい者が自己の日常生活の外出手段として最も便利なのが自動車である。したがって、どの建物についても障がい者用の駐車場を配慮する必要がある。また、障がい者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、いずれの場合でも安全に支障なく利用できるような構造とする必要がある。

[整備基準]

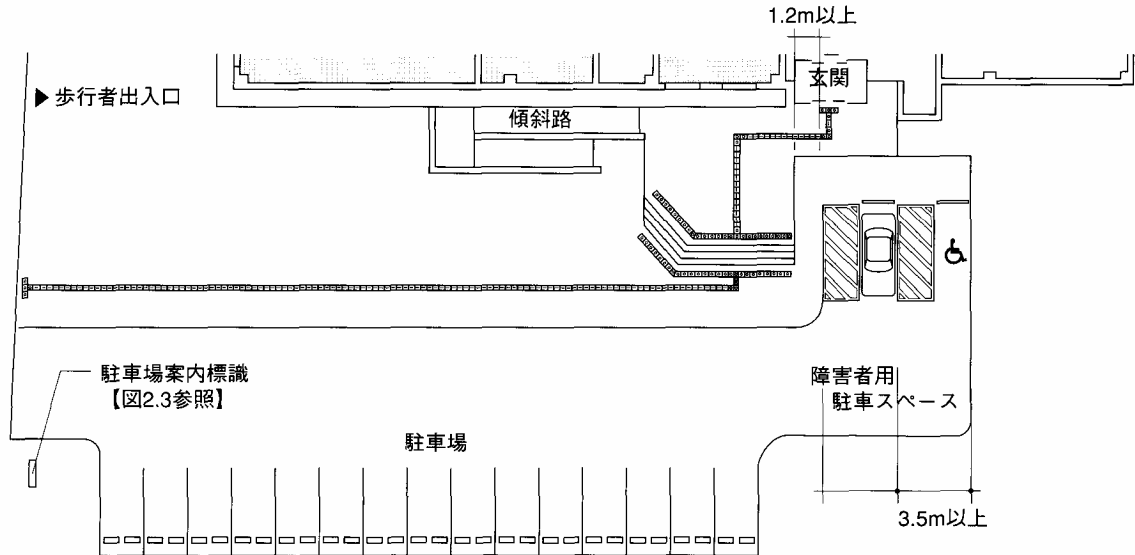
- (1) 駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障がい者のための駐車施設として、次に定める構造とすること。
- ア 幅は、3.5m以上とすること。
 - イ 当該駐車施設から建築物までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - ウ 当該駐車施設の位置等を表示するとともに、経路についても誘導表示を行うこと。
- (2) 障がい者のための駐車施設から建築物の出入口までの通路は、次に定める構造とすること。
- ア 有効幅は、120cm以上とすること。
 - イ その他の事項については、1の項〔敷地内の通路〕(2)及び(3)に規定する整備基準を準用する。

整備基準の解説		ポイント
(1) 駐車施設の構造	障がい者用駐車スペースは、自動車のドアを全開した状態で車いすから自動車に容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものである。	【図2.1】【図2.2】参照
(幅)		
(位置)	建物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に、障がい者が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。	【図2.1】【図2.2】参照
(標示)	障がい者用駐車スペースは、一般用駐車スペースと区分するため、車体用スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装標示するか、または車止め付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。 障がい者用駐車スペースに、一般の自動車が駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。 駐車場の進入口には、障がい者用駐車スペースが設置されていることがわかるように標識を設けることとし、駐車場の入口から障がい者用スペースに至るまでの誘導用の標識を設けること。	【図2.3】参照
(その他)	床面又は地面は、車いすでの移乗に配慮し、できる限り水平にする。	1/100程度の水こう配は許容
(2) 通路	障がい者用駐車スペースから「その他の出入口」の駐車場へ通ずる出入口への通路の有効幅は、車いすと人が最低限行き違えることや、松葉杖使用者が円滑に通行できる120cm以上確保することが必要である。	
(幅)		
(その他)	障がい者用駐車スペースから「その他の出入口」の駐車場へ通ずる	

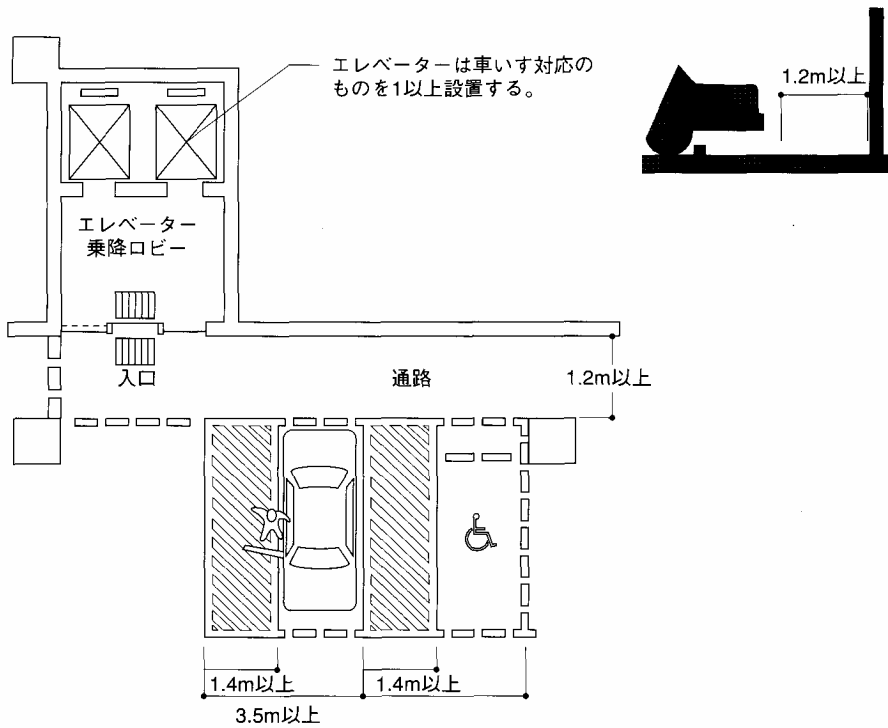
その他注意事項	出入口への通路に段差を設けないことや、表面を滑りにくい仕上げとすることなどについての考え方は、「敷地内の通路」と同様である。 発券所等は、曲がり角や傾斜路部分に設けないように計画するなど高齢者、障がい者等が円滑に利用できるように配慮したものとする。	
---------	---	--

《 参 考 図 》

【図 2.1】 駐車場の整備例



【図 2.2】 屋内駐車場の整備例



誘導基準（望ましい基準）

ポイント

(1) 駐車施設の構造	<p>障がい者用駐車スペースの数は、全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。</p> <p>車体スペースの両側に140cm以上の乗降用スペースを設ける。</p> <p>複数台分のスペースを設ける場合は、2台以上分のスペースを並べて設ける。</p>	【図2.4】参照
(幅)	<p>障がい者用駐車スペースの奥行きは、後部トランクの利用等にも配慮し、6m以上とする。</p>	
その他の注意事項	<p>障がい者用駐車スペース及び障がい者用駐車スペースから「その他の出入口」の駐車場へ通ずる出入口への通路に屋根又は「ひさし」を設ける。</p> <p>見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。</p>	

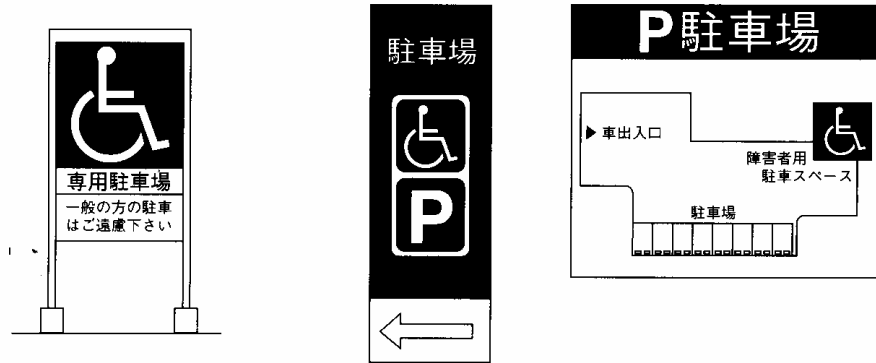
～ 基準の比較 ～

	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
障がい者用スペース設置義務	あり	-	-	あり 台数 200の場合:台数×1/50以上 台数>200の場合:台数×1/100+2以
幅	350cm以上 建築物までの通路120cm以	-	-	350cm以上 建築物までの通路180cm以上
位置	出入口に近い位置	-	-	出入口に近い位置
標示の設置義務	あり	-	-	あり
詳細	-	-	-	-

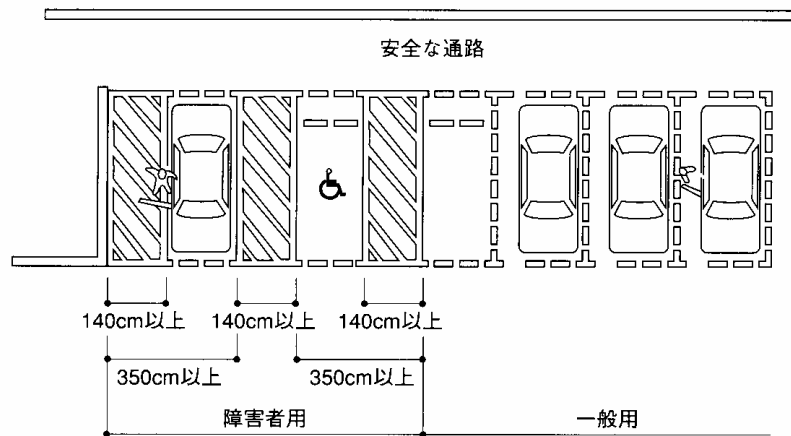
《 参 考 図 》

【図 2.3】 障害者用駐車スペース標識の例

駐車場の誘導標識の例



【図 2.4】 両側に乗降用スペースを設けた例



3 主要な出入口

[基本的考え方]

建物の玄関やメインエントランス等の主要な出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう整備する必要がある。主要な出入口廻りには建物の利用に関する情報が集約され、特に多層建築物ではエレベーター、エスカレーター、主要階段や車いす対応の便所等の位置が容易に把握でき、それぞれ目的の場所に到達できるように配慮される必要がある。

[整備基準]

屋外に通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、100 cm以上とすること。ただし構造上やむを得ない場合は、85cm 以上とすることができる。
- (2) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 床面には、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 玄関付近に、受付カウンター、インターホン等（以下「受付等」という。）を設け、主要な出入口から当該受付等までには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合、その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

整備基準の解説

ポイント

(1) 有効幅	<p>狭い開口部を車いすで通過するには正確な動作が必要となる。本項は主要な出入口として、建物の玄関の有効幅を100 cm以上確保することとした。ただし、小規模な2階建の物販店舗等はスペースの関係上有効幅100 cmの出入口を設けることが困難な場合は有効幅を85 cm以上とすることができる。また、設計にあたっては、ドアの開閉機構を十分調べたうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。</p>	【図3.1】参照
(2) 構造	<p>マットは埋込式とする。ハケ状のものは足をとられたり、車いすのキャスターが沈み込んだりして通行の支障となりやすいので用いない。</p> <p>開閉動作の難易度から見ると、引き戸が開き戸より簡単である。</p> <p>一般に推薦されている順位としては、自動式引き戸、手動式引き戸の順である。</p> <p>自動式開き戸は、突然に開いたドアにぶつかったりする危険があるので配慮を要する。</p> <p>回転ドアは基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障がい者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避ける。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障がい者の誘導にも十分配慮する。</p>	

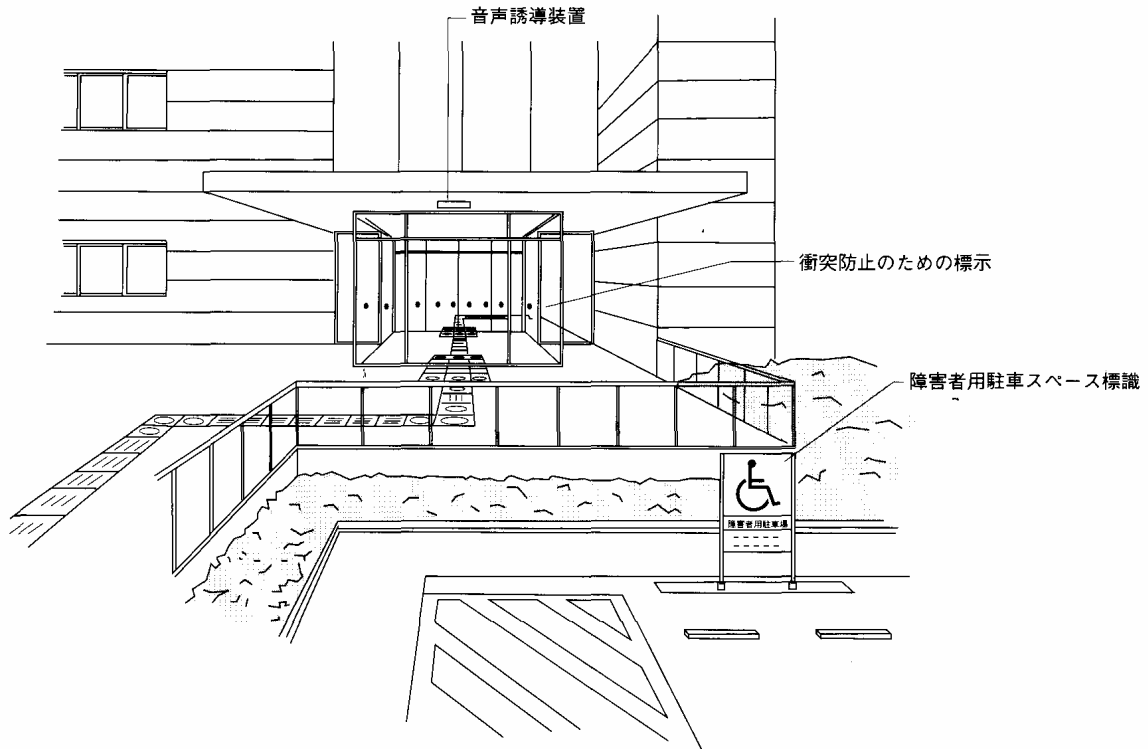
整備基準の解説

ポイント

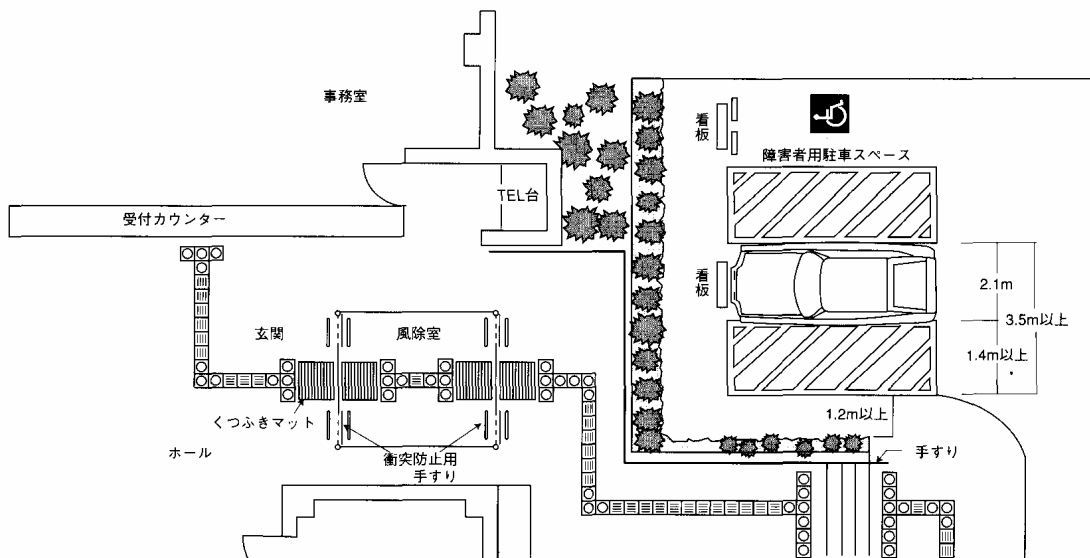
(2) 構造	<p>引き戸は軽い力で開閉できるものとする。</p> <p>手動扉の開き戸とする場合は、車いす使用者が通過しやすいように、袖壁と開閉スペースを確保する。</p> <p>ドアチェックを設ける場合は、開閉速度が調整できるものがよい。</p> <p>ドアハンドルは、車いす使用者や子ども達にも使いやすい高さに設ける。また、円形のは上肢や手に障がいのある人が使いにくいので避ける。</p>	<p>【図4.3】【図4.4】参照</p> <p>【図4.5】参照</p>
(3) 床面 (段差)	<p>外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際にはすりつけを設ける等、車いすの通行に支障とならないよう配慮を行う。</p>	<p>2cm以下の段差は許容</p>
(4) 床面 (表面)	<p>外部出入口の周辺は雨掛りや、傘の持ち込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。</p>	
(5) 誘導	<p>主要な出入口のうち1以上から受付等までには、「標示・誘導」に定める視覚障がい者誘導用ブロックを敷設することが基本となるが、ホテルのドアボーイ等による対応が可能な場合や、自動車関連施設等で視覚障がい者の誘導上支障がないものとみなすことができる。</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックの敷設にあたっては、「敷地内の通路」の整備として敷地境界から主要な出入口まで敷設したブロックと連続的に敷設する。</p> <p>受付等については、人的な対応ができる受付カウンターやインターホンを設けることが望ましいが、人的な対応が困難な場合には、触知図を設ける。</p>	<p>ドアボーイの例</p> <p>小規模の店舗で出入口の近くにレジがある等</p> <p>【図3.3】参照</p>
その他の注意事項	<p>主に高齢者が入所する福祉施設等（全盲の視覚障がい者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所等の施設で、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に特に支障をきたす場合には、視覚障がい者誘導用ブロックの代わりに音声誘導装置を設置する、仕上げの色を変える等でも可とする。</p>	

《 参 考 図 》

【図 3.1】 主要な出入口の整備例



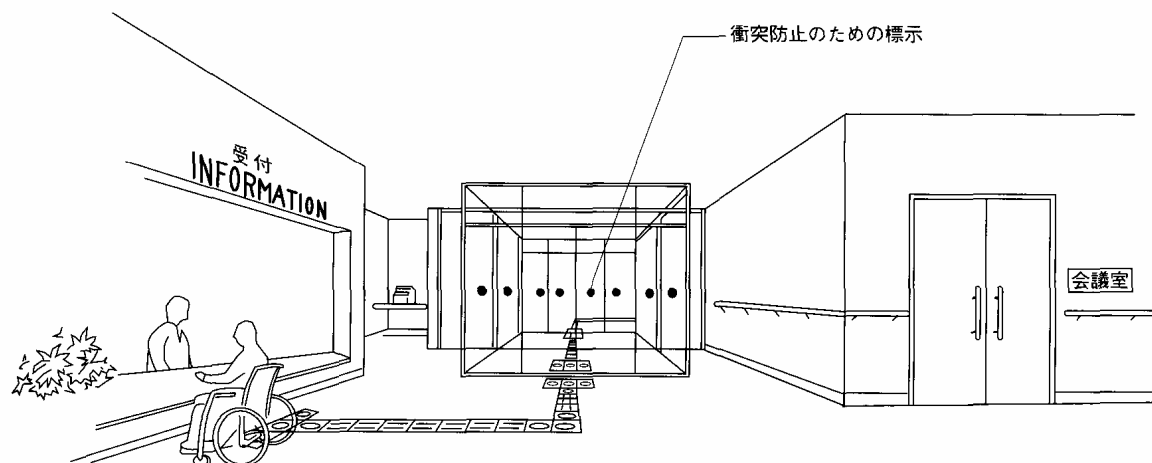
【図 3.2】 主要な出入口廻りの整備例



(1) 有効幅	<p>主要な出入口の有効幅は1以上を120 cm以上とし、その他を90cm以上とする。</p>	
(2) 構造	<p>有効幅を120 cm以上とした主要な出入口のうち1以上にあっては、戸は自動的に開閉する構造とする。</p> <p>扉への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扉ガラスには、車いすあたりを設ける。 ・ ガラスの選定に配慮する（割れにくい材料） <p>自動扉への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開きは早く、閉まりはゆっくりとする。 ・ 安全センサー（扉ガラス衝突防止）を設置する。 ・ 非常時対応手動扉を設ける。 <p>手動扉への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開き戸にはなるべく小窓を設ける。 <p>風除室への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ1 m以上確保し、車いすが入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とする。 ・ 必要に応じ、手すりを設ける。 <p>玄関回りの配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 触知図を設ける。 ・ 受付カウンターを設ける。 ・ 誘導鈴又は音声誘導装置を設ける。 ・ 受付が無い場合は、掲示板等を設けるとともに、聴覚障がい者に配慮したモニター付きインターホンや建物全体を把握できる案内図等を設置する。 ・ 扉前後水平面は150cm以上確保する。 ・ 建築物の出入口には屋根、「ひさし」を設ける。 	<p>【図4.6】参照</p>
その他の注意事項	<p>玄関ホールに車いすを常備することが望ましい。</p> <p>上履き履き替え所に下肢障がい者のための椅子を常備することが望ましい。</p>	

《 参 考 図 》

【図 3.3】 建物内部の整備例



～ 基準の比較 ～

	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
幅	1以上を100cm以上	-	100cm以上	90cm以上 1以上は120cm以上
戸の基準	自動開閉又は車いす使用者が円滑に利用できる構造	-	-	120cm以上にした戸のうち1以上は自動開閉、その他は車いす使用者が円滑に利用できる構造
段差処理	通行の支障となる段差は禁止	-	通行の支障となる段差は禁止	通行の支障となる段差は禁止
床の表面	滑りにくい仕上げ	-	-	-
その他	受付等まで誘導用ブロック又は代替措置	-	-	受付等まで誘導用床材又は音声誘導装置等
詳細	-	-	第55条	-

4 その他の出入口

[基本的考え方]

本項では、「主要な出入口」以外の出入口として、以下の4種類を規定している。

- (1) 屋外へ通ずる出入口
- (2) 駐車場へ通ずる出入口
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口
- (4) 共同住宅等の各住戸の出入口

これらのうちそれぞれ1以上の出入口については、当該建築物における高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な利用を配慮した構造とする。

[整備基準]

屋外から通ずる出入口（主要な出入口を除く。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、85cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- (2) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 床面には、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (4) 床の表面には、滑りにくい仕上げとすること。

整備基準の解説

ポイント

	整備基準の解説	ポイント
(1) 有効幅	<p>本項で規定している各出入口のそれぞれ1以上について、有効幅を85cm以上確保することとしている。ただし、敷地や建物の規模が小さく、当該出入口を一度に多数の者が利用する可能性が少ない場合で、周囲に車の通行等の危険がなく、扉の開閉にも安全な配慮がなされている場合などに車いすで通過可能な最小寸法である80cm以上とすることが考えられる。また、設計にあたっては、ドアの開閉機構を十分調べたうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定する。</p>	<p>【図4.1】参照</p> <p>安全な配慮の例 扉の前後に車いすが転回できる水平なスペース、扉に小窓の設置など</p>
(2) 構造	<p>開閉動作の難易度から見ると、引き戸が開き戸より簡単である。一般に推奨されている順位としては、自動式引き戸、手動式引き戸の順である。</p> <p>自動式開き戸は、突然に開いたドアにぶつかったりする危険があるので配慮を要する。</p> <p>引き戸は軽い力で開閉できるものとする。</p> <p>手動式の開き戸とする場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、袖壁と開閉スペースを確保する。</p> <p>ドアチェックを設ける場合は、開閉速度が調整できるものがよい。</p> <p>ドアハンドルは、車いす使用者や子供たちにも使いやすい高さに設けること。また円形のものは上肢や手に障がいのある人が使いにくいので避ける。</p>	<p>【図4.2】参照</p> <p>【図4.3】【図4.4】参照</p> <p>【図4.5】参照</p>

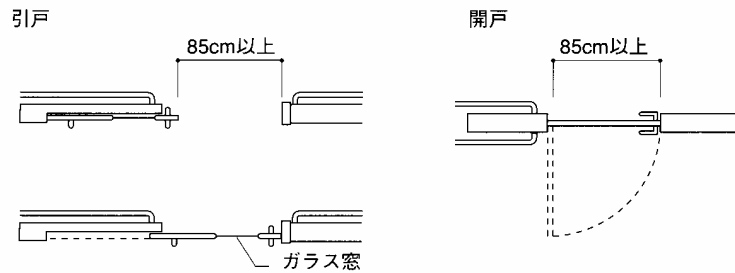
(3) 床面 (段差)	<p>手動扉には、指つめ防止の配慮を行う。</p> <p>外部出入口の建具は雨仕舞の関係から多少の段差が生じてくる場合があり、その際には、すりつけを設ける等、車いすの通行の支障とならないよう配慮を行う。</p>	2cm以下の段差は許容
(4)床面 (表面)	<p>外部出入口の周辺は雨掛りや、傘の持ち込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。</p>	

誘導基準 (望ましい基準)	ポイント
<p>(1) 有効幅</p> <p>(2) 構造</p>	<p>屋外へ通ずる出入口 (主要な出入口を除く) 及び駐車場へ通ずる出入口のすべてについて有効幅を 90cm 以上とすること。</p> <p>不特定かつ多数の者が利用する室の出入口の 1 以上の有効幅を 90cm 以上とすること。</p> <p>不特定かつ多数の者が利用する室の出入口の戸は、開閉により廊下等の通行に支障をきたさない構造のものとする。ただし、当該構造の出入口に近接した位置に設けられる同一の室の出入口についてはこの限りでない。</p> <p>扉への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扉ガラスには、車いすあたりを設ける。 ・ ガラスの選定に配慮する。(割れにくい材料) <p>自動扉への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開きは早く、閉まりはゆっくりとする。 ・ 安全センサー (扉ガラス衝突防止) を設置する。 ・ 非常時対応手動扉を設ける。 <p>手動扉への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開き戸にはなるべく小窓を設ける。 <p>風除室への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、手すりを設ける。 <p>屋外へ通ずる出入口への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 触知図を設ける。 ・ 誘導鈴又は音声誘導装置を設ける。 ・ 受付が無い場合、聴覚障がい者に配慮したモニター付きインターホンを設けるか、建物全体を把握できる案内図等を設置する。 ・ 扉前後水平面は 150cm 以上確保する。 ・ 建築物の出入口には屋根、「ひさし」を設ける。

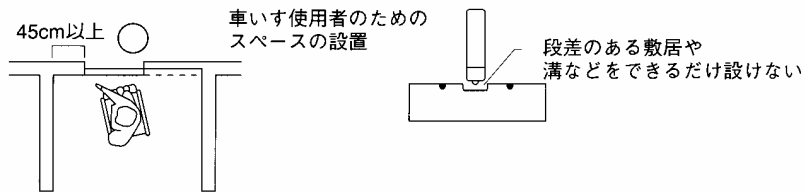
【図4.6】参照

《 参 考 図 》

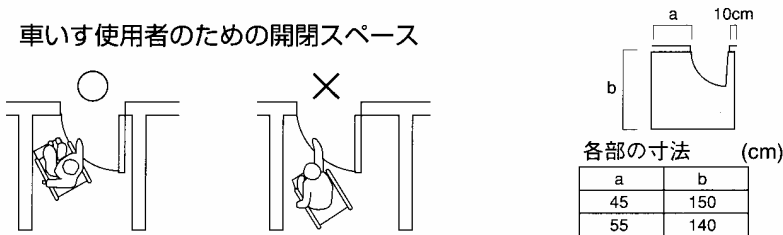
【図4.1】 各部屋の出入口の形式



【図4.2】 引戸の形式

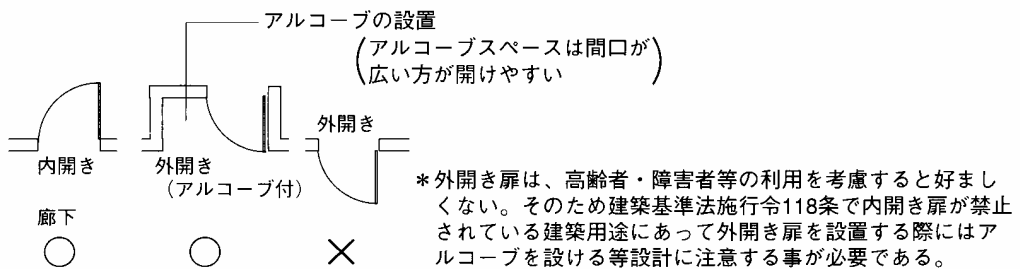


【図4.3】 車いす使用者のための開閉スペース



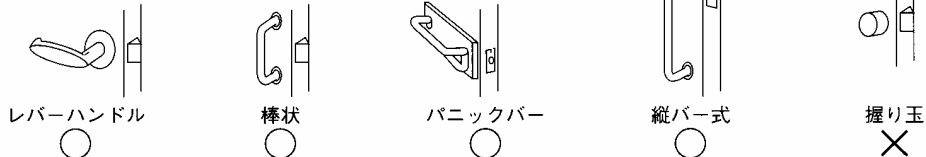
* 共同住宅の住戸の
アルコーブ型出入口はこの限りでない

【図4.4】 開き戸への配慮



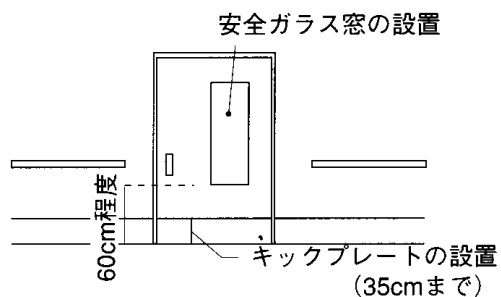
【図4.5】 取っ手の形式

〈使い易い形状の例示〉



《 参 考 図 》

【図4.6】 キックプレート・安全ガラス窓



～ 基準の比較 ～

	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
幅	1以上を85cm以上	-	建築物の出入口85cm以上 居室の出入口は1以上を 85cm以上	90cm以上
戸の基準	自動開閉又は車いす使用者 が円滑に利用できる構造	-	-	自動開閉又は車いす使用者が円 滑に利用できる構造 廊下等に突出しない構造
段差処理	通行の支障となる段差は禁止	-	通行の支障となる段差は禁止	通行の支障となる段差は禁止
床の表面	滑りにくい仕上げ	-	-	-
詳細	-	-	第55条	-

5 廊下（屋内通路）

[基本的考え方]

高齢者、障がい者等の利用を配慮して整備された建物の各出入口から、利用目的となる室までの廊下は建物内の各室を利用するための最も重要な部分であり、最低限車いすと歩行者がすれちがうことができ、車いすが転回できるだけの幅が必要となる。

上記の廊下のうちそれぞれ1以上は、高齢者、障がい者等の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。

[整備基準]

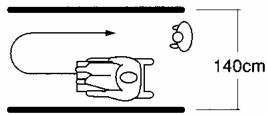
3の項〔主要な出入口〕又は4の項〔その他の出入口〕に定める構造の各出入口から不特かつ多数の者が利用する室に経路のうち、それぞれ1以上の経路における廊下は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、140 cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、120 cm以上とすることができる。この場合、要所に車いすが転回できる構造の部分の設けること。
- (2) 床面には、段差を設けないこと。ただし、15の項に定める構造の傾斜路を併設している場合又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
- (3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

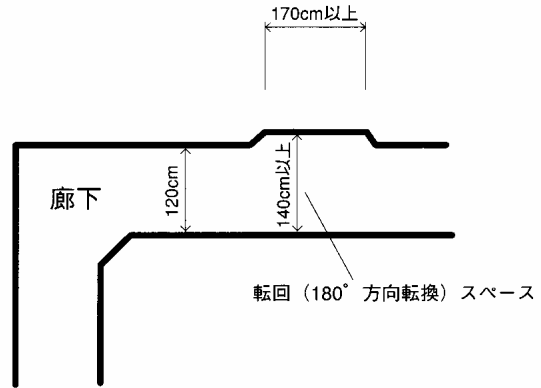
整備基準の解説		ポイント
(1) 有効幅	<p>本項により整備対象となる廊下は、高齢者、障がい者等を含む不特かつ多数の者が通行する部分であり、利用目的となる室相互間や、エレベーターに至る部分も含まれる。</p> <p>廊下の有効幅は、車いすが転回（180度方向転換）できるための幅として140 cm以上を確保すること。やむを得ない場合は、要所に（最低限廊下の両端等に）車いすの転回スペース（有効幅140 cm以上）の部分の確保する。</p>	<p>【図5.1】参照 【図5.2】参照</p>
(2) 床面 (段差)	<p>車いすで転回動作を行う可能性のある部分、例えば室の出入口及びエレベーターの出入口に接する部分は水平とする。</p> <p>廊下のような歩行空間では、室内に比べて移動の速度も比較的早く、小さな段差や段数の少ない階段は、その存在に気づかず、つまずいたり、踏み外したりして危険であるので避ける。レベル差が生じる場合には、「傾斜路」に定める傾斜路を設け、これに階段を併設する場合には、「階段」に定める構造とすること。</p>	<p>1/100 程度の水こう配は許容</p>
(3) 床面 (表面)	<p>滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない床材料を使用する。カーペットの場合は毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一のレベルとなるように敷き込む。</p>	
その他注意事項	<p>・必要に応じて手すりを設ける。</p>	

《 参 考 図 》

【図 5.1】 幅140cm：車いすが転回
(180° 方向転換) できる寸法



【図 5.2】 転回 (180° 方向転換)
スペースを設けた例



誘導基準 (望ましい基準)		ポイント
(1) 有効幅	不特定多数の利用のある経路における全ての廊下を基準に適合させること。	
(2) 床面 (段差)	有効幅は、180 cm以上とする。ただし、要所に (最低限廊下の両端等に) 車いすがすれ違えるだけの有効幅 (180 cm以上) の部分を設ければ140 cm以上とすることができる。	
その他注意事項	<p>原則として段差を設けてはならないが、階段及び傾斜路を併設する場合においては、「階段」及び「傾斜路」に定める構造とし、かつそれぞれの誘導基準に適合するものとする。</p> <p>原則として突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の支障とならないよう必要な措置を講ずる。(高さは65cm以上の部分に突出物を設ける場合は突き出し部分を10cm以下とする。)</p> <p>休憩のためのスペース及び設備を適切な位置に設ける。(例：腰掛け等を設置)</p> <p>手すりを、両側に連続して設ける。</p> <p>主な部屋の出入口では、両側の手すり及び戸の取っ手側の壁面の高さを140cm程度の位置に室名などを点字で表示する。</p> <p>便所入口など、廊下の要所には、視覚障がい者を誘導する設備を設けることが望ましい。</p> <p>床から壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色及び明度の差をつける。</p> <p>壁仕上げは手触りのよいものとする。</p> <p>壁面には、床上30cm～35cm程度まで車いす当たりを取り付けることが望ましい。</p> <p>曲がり角部分には、「隅切り」又は「面取り」を設けたり、鏡を設けるなどにより危険防止の配慮をする。</p>	

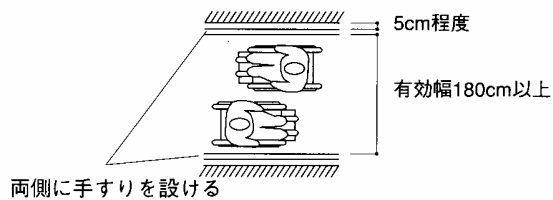
	<p>廊下の照明はできるだけ、むらなく、明るくする。</p> <p>衝突の恐れのある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。</p> <p>聴覚障がい者のための緊急時の整備として、光などにより表示できる設備を設けることが望ましい。</p>	
--	--	--

～ 基準の比較 ～

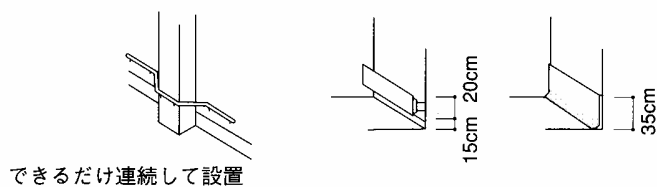
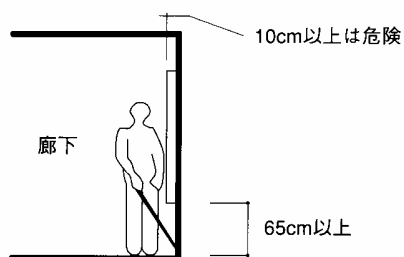
	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
幅	140cm以上	片側居室： 120cm以上 両側居室： 160cm以上	140cm以上	180cm以上
高低差の 処理	傾斜路又は機械式昇降装置	-	傾斜路	傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機
傾斜路の 基準	幅 120cm以上 (併設は90cm以上) こう配 1/12以下 高さが75cmを超える場合は高さが75cm以内ごとに1.5m以上の踊り場 手すり等	-	幅 90cm以上 こう配 1/12以下 手すり	幅 150cm以上 (併設は120cm以上) こう配 1/12以下 高さが75cmを超える場合は高さが75cm以内ごとに1.5m以上の踊り場 手すり(両側)等
表面	滑りにくい仕上げ	-	-	滑りにくい仕上げ
詳細	-	-	第58条	-

《 参 考 図 》

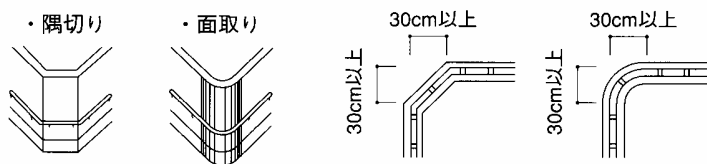
【図5.3】 車いす同士の行き違いを配慮した廊下の例



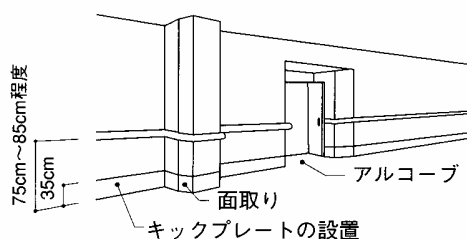
【図5.4】 視覚障害者に危険な突出物 【図5.5】 手すりの設置例 【図5.6】 キックプレートの設置例



【図5.7】 廊下の角の例



【図5.8】 廊下の整備例



6 階段

[基本的考え方]

階段は、高齢者、杖使用者、視覚障がい者等の安全かつ円滑な通行を配慮した構造とする。

[整備基準]

階段（共同住宅等にあっては共用階段に限る。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 手すりを設けること。
- (3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 踏面は、視覚障がい者が識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造とすること。
- (5) 昇り口、降り口の床には、点状ブロック（警告用）を敷設すること。ただし、点状ブロック（警告用）の敷設が利用上、特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。

整備基準の解説

ポイント

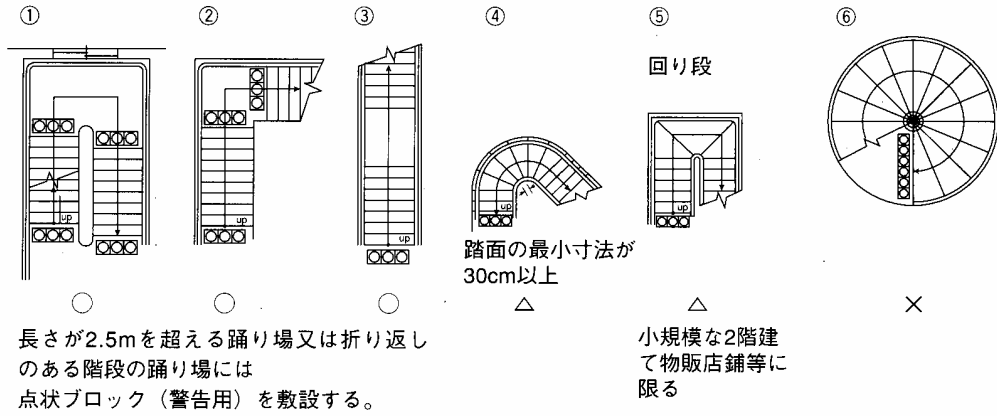
整備基準の解説	ポイント
(1) 形状	<p>回り段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障がい者が段を踏み外す危険があるので避ける。また歩行困難者にとっても、回り段は昇降動作と回転動作が同時に発生するので危険を伴うため、好ましくない。ただし、小規模な2階建の物販店舗等でスペースの関係上回り段を設けざるを得ないような場合等には許容することとした。</p> <p>手すり子形式の階段は、両側に2cm以上の立ち上がりを設け、杖等の踏み外しを防止する。</p> <p>蹴込み板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設ける。</p> <p>段鼻を突き出すとつま先がひっかかりやすいので避ける。</p>
(2) 手すり	<p>手すりは肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮すると、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、少なくとも片面には設け、廊下、踊り場等と連続性のあるものとする。</p> <p>手すりは断面が円形か楕円形とし、壁面から5cm程度の空気を確保する。この空き寸法は、バランスを失った人が、手すりや壁の間に手が滑り込まないで、しかも手すりをつかみやすいものとするのに必要な基準値である。</p> <p>「27 手すり」参照</p>
(3) 床	<p>階段の仕上げは特に松葉杖の使用等を配慮して、滑りにくいものとする。</p> <p>段鼻に滑り止めを設けることが有効であるが滑り止めは、金属製のものは杖が滑るので避け、踏面及び蹴込み板の面とそろえてつまづきにくい構造とする。</p>

整備基準の解説		ポイント
(4) 踏面	踏面の色と蹴あげの色の明度差を大きくすること等により、段を識別しやすいものとする。又、滑り止めの色を踏面と対比させて、段鼻を明確にすることも有効である	【図6.5】参照
(5) 点状ブロック	昇り口、降り口の床に点状ブロック（警告用）を設ける。ただし、自動車関連施設等で、視覚障がい者以外の者が運転のために必ず同行する施設についてはこの限りではない。 踊り場については、原則的に敷設しないものとするが、長さが 2.5m を超える踊り場又は折り返しのある階段の踊り場には敷設する。	
その他の注意事項	主に高齢者が入所する福祉施設など（全盲の視覚障がい者が入所しない場合に限る。）や幼児が利用する保育所などの施設で、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設が利用者の利用に特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどして段を識別しやすくし、注意を喚起すること等でも可とする。 階段下が、視覚障がい者等に危険な空間とならないよう安全に配慮した措置を講じる。	

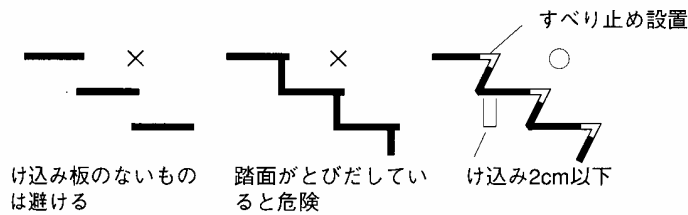
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(1) 形状	回り段は設けない。 階段及び踊り場の幅員は、150 cm以上とする。（2 本杖使用者が昇降しやすい寸法） 蹴あげは、16 cm以下、踏面は、30 cm以上とする。 蹴込みは、2 cm以下とする。	
(2) 手すり	階段の始点・終点の手すり部分には、点字や浮き彫りの数字により階を表示する。 手すり端部等に 30 cm程度の水平部分を設け、廊下の手すりと連続させる。 階段の幅が 300 cmを超える場合、中央にも手すりを設置する。 （高さが 100 cm以下の階段を除く。）	
その他注意事項	聴覚障がい者は、視覚により危険等を判断するため、折れ階段の踊り場には鏡を設置することが望ましい。 照明はできるだけむらなく明るくし、採光窓を設けることが望ましい。 適宜、足元灯、非常用照明装置を設置する。 床面や壁面に大きめの算用数字で階数番号を表示する。	

《 参 考 図 》

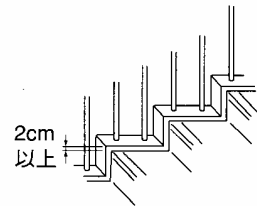
【図6.1】 階段の形状



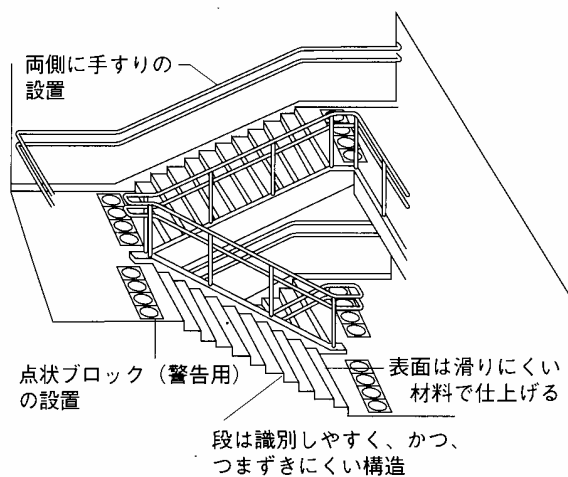
【図6.2】 け上げ、踏面の形状（つまずきにくい構造の例）



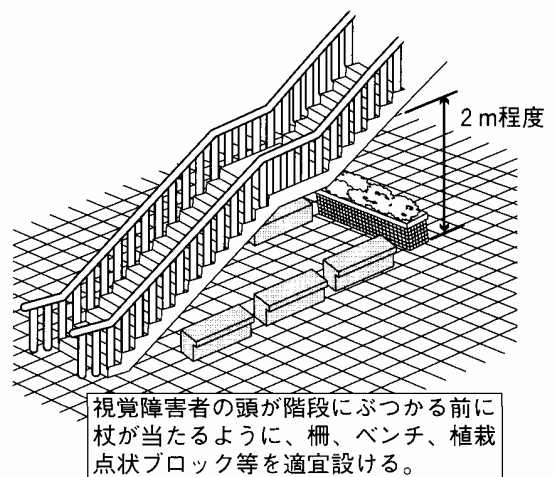
【図6.3】 階段端の立上がり



【図6.4】 階段の整備例

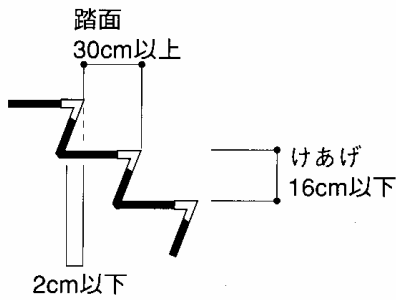


【図6.5】 視覚障害者に対する階段下の安全確保の措置の例

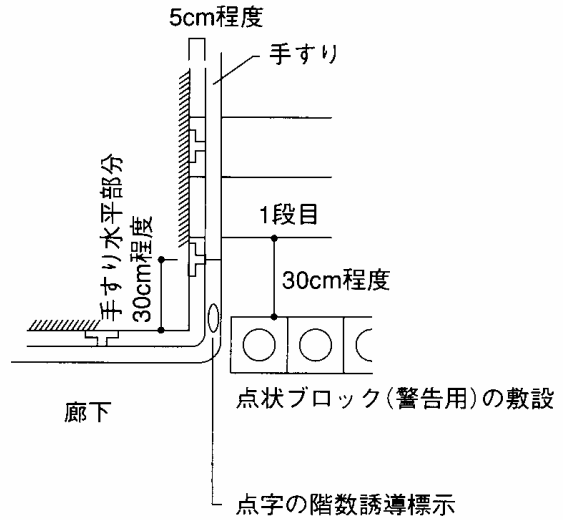


《 参 考 図 》

【図 6.6】



【図 6.7】



～ 基準の比較 ～

市整備指針・都整備基準		基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
構造	回り段を設けないこと	物販で1500m超の場合等 幅:140cm以上 けあげ:18cm以下 踏面:26cm以上 上記以外 幅:120cm以上 けあげ:20cm以下 踏面:24cm以上	幅:120cm以上 回り段を設けないこと	幅:150cm以上 けあげ:16cm以下 踏面:30cm以上 回り段を設けないこと
手すり	あり	あり(高さ1m以下の階段を除く)	あり	あり(両側)
床の表面	滑りにくい仕上げ	-	-	滑りにくい仕上げ
踏面	識別しやすく、つまづきにくいもの	-	-	識別しやすく、つまづきにくいもの
注意喚起	昇り口、降り口の床に点状ブロック	-	-	上端の床、踊り場に注意喚起用床材
詳細	-	施行令 第23条 第25条	第59条	-

7 エレベーター

[基本的考え方]

エレベーターは高齢者、障がい者等の垂直移動手段として最も有効なものである。エレベーターは、玄関ホール等公共エリアに通ずるところで、誰もが容易に認識、利用しやすい場所に設ける。

また、かご及び乗降用ロビーの構造は車いす使用者に配慮したものとする。

[整備基準]

直接地上に通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数のものが利用する場合は、その階に通ずるエレベーターを設け、次に定める構造とすること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障がい者等が享受又は購入できる措置を講じる場合は、この限りでない。

- (1) かごは、床面積の合計が5000㎡以下の施設については11人乗り以上、床面積が5000㎡を超える施設については13人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 共同住宅等や小規模な施設において、車いすで利用できる機種を採用する場合
 - イ かご内部で車いすを転回することなく円滑に利用できる機種を採用する場合
- (2) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、床面積の合計が5000㎡以下の施設については80cm以上、床面積が5000㎡を超える施設については90cm以上とすること。ただし、共同住宅等においては、80cm以上とすることができる。
- (3) かご内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障がい者等は支障なく利用できる構造とすること。
- (4) 乗降ロビーは、車いすが転回できる構造とすること。

整備基準の解説

ポイント

	<p>本文ただし書きの「サービス又は販売される物品を享受又は購入できる措置」の適用例としては、通常2階以上で行っている受付業務を1階で行い得る体制を整えている場合や、車いす用階段昇降機等により車いす使用者を2階以上に上げることができる配慮がなされている場合などである。</p>	
(1) かごの大きさ	<p>11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法は、JIS規格により135cmとされており、電動車いすでも利用できる大きさである。</p> <p>11人乗り以上とすることが基本であるが、例えば低層で1店舗のみの建物で、主要動線が階段である場合や、共同住宅等で多数の者が同時にエレベーターを利用する可能性が少ない場合等においては、9人乗り(間口105cm×奥行152cm)若しくは6人乗り(間口105cm×奥行115cm)程度でも良いこととする。ただし、かご内の平面形状及び乗降ロビーのスペースによっては車いすが利用できない場合もあるので十分な配慮を要する。</p>	<p>【図7.1】参照</p> <p>6人乗りでも機種によっては利用できないものがある。<表7.1>参照</p>
(2) かご及び昇降路の出入口	<p>かご及び昇降路の出入口の有効幅80cmは、車いすが通過できる最低幅である。直進できないと乗降には困難を伴うため、かご内及び乗降ロビーは直進での乗降の支障となるような障害物、突起物を設けない。特に手す</p>	<p>車いすを操作する手が通過できるだけの余裕が必要</p>

<p>(3) かが内及び乗降ロビーに設ける設備</p>	<p>りについてはかが内に設けることが望ましいが、設置位置については、車いすの乗降の際に支障とならないよう、出入口の幅員の確保に十分配慮し設置する。</p> <p>床面積の合計が5000㎡を超える施設については、手が不自由な場合等で車いすでの直進が困難な場合等に配慮し、かが及び昇降路の出入口の有効幅は90cm以上とする。</p> <p>高齢者、身体障がい者等の円滑な利用を確保するためのかが内及び乗降ロビーに設ける設備としては、社団法人日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-B506）」に定める以下の付加仕様の設置を配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用乗場ボタン かが内専用操作盤 かが内鏡 乗降者検出装置 かが内専用位置表示器 シンボルマーク及び利用銘板 <p>「視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515C）」及び以下の諸点について配慮する。</p> <p>操作盤のボタン類は、感知式ではなく、ボタン式とする。</p> <p>かが内及び乗降ロビーに設ける操作盤（車いす使用者専用操作盤を除く。）は、各ボタン面かその付近に点字や浮き彫りの階数標示を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。</p> <p>かが内には、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>乗降ロビーは、エレベーターへの乗降の前後に車いすが180度方向転換できるスペースを確保する。</p> <p>床の表面は、水平とするとともに滑りにくい仕上げとする。</p> <p>「視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515C）」及び以下の諸点についても配慮する。</p> <p>乗場ボタンは、感知式ではなく、ボタン式とする。</p> <p>乗降ロビーには、到着するかがの昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置を設ける。ただし、かが内に、かが及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向及び開閉を音声により知らせる装置が設けられている場合にはこの限りでない。</p> <p>乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とするなど、識別しやすいものとするとともに、乗降ボタンは、ボタン面かその付近に浮き彫りの階数標示や点字を施したり、内部にランプを内蔵させて判別しやすくするなど、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。</p>	<p>【図7.4】参照 【図7.2】参照</p> <p>【図7.3】参照 国際シンボルマークなどを使用する。</p>
-----------------------------	--	--

誘導基準（望ましい基準）

ポイント

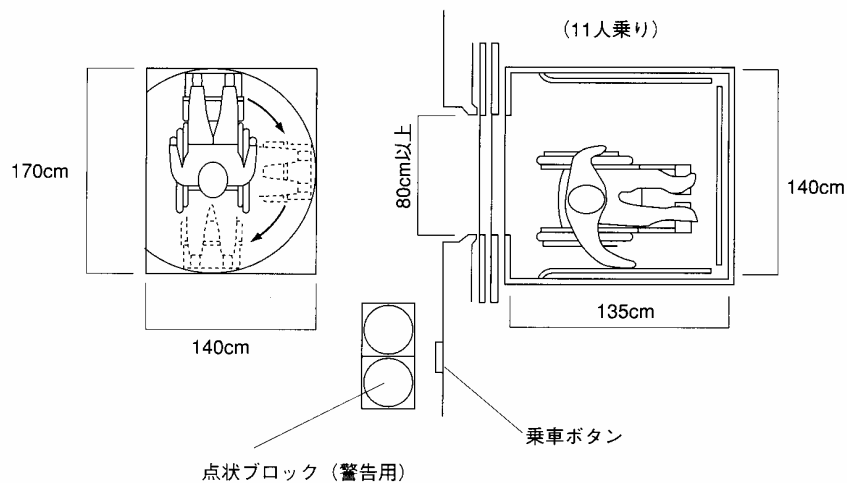
	<p>かご及び昇降路の出入口の有効幅は、内法を90 cm以上とする。</p> <p>非常時における聴覚障がい者のための配慮として、非常時聴覚障がい者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達方法となる電子文字標示盤、聴覚障がい者用モニター、又はこれに代わるものを設置する。</p> <p>かご内の防犯や事故時の安全確保のため、下端が床上35 cm程度でかごの内部が確認できるガラス窓を設置する。</p> <p>担架、ストレッチャーの運搬を考慮して奥行き200 cm以上のエレベーターとする。</p> <p>床上35 cm程度まで車いすあたりを設ける</p> <p>乗り場ボタンへ誘導する視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。</p> <p>エレベーターホールには触知図を設ける。</p>	<p>共同住宅にはトランク付エレベーターが、病院等の医療施設には寝台用エレベーターが設置できる。</p> <p>【図7.5】<表7.1>参照</p>
--	--	--

～ 基準の比較 ～

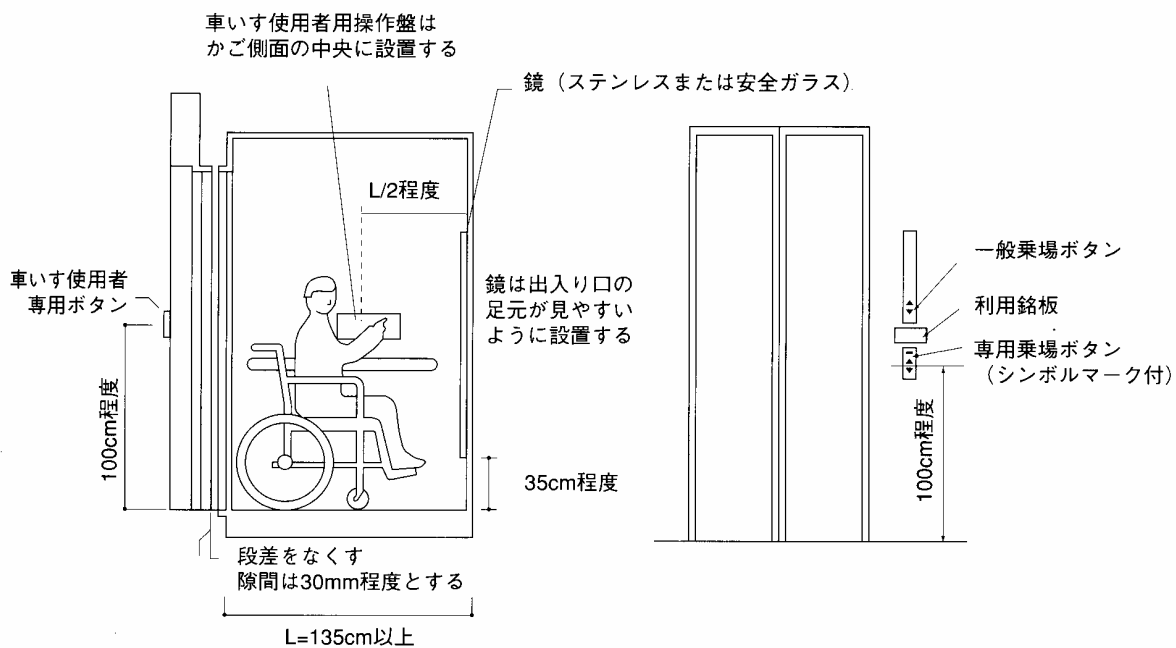
	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
設置義務	あり	-	あり(学校、保育所又は母子生活支援施設などは除外)	あり
かごの大きさ	5000㎡超:13人乗以上 5000㎡以下:11人乗以上	-	-	1以上は床面積2.09㎡以上 その他は1.83㎡以上
かごの奥行き	-	-	-	135cm以上
出入口幅	5000㎡超:90cm以上 5000㎡以下:80cm以上	-	80cm以上	1以上は90cm以上 その他は80cm以上
乗降ロビー	車いすが転回できる構造			1以上は幅、奥行き180cm以上 その他は幅、奥行き150cm以上
詳細	-	-	第60・61条	-

《 参 考 図 》

【図7.1】 エレベーターの設計標準（11人乗り）



【図7.2】 エレベーターの利用例



【図7.3】 シンボルマーク及び利用銘板の例

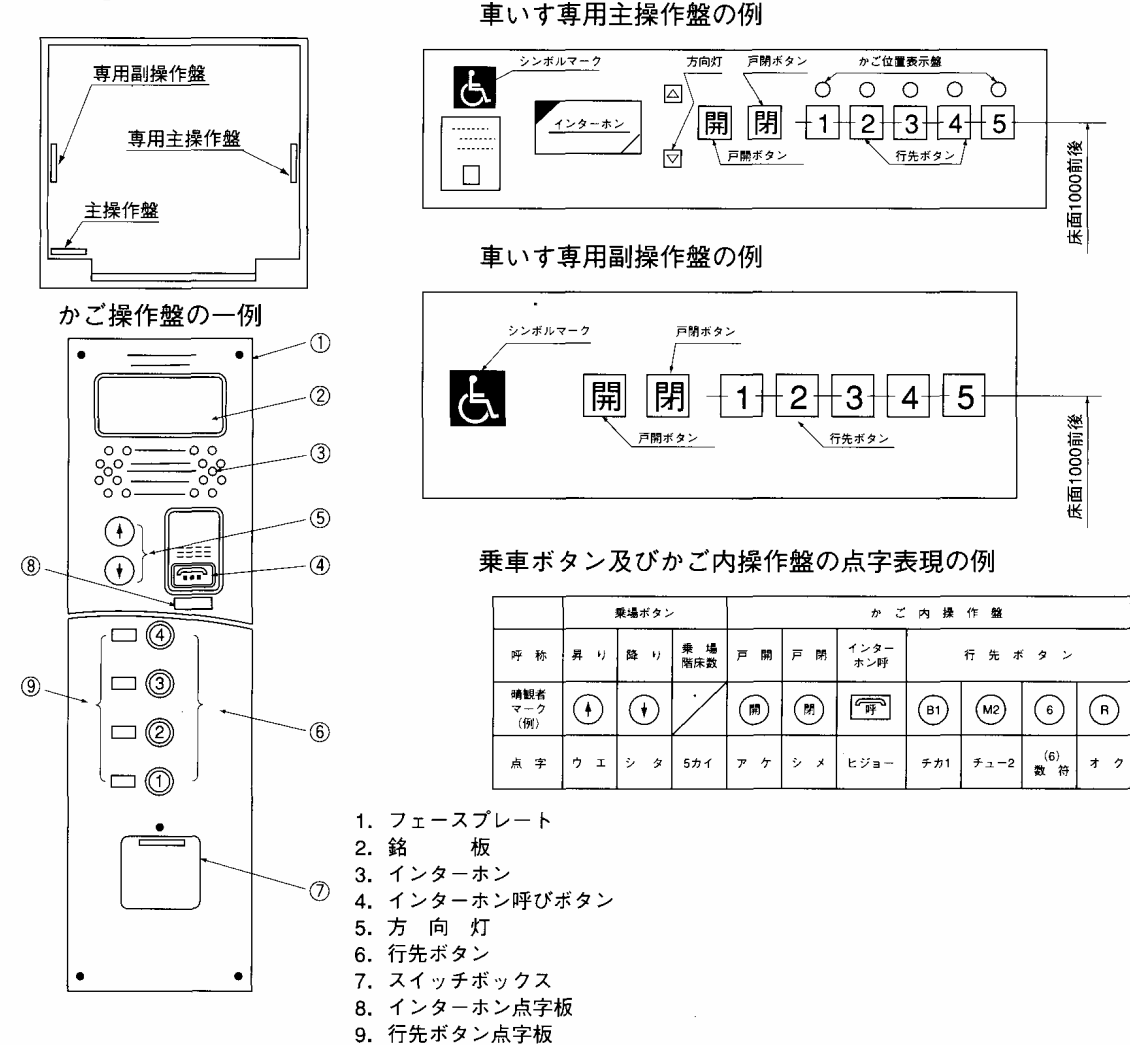


お 願 い

車いす使用の方はシンボルマーク付きの
操作ボタンをご利用ください。

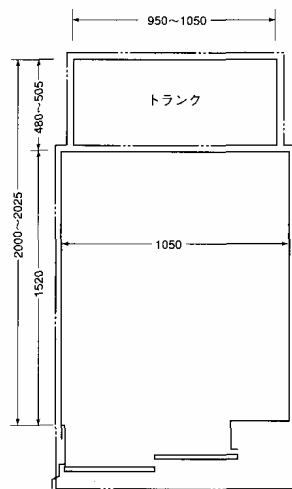
《 参 考 図 》

【図 7.4】 かが内操作盤配置例

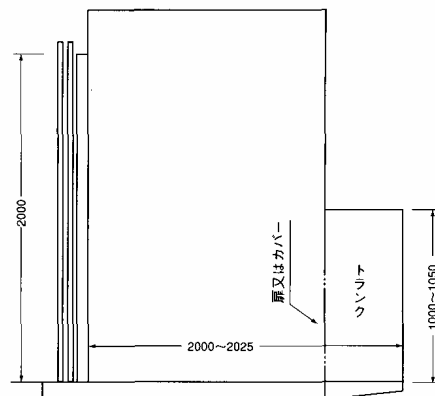


【図 7.5】 トランク付エレベーター

トランク付エレベーターを設置できるのは、共同住宅等で担架、棺を運搬するため、設置が不可欠な建築物である。(JEAS-A514A)



かが平面図



かが平面図
(フロア形)

<表7.1> 適用機種表

車いすの種類					手動車いす	電動車いす		
使い方					かご内で車いすの向きを変える	乗り込んだ状態でそのまま出る	乗り込んだ状態でそのまま出る	
					最小かご寸法			
最小出入口幅					800	800	800	
適用機種 (JISA4301抜粋)	最大定員 (人)	かご内の内法寸法		有効 出入口				
		間口	奥行					
一般乗用	P-6	6	1,400	850	800	×	×	×
	P-9	9	1,400	1,100	800	×		×
	P-11	11	1,400	1,350	800	×		
	P-13	13	1,600	1,350	900	×		
	P-15	15	1,600 1,800	1,500 1,300	900 1,000	×		
住宅用	R-6	6	1,050	1,150	800	×		×
	R-9	9	1,050	1,520	800	×		
寝台用	B-750	11	1,300	2,300	1,100	×		
	B-1000	15	1,500	2,500	1,200			

:適用機種 ×:非適用機種

寝台用の設置は、原則として病院など医療施設等に限られる。

トランク付エレベーターは共同住宅に設置する R-9 に限られる (JEAS-A514A)

表中の条件について

手動車いすで前進で乗り込み、180度方向を転換させて前進で降りることができることと、車いすの他に何人かの人が同時に乗り合わせることができることを条件とした。

手動車いすで前進 (又は後進) で乗り込み、後進 (又は前進) で降りることができるとともに、添乗者又は利用者が少なくとも一人同乗できることを条件とした。

添乗者又は利用者が同乗しなくても電動車いすの操作及びエレベーターの操作が単独で行える車いす使用者が、電動車いすで前進 (又は後進) で乗り込み、後進 (又は前進) で降りることができることを条件とした。

<参考>

J E A S - B 5 0 6 車いす兼用エレベーターに関する標準

1 適用範囲及び趣旨

本標準は、不特定多数の人が利用する施設 (人荷共用、非常用を含む) 及び寝台用エレベーターにおいて、車いす使用者が利用するための望ましい寸法及び付加仕様について規定する。

この車いす用エレベーターは、一般健常者はもとより単独で町に出ていけるだけの生活機能を有する車いす使用者の利用を考慮している。

なお、車いすは、JIS T9201 に定める大型車いす (手動車いす) 及び JIS T9203 に定める電動車いすを対象とする。

2 内容

2.1 かご内寸法は、車いす兼用として供するのに必要な寸法とする。

(1) 手動車いすの場合

1) 車いすがかご内で 180° 転回できる仕様の場合、かごの内のり最小寸法は、間口 1,400 mm × 奥行 1,350 mm とする。

- 2) 車いすがかご内で 180° 転回できない仕様の場合、かごの内り最小寸法は、間口 1,000 mm×奥行き 1,100 mmとする。
- (2) 電動車いすの場合
 - 1) 車いすがかご内で転回しない条件で、かごの内り最小寸法は、間口 1,000 mm×奥行き 1,350 mmとする。
- 2.2 出入口有効幅は 800 mm以上とする。
 - 2.3 かご敷居と乗用の敷居のすき間は 30 mm程度とする。
 - 2.4 付加仕様
 - (1) 専用乗場ボタン
各階乗場の出入口には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に専用ボタンを設ける。専用ボタンによりかごが着床したときは、戸の開放時間を延長する。
 - (2) かご内専用操作盤
かご内左右の 2 面の側板には車いす使用者が利用しやすい適当な位置に操作盤を設ける。各操作盤には行先ボタンを設け、また操作盤のうち少なくとも、一面には呼ボタン付きインターホンを取り付ける。専用操作盤の行先階ボタンによりかごが着床したときは、戸の開放時間を延長する。
 - (3) かご内鏡
かご内背面鏡にガラス製又は金属製の平面鏡を設ける。ただし、展望用エレベーターや二方向出入口寝台用エレベーターのように平面鏡が設けられない構造のものにあっては、凸面鏡（合成樹脂製も含む）も可とする。
 - (4) 乗降用検出装置
かごの出入口には通常セーフティシューの他、光電式、静電式または超音波式等で、乗降客を検出し、戸閉を制御する装置を設ける。光電式の場合は、ビームを 2 条設ける。
 - (5) かご内専用位置表示器
かご内の専用操作盤又は背面盤のいずれかにかご内専用位置表示器を一面設ける。
 - (6) シンボルマーク及び利用銘板
車いす兼用エレベーターのシンボルマークを専用乗場ボタン及び、かご内専用操作盤の近傍に設け、又利用銘板を専用乗場ボタンの近傍に設ける。

J I A S - 5 1 5 C 視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準

1 適用範囲及び趣旨

本標準は、一般ビル、住宅等において、視覚障がい者がエレベーターを利用するときの利便を考慮した仕様について規定するものであり、単独で町に出ていけるだけの生活能力を有する視覚障がい者を対象とする。

エレベーターが群乗合方式又は群管理方式の場合は、あらかじめグループの中の特定の一台のエレベーターを視覚障がい者兼用エレベーターとする。

なお、本仕様を部分的に付加したエレベーターは、視覚障がい者兼用エレベーターとは呼ばない。

2 内容

2.1 乗場設備

(1) 注意銘板

乗場にはエレベーターを使用する際の注意事項を点字で記載した注意銘板を設置する。

(2) 乗場ボタン

単独設置のエレベーターの場合は、一般乗場ボタンと兼用する。群乗合方式又は群管理方式のエレベーターの場合は、一般乗場とは別に専用ボタンを設ける。

乗場ボタンは押しボタンとする。静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。

(3) 運転方向及び

乗場ボタンに近接して階床数名の点字表示を行う。

2.2 かが内設備

(1) かが内操作盤

一般乗客用の主操作盤と兼用し、行先、戸開、戸閉、インターホン呼びの各ボタンに近接して、それぞれ点字標示を設ける。

なお、各ボタンは押しボタンとし、静電式タッチボタン等ストロークのないボタンの使用は不可とする。

(2) 乗降客検出装置

かごの出入口部には機械式セーフティシューを設ける他に、乗客の安全を図るために、光電式、静電式又は超音波式等のいずれかの戸閉を制御する装置を設ける。

2.3 待客・乗客への報知

(1) 乗場の待客への報知

エレベーターが到着した時に待客へ運転方向を音声で知らせる。

(2) かが内乗客への報知

(a) 戸閉の警告

戸が閉まり始める前に、音声により戸が閉まることを知らせる。

ただし、戸閉ボタンを操作したときは音声による案内を省略することができる。

(b) 到着階床名の報知

エレベーターが到着する前に、その階床名を音声により知らせる。

2.4 管制運転の報知

地震時管制運転、火災時管制運転、停電時管制運転等を備えたエレベーターではそれぞれの管制運転が開始されたとき、乗客に対し音声によりその旨を報知する。エレベーターが最寄り階あるいは避難階に着床した後は速やかにエレベーターより降りる旨の案内をする。

2.5 建築側の配慮

建物内において視覚障がい者を視覚障がい者兼用エレベーターの乗場へ誘導するため、各階の床に点状床材又は線状床材等を貼り付けることが望ましい。

8 便所（だれでもトイレ）

[基本的考え方]

車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。原則として200cm角以上の十分なスペースを確保した便所が必要であるが、これが困難な場合であっても最低限車いすで利用できる便房を設けることで、多くの人の行動範囲を拡大する可能性を提供することになる。

[整備基準]

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することのできる便房（以下この表において「だれでもトイレ」という。）又はだれでもトイレを有する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、次に定める構造とすること。

- (1) だれでもトイレの出入口の有効幅は、85cm以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- (2) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。ただし、床面積の合計が1000㎡以下の施設については、車いす利用できる空間を確保した便房とすることができる。
- (4) だれでもトイレには、腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。
- (5) 床面には、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (6) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (8) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。

整備基準の解説		ポイント
(1) 出入口	出入口は便房の状況によっては必ずしも直進での出入りが可能でない場合もあり得るので、原則として85cm以上を確保する。ただし、有効幅85cmの確保が困難であり、かつ便房へ直進で出入りできる場合には、有効幅を80cmとすることができる。	【図8.1】参照
(2) 戸	便所の出入口には戸を設けない方が望ましいが、戸を設ける場合には、常時開放できる形式とする。 車いす使用者が通過しやすい戸の構造は、自動式引き戸、手動式引き戸の順で望ましい。便房の戸を内開き戸とすることは、車いすが入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車いすがじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。	「便所」内の「便房」（ブース）には戸をつける。
(3) 便房の大きさ	円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で200cm×200cm以上とし、直径150cm以上の円程度が内接できる空間を確保する。また、車いすから便座への移乗は車いすの側面（障がいにもよるが一般的にこの方法が最も容易）または前方からなされるため、便器の前方及び側面に車いすを寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設	【図8.2】参照

(4) 便房内の設備	<p>けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円程度が内接できる空間を避け、車いす使用者が利用しやすい位置に配置する。</p>	【図 8.3】参照
	<p>ただし、床面積の合計が 1000 m²以下の施設等（公共的施設を除く。）で 200cm×200cm 以上のスペースが確保できない場合には、次善の策として、車いすの斜め前方からアプローチを可能にするための大きさとして、内法で 150cm×200cm 程度の便房を確保する。</p>	【図 8.4】参照
	<p>床面積の合計が 200 m²以下の小規模な施設等に設けられる最小限の寸法のものとしては、内法で、幅が 90cm 以上、奥行が便器の先端から 110cm 以上であり、直進で入ることができる便房（便器の前方に出入口があるもの）が考えられる（概ね 90cm×180～190cm 以上）。また、出入口が便房の奥行き方向にある場合には、車いすが 90 度方向を転換しながら円滑に進入することができ、少なくとも前方からの便器への移乗を可能とするだけの奥行きが必要であるため注意する。</p>	【図 8.1】参照
	<p>手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取り付けを堅固にする必要がある。可動手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。</p>	
	<p>手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車いすを便器と平行に寄り付けて介助する場合等に配慮し、150 cm×200 cm 以上の大きさの便房においては、片方の手すりは可動式とする。</p>	
	<p>垂直手すりは歩行困難者が立ち上がるときに利用されるものであり、壁に固定することが望ましいが、床固定の場合は車いすの移動・回転に支障のないように設置する。</p>	
	<p>水平手すりの高さは、車いすのアームレストと同程度（65～70cm）とする。</p>	
	<p>洗面器の外に手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。</p>	【図 8.10】参照
	<p>照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車いすでの利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。</p>	
	<p>洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用呼び出しボタンその他は、便器に腰掛けたまま容易に利用できる位置に設け、分かりやすく、操作しやすい形状のものとする。</p>	<p>非常用呼び出しボタンは床に転倒した際にも手が届く位置に設けるか、ひもで操作できるようにする。</p>
<p>使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。</p>	【図 8.8】参照	
<p>手荷物棚又はフックを設置する。</p>		
<p>フラッシュバルブは、足踏式（車いすでも踏めるもの）、センサー式、くつべら式、ボタン式など操作が容易なものとする。</p>		
<p>洗面器は便器の前方及び側面に車いすを寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置するよう十分注意する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置することができる。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合に</p>		

(5) 床面 (段差)	のみ設置し、車いす使用者の洗面器の利用にも配慮する。 便所は床面を水洗いする関係上、入口にレベル差が生じることが多いが、車いすの通過に際して支障とならないよう、すりつけ、スロープを設ける。	【図8.11】参照
(6) 床面 (表面)	水洗いができ、かつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	
(7) 位置	だれでもトイレはだれもが利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 だれでもトイレの入口付近には、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれもが利用できる旨を表示する。	
(8) 標示	案内板等に便所の位置を表示する。	
その他注意事項	・ベビーチェア、ベビーベッドの整備については、「子育て支援環境の整備(ベビーチェア・ベビーベッド)」を参照する。	

誘導基準(望ましい基準)		ポイント
(1) 出入口 (2) 戸	出入口の有効幅は90cm以上とする。 だれでもトイレの出入口の戸は自動式引き戸とする。 手動式の戸の握り手はレバー式か棒状のものとする。 扉は容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して、外部から解錠できるものとする。	【図8.13】参照
(3) 便房の大きさ	便房は、電動車いすで利用しやすい空間(220cm×220cm以上)を確保し、便器の前方に120cm以上、側面に70cm以上の空間を確保して、衛生機器等を設置する。	
(4) 便房内の設備	電気施錠とし、使用中ランプ、扉の開閉を連動させる。 便器の側面に移乗のスペースを設ける。 フットレストのあたりにくい便器とする。 確認ランプ付呼び出し装置、廊下標示ランプ、事務所警報盤を設ける。 一般より大きい汚物入れを設ける。 手洗器、洗面器は高齢者、障がい者等の利用を配慮した構造とする。 洗面所の鏡は、床上80cm程度から上方へ80cm、若しくは可動式とする。 広いスペースの便房内には、衣類や補装具を着脱する際に利用するための長いす又は寝台を設ける。 大型の電動車いす等が回転できない場合に後進で退出することを配慮し、後方確認用の鏡を設置する。 オストメイトにも対応可能なトイレとするため、パウチの便を処理するためのしびん洗浄用水洗付大便器又は汚物流しと、汚した衣服や腹部を洗うための温水が出る多目的流しを設ける。 トイレの利用形態は、障がいの違いによって多種多様である。このた	扉の開閉ボタンと照明等との連動は、特に介護者が外に出て閉ボタンを押す場合などに消灯しないような配慮も必要となる。 【図8.6】参照 【図8.14】参照 【図8.12】参照

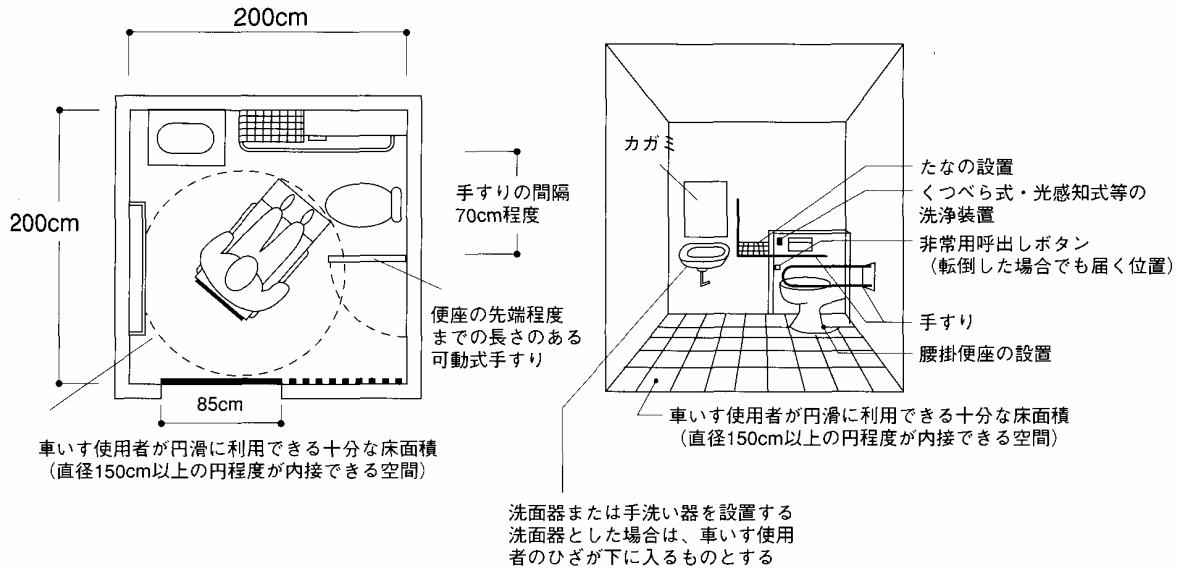
(5) 床面 (表面)	<p>め、だれでもトイレを複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人の利用が可能となるよう配慮する。</p> <p>水洗いができ、なおかつ濡れた状態でも滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない材料を使用する。</p>	
----------------	---	--

～ 基準の比較 ～

	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
設置義務	1以上の設置 (不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合)	-	1以上の設置	階ごとに 総数 200の場合:総数×1/50以上 総数 > 200の場合:総数×1/100 + 2以上
戸の構造	車いす使用者が円滑に利用できる構造	-	-	車いす使用者が円滑に利用できる構造
出入口幅	85cm以上	-	85cm以上	80cm以上
便房内	腰掛け便座 手すりの設置	-	-	-
段差処理	通行の支障となる段差は禁止	-	通行の支障となる段差は禁止	-
床の表面	滑りにくい仕上げ	-	滑りにくい仕上げ	-
詳細	-	-	第57条	-

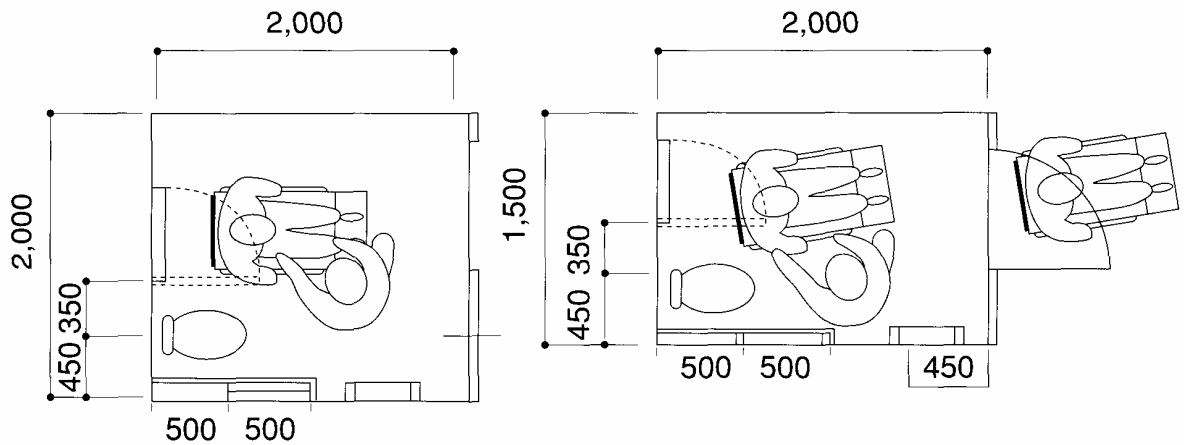
《 参 考 図 》

【図 8.1】 便房内の各備品配列例 (200cm×200cmの場合)

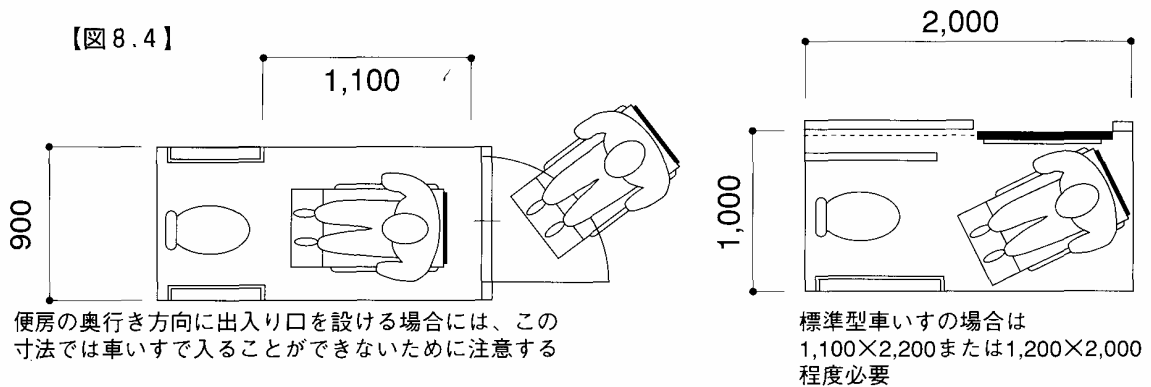


【図 8.2】

【図 8.3】

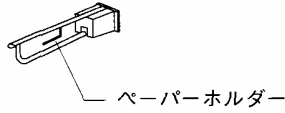


【図 8.4】

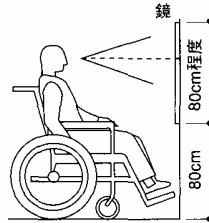


《 参 考 図 》

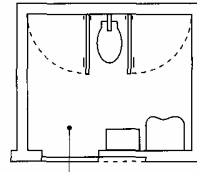
【図8.5】 手すり兼用の
ペーパーホルダーの例



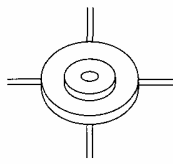
【図8.6】 便房内の身づくろい用鏡の高さの例



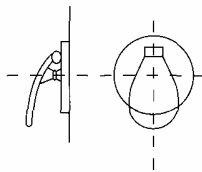
【図8.7】 左右どちら側からでも車いすが
アプローチできるよう配慮され
た例



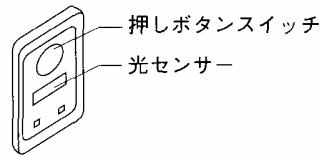
【図8.8】 フラッシュバルブの例
足踏式



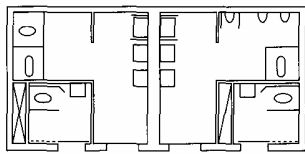
くつべら式



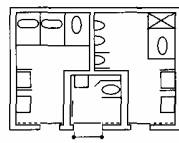
光感知式



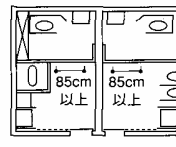
【図8.9】 便所の配置例



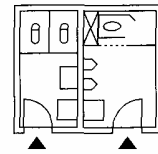
◎男女別にだれでもトイレ
を設けた例



○男女兼用にだれでもトイレ
を設けた例



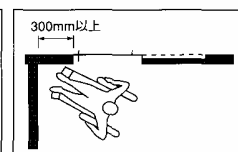
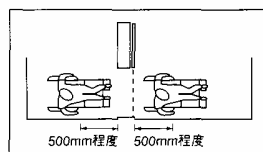
△男女それぞれの便所内に
それぞれだれでもトイレ
を設けた例
*異性介助がしづらい



×男子便所又は女子便
所のどちらか一方に
だれでもトイレを設
けた例

【図8.10】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

自動ドアの場合、開閉スイッチは部屋の
隅から500mm程度離れた場所に設置す
る。手動開閉式ドアの場合は、横長かL
字型の取手をドアに設置するか、袖壁を
300mm程度以上確保する。



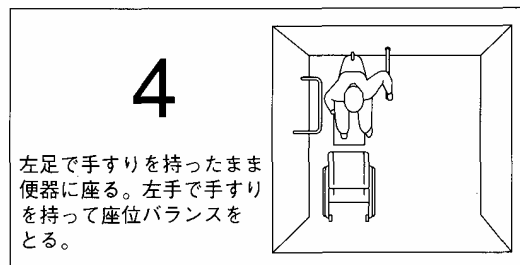
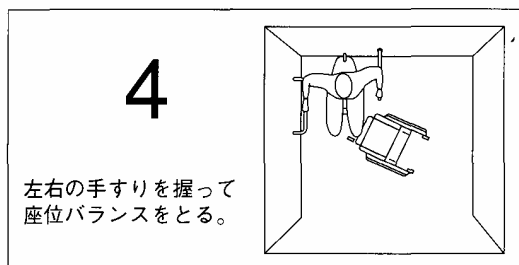
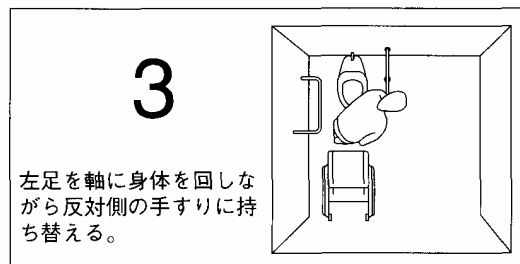
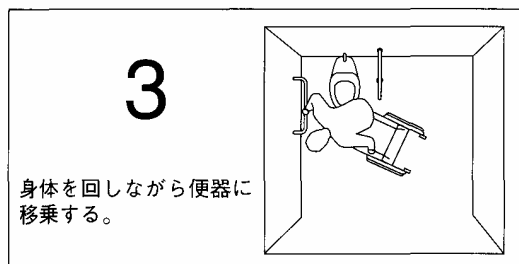
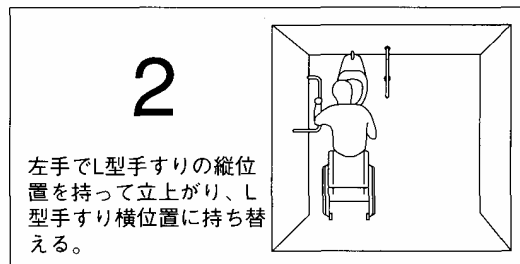
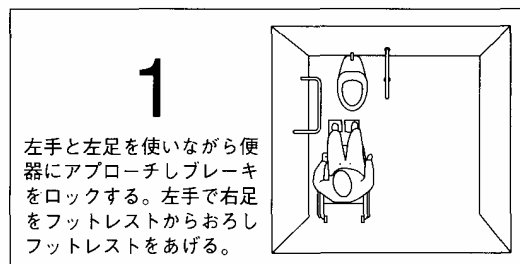
【図8.11】 案内標示の例



高齢者や妊産婦、乳幼児を連れた人な
ど障害者以外の人も利用できる旨を標
示する。

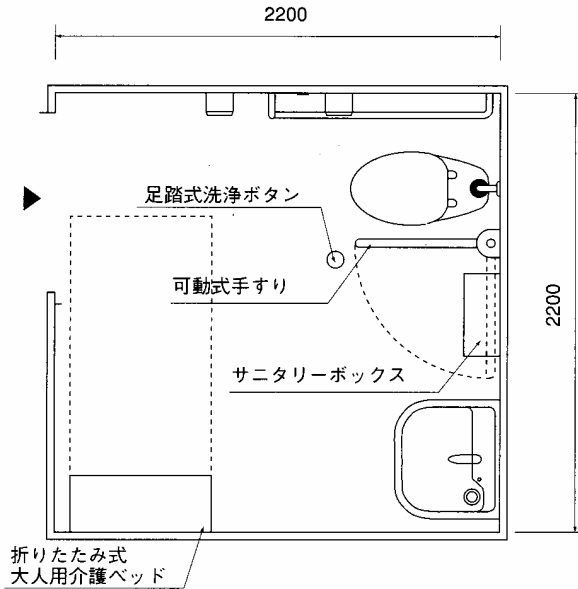
《 参 考 図 》

【図 8.12】 車いすによる便器へのアプローチの例

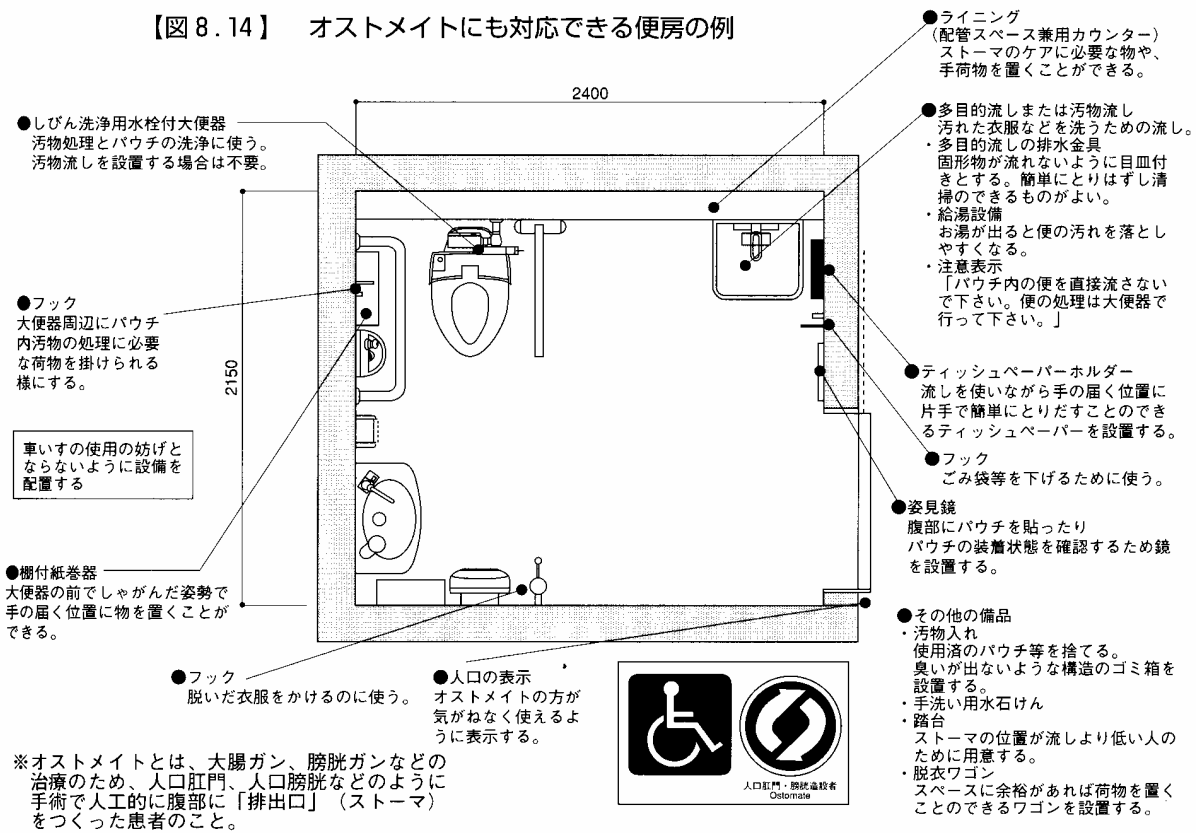


《 参 考 図 》

【図 8.13】 便房内の各設備設置例 (220cm×220cmの場合)



【図 8.14】 オストメイトにも対応できる便房の例



9 便所（一般用）

[基本的考え方]

車いす使用者以外の高齢者、障がい者等が一般用便所を円滑に利用するためには、補助手すりが必要である。だれでもトイレ以外の一般用便所についても、1以上を、高齢者、障がい者等の利用に配慮したものとする。

[整備基準]

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。

- (1) 床面には、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 大便器は、1以上を腰掛け式とすること。
- (4) 腰掛け式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。
- (5) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又はこれに代わる小便器とすること。

整備基準の解説	ポイント	
(1) 床面 (段差)	便所は床面を水洗いするために、入口にレベル差が生じることが多いが、高齢者、障がい者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。	
(2) 床面 (表面)	水洗いができ、なおかつ濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	
(3) 大便器	高齢者などの足腰の弱っている人にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、大便器は腰掛け式のものを1以上設ける。	
(4) 手すり	便房内の手すりは高齢者などの足腰の弱っている人の立ち居を補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものをつけると多種の利用者の要求を満たすことができる。	【図9.1】参照
(5) 小便器	小便器の手すりは胸を支点にしてよりかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、できるだけ小便器に近づけて取りつけることとし、高さは120cm程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔60cm程度、高さは80cm程度とする。	【図9.2】参照
	男子用小便器は、小児等の利用に配慮し、床置き式又はリップの高さが35cm以下のものとする。なお、病院等の医療施設については、床等の清掃性を配慮する。	【図9.3】【図9.4】参照
	男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。 ・ベビーチェア、ベビーベッドの整備については、「子育て支援環境の整備（ベビーチェア・ベビーベッド）」を参照する。	

誘導基準（望ましい基準）

ポイント

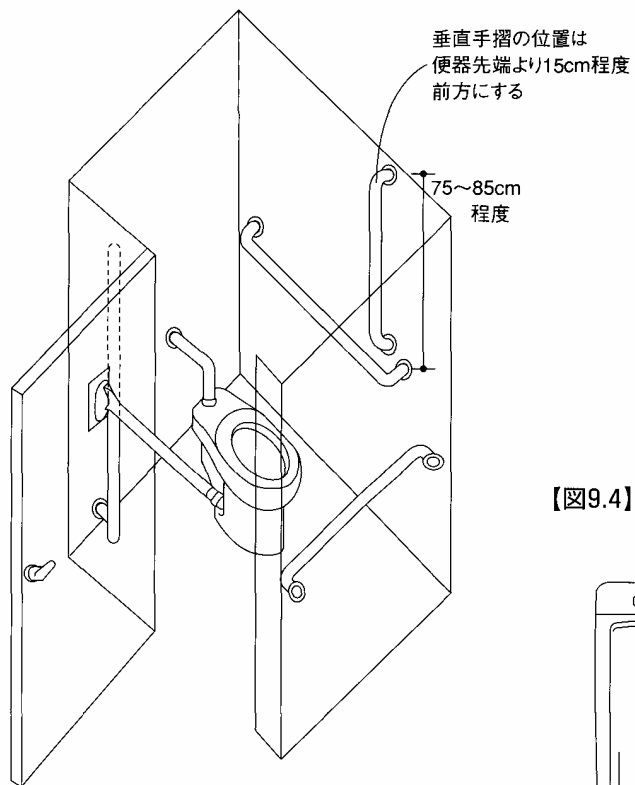
<p>(1) 床面 (表面) その他の注意事項</p>	<p>水洗いができ、なおかつ濡れた状態でも滑りにくく、転倒しても衝撃の少ない材料を使用する。</p> <p>車いすの使用を考慮し、出入口の有効幅は、85cm以上とすることが望ましい。</p> <p>一般用便所は、だれでもトイレのある便所に近接した位置に設ける。</p> <p>1箇所を除き、残りのすべての大便器を腰掛け式とする。</p> <p>非常用呼び出しボタンには、点字による表示を行う。</p> <p>洗浄装置、ペーパーホルダー、手洗器、非常用呼び出しボタン、その他は便器に腰掛けのまま容易に利用できるものとし、分かりやすい位置に設ける。</p> <p>フラッシュバルブは、足踏式、センサー式、くつべら式、ボタン式など操作が容易なものとする。</p> <p>使用中の標示は分かりやすい位置に設ける。</p> <p>案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。</p> <p>聴覚障がい者のための緊急時の設備として、光などにより表示できる設備を設けることが望ましい。</p>	<p>非常用呼び出しボタンは床に転倒した際にも手が届く位置に設ける。</p>
-------------------------------------	--	--

～ 基準の比較 ～

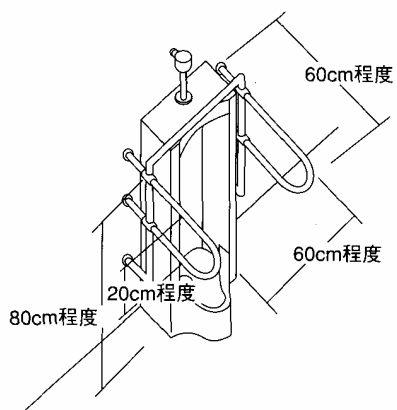
	市整備指針・都整備基準	基準法	安全条例	ハートビル法 誘導基準
設置義務	1以上の設置 (不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合)	-	1以上の設置	-
出入口幅	便所の出入口幅:85cm以上	-	便所の出入口幅:85cm以上	-
便房内	1以上を腰掛け便座、手すりの設置	-	-	-
段差処理	通行の支障となる段差は禁止	-	通行の支障となる段差は禁止	-
床の表面	滑りにくい仕上げ	-	滑りにくい仕上げ	-
小便器	1以上を床置き式又はこれに代わるもの	-	-	1以上を床置き式
詳細	-	-	第57条	-

《 参 考 図 》

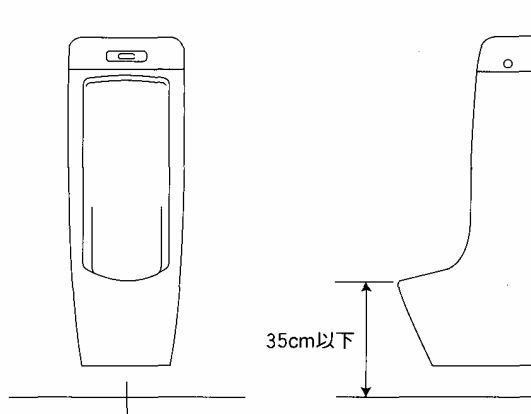
【図9.1】 大便器の手すりの例



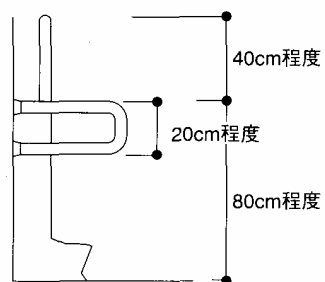
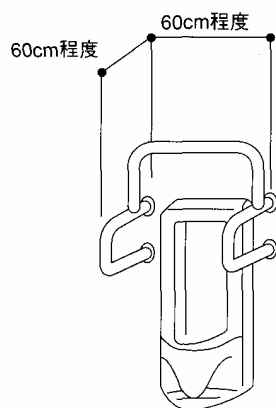
【図9.2】 小便器の手すりの例



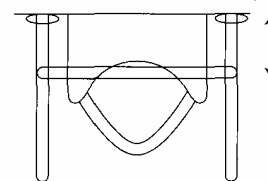
【図9.4】 壁掛式小便器（低リップ式）の例



【図9.3】 床置き式小便器の例



正面の手すりは、
便器の厚さと
同程度になるよう
設定する。



必要とされる手すりの位置・形状は障害者の程度や種類によって様々であり
図に示す手すりは設置の一例である。

「人にやさしいまちづくり事業」

1 概要

ハートビル法第5条に基づく認定建築物のうち、公益的な施設を含むものについて、その公益的施設に至る移動システム及び移動システムと一体的に整備されるパブリックスペースの整備費に対する補助を行う制度である。

移動システム：エレベーター、エスカレーター、動く歩道等の移動用設備、幅の広い廊下、勾配のゆるやかな階段、スロープ等

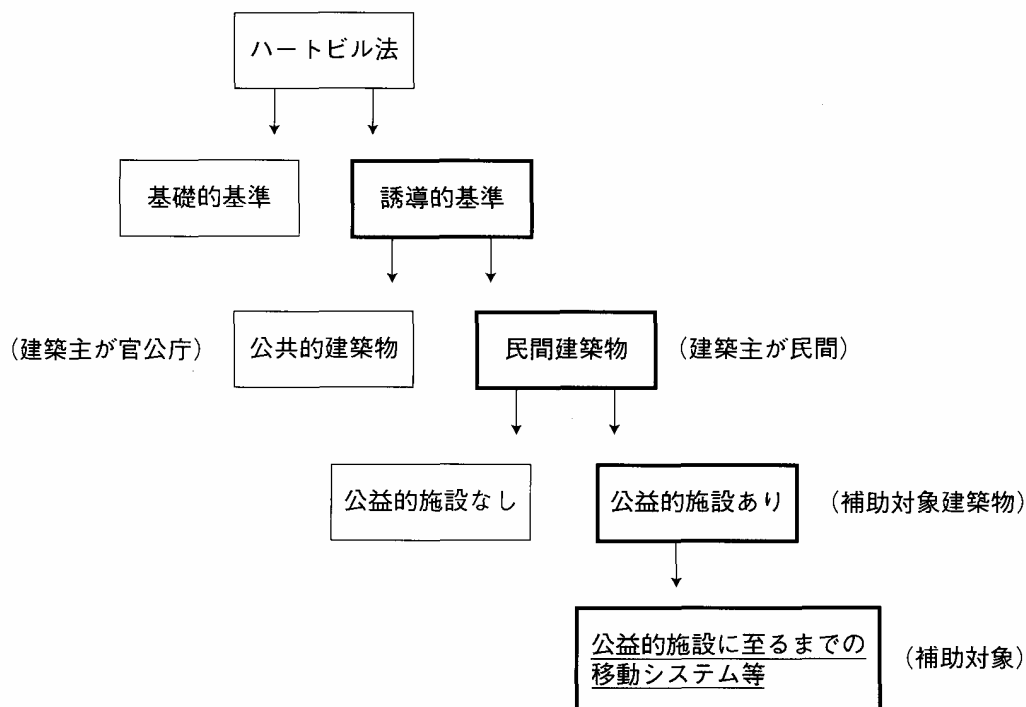
パブリックスペース：広場、空き地、アトリウム、ホール、障害者用のトイレ、障害者用駐車スペース等

公益的施設の例：社会教育施設、(研修施設、スポーツ、レクリエーション施設)、社会福祉施設(老人福祉センター、身体障害者福祉センター)、文化施設(美術館、博物館、図書館、文化ホール)、医
療施設(病院、診療所)、集会施設(集会所)

☆補助対象建築物は、ハートビル法第5条に基づく認定建築物であることが前提

☆認定建築物のうち、公益的施設を含むものが補助対象

2 ハートビル法との関係



*公益的施設そのものは補助対象とはならない

10 浴室・シャワー室

[基本的考え方]

浴室・シャワー室は下肢の不自由な障がい者が利用できることを最低条件とし、浴室の一端に車いすが横付けできるスペースや、できれば介護者が付き添えるスペースを確保するとよい。

[整備基準]

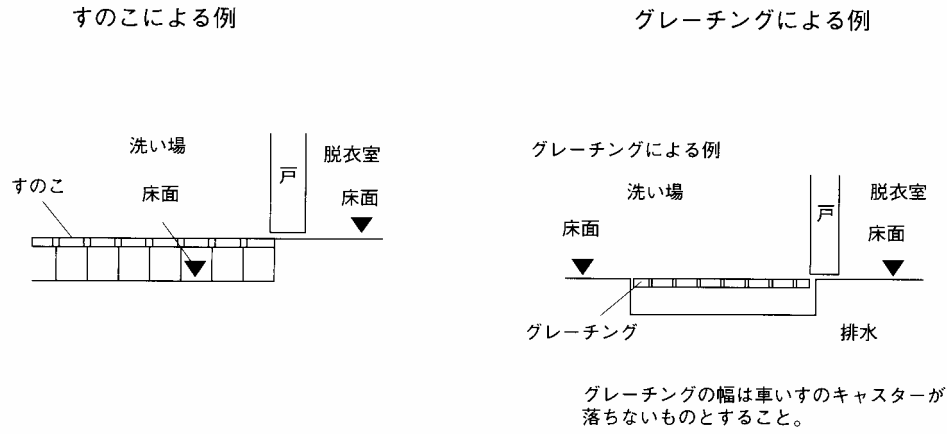
不特定かつ多数の者が利用する浴室・シャワー室を設ける場合は、それぞれ1以上を次に定める構造とすること。

- (1) 出入口から、浴そう又はシャワールームまでの床面には、通行の支障となる段差を設けないこと。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 必要な場所に手すりを設けること。

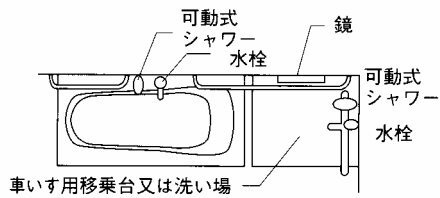
整備基準の解説		ポイント
(1) 床面 (段差)	水仕舞との関係を工夫し、出入口から浴そう又はシャワールームまでの床面には、車いすでの通行の支障となる段差を設けない。	【図 10.1】参照 2 cm以下の段差は許容
(2) 床面 (表面)	浴槽内や浴室の床は滑りやすいので、仕上げ材料を工夫する。洗いは滑りにくい材料とするとともに、石けん水が床面一面に広がらないよう、排水溝や排水口の位置に留意する。	
(3) 手すり	浴槽・洗い場又はシャワールームの周囲に設ける。 水平・垂直の両タイプとする。特に洗い場と浴槽の移動に際しては、立ち上がる動作を補助するため、垂直タイプの手すりを設ける。	
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の有効幅は 85 cm以上とする。ただし、構造上やむを得ない場合は、80 cm以上とすることができる。 ・ 水洗金具はレバー式など簡単に操作できるものとする。 ・ シャワーヘッドかけを使いやすい位置に上下 2箇所設けるか、可動式のものとする ・ 給湯設備は温水の温度を設定できるものとし、蛇口はダイヤル等で温度調節のできる装置を設ける。 ・ 浴槽のわきに、車いすから乗り移ることができ、浴槽に滑りながら移動できるような移乗台を設ける。移乗台の高さは 40 cmから 45 cm程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同寸法とする。 	「その他の出入口」参照 【図 10.2】【図 10.3】参照

《 参 考 図 》

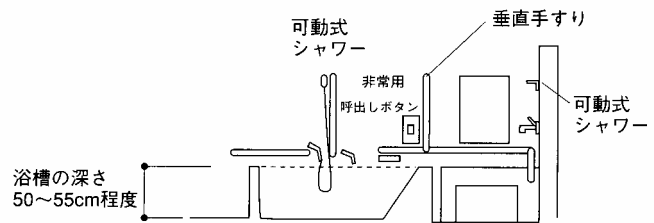
【図 10.1】 出入口段差解消例



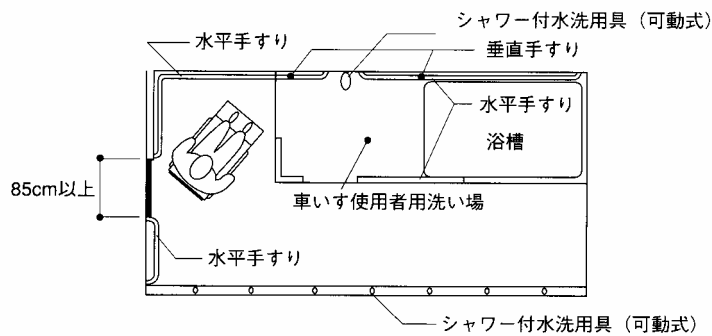
【図 10.2】 個室用浴槽の例



【図 10.3】

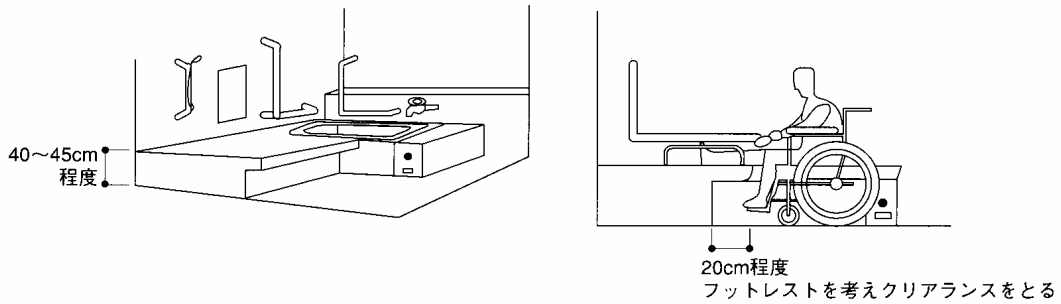


【図 10.4】 共同浴室の例

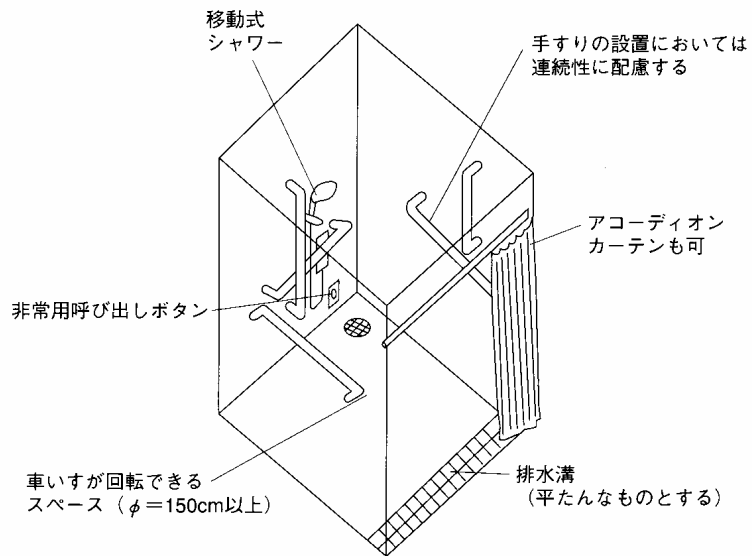


《 参 考 図 》

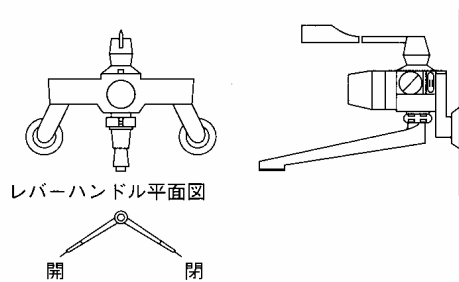
【図 10.5】



【図 10.6】 車いす使用者ブースの例



【図 10.7】 温度調節ダイヤル付水栓の例



11 観覧席・客席

[基本的考え方]

出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に車いす使用者が利用できるスペース及び聴覚障がい者用の設備を配慮したスペースを設ける。

[整備基準]

観覧席・客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。

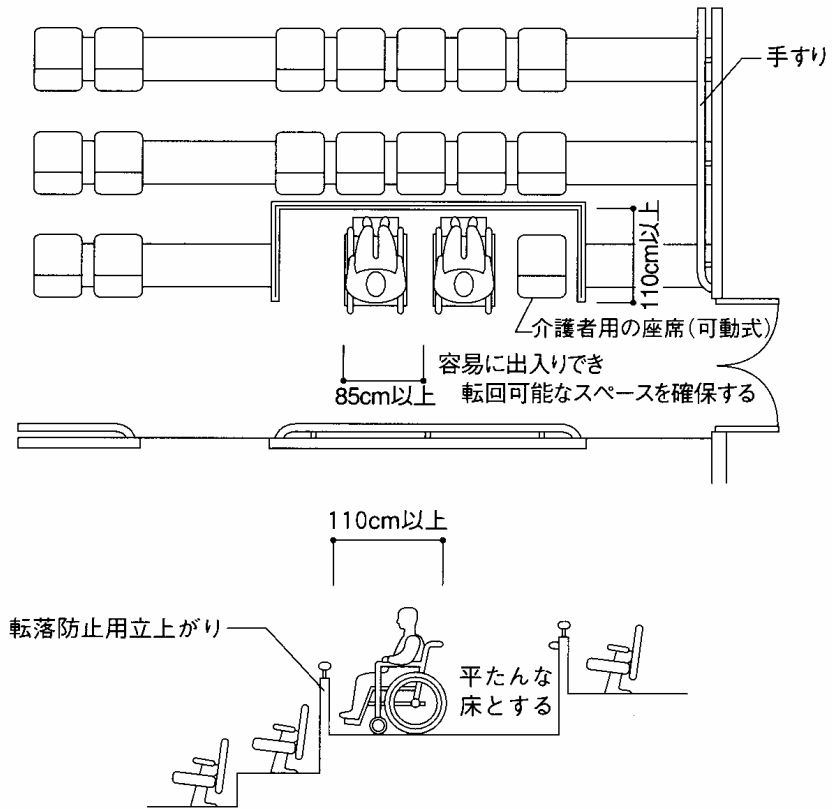
- (1) 車いす使用者のための観覧席を出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に1以上設けること。
- (2) 集団補聴設備等、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設けること。

整備基準の解説		ポイント
(1) 位置	<p>車いす対応観覧席への通路の幅は出入り及び転回しやすいよう配慮する。</p> <p>車いす対応観覧席の床は水平とする。</p> <p>車いす対応観覧席は1席あたり、間口85cm、奥行き110cm程度とする。</p> <p>難聴者のため、赤外線送受信装置、FM送受信装置、磁気ループ等の</p>	<p>【図11.1】参照</p> <p>【図11.2】参照</p>
(2) 設備	<p>集団補聴設備を設ける。</p>	

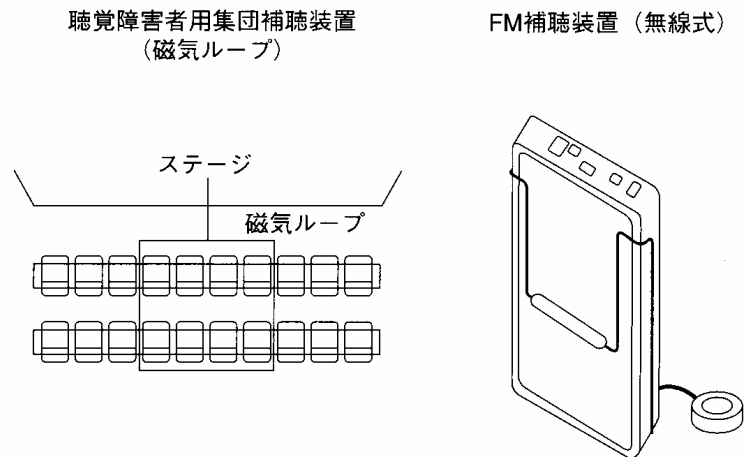
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(1) 位置	<p>ホール内に複数の車いす対応観覧席を設け、見る位置を選択できるようにする。</p> <p>客席200席以下の場合：全数×1/50席以上を対応可能な席とする。</p>	【図11.1】参照
(2) 設備	<p>客席200席を超える場合：全数×1/100+2席以上を対応可能な席とする。</p> <p>介護者用の座席も車いす対応観覧席に隣接して設ける。</p> <p>一般席の通路側のひじ掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう、はね上げ式にする。</p> <p>高齢者、障がい者等が容易に舞台上がれるよう、段差のない動線の確保や、昇降機の設置等に配慮を行う。</p> <p>楽屋も使えるような配慮を行う。</p> <p>壁面に接している通路で段差がある部分については、壁側に手すりを設ける。</p> <p>字幕のスピードに追いつかない場合に備え、イヤホンで日本語放送を行う。</p> <p>電子文字標示盤等文字情報を表示するための設備を設ける。</p> <p>手話通訳スポット設備、OHP用一部暗設備を設ける。</p>	

《 参 考 図 》

【図11.1】 集団補聴装置の例



【図11.2】 集団補聴装置の例



12 子育て支援環境整備（ベビーチェア・ベビーベッド）

[基本的考え方]

買物、飲食、集会等により、乳幼児を連れた者が継続的に利用する施設については、便所にベビーチェア及びベビーベッド等を1以上設ける。

[整備基準]

不特定かつ多数の者が利用する便所（だれでもトイレを有する便所を含む。）を設ける場合は、1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を次に定める構造とすること。

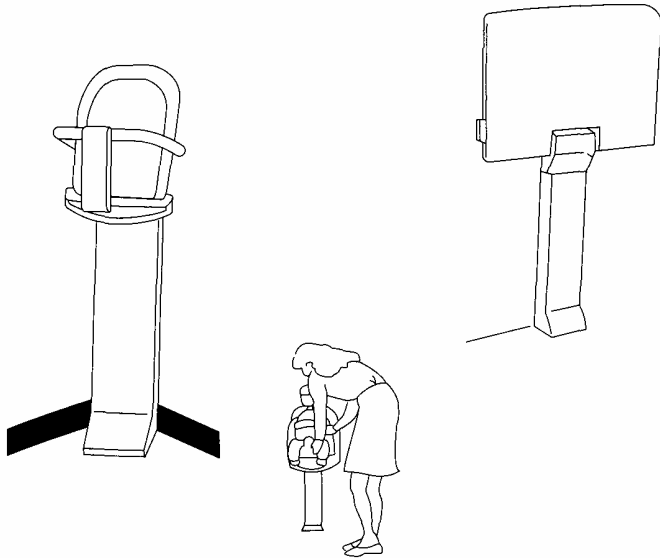
- (1) ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。
- (2) ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。
- (3) ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備又はベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

整備基準の解説		ポイント
(1) ベビーチェア	<p>ベビーチェアは、乳幼児を連れた者が、乳幼児を側に座らせて便所を利用することができるようにするために必要な便房内の設備である。</p> <p>ベビーチェアは、ベルト等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。</p> <p>だれでもトイレ内に設ける場合は、車いす使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。</p>	【図 12.1】参照
(2) ベビーベッド	<p>乳幼児を連れた者の利用が特に多い施設については、便房外に設けた方が、便所の混み具合に左右されないため効率的であり、利用しやすい。</p> <p>ベビーベッドを便房（だれでもトイレ）内に設けた場合は、ベビーカーごと中にはいることができ、まだベビーチェアに座らせることのできない乳幼児を連れた者の利用に有効である。</p> <p>だれでもトイレ内に設ける場合は、車いす使用者の利用に十分配慮し、適切なスペースを確保した上で設置する必要がある。</p>	<p>【図 12.2】参照</p> <p>【図 12.3】参照</p> <p>【図 12.4】参照</p>
(3) 標示	<p>ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備及びベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、分かりやすい案内標示を行う。</p> <p>案内板等に、ベビーチェアやベビーベッド等を設置した便所の位置を表示する。</p>	

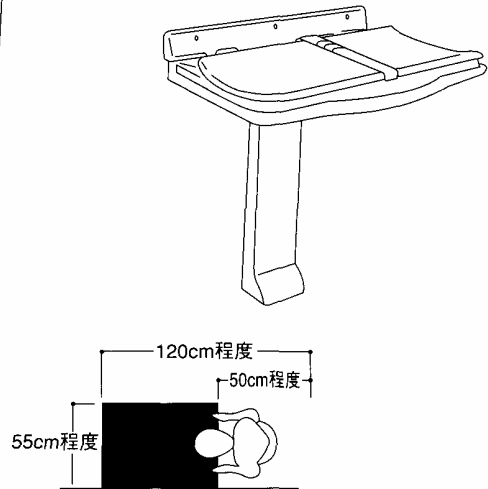
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(1) ベビーチェア	ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を、複数（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれに複数）設ける。	
(2) ベビーベッド	ベビーベッド等の付近には、荷物置場を設ける。	

《 参 考 図 》

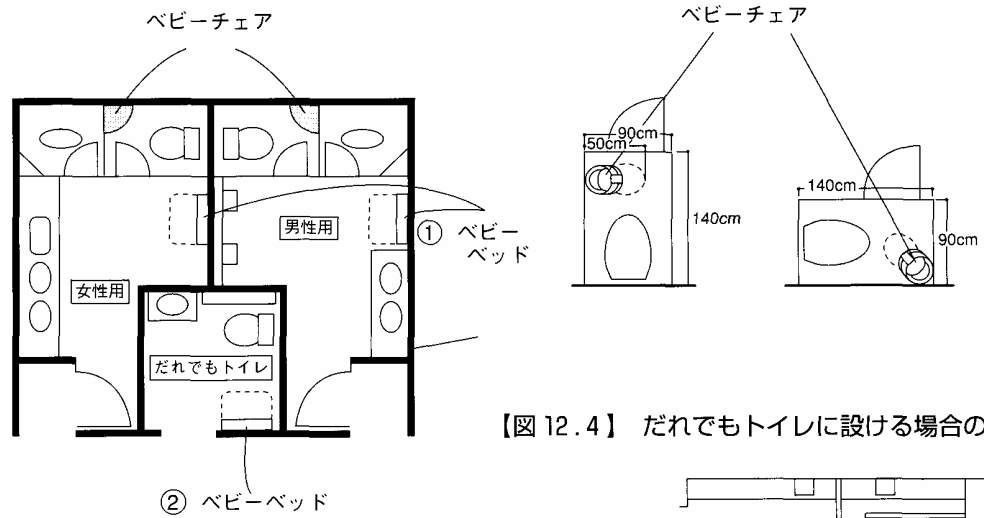
【図 12.1】 ベビーチェアの例



【図 12.2】 ベビーベッドの例



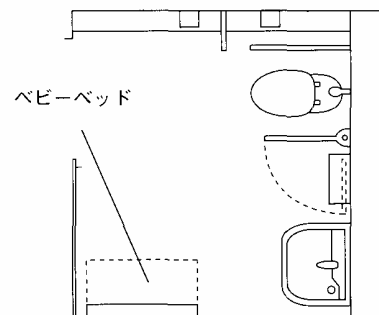
【図 12. 3】 ベビーチェア・ベビーベッドのレイアウト例



【図 12.4】 だれでもトイレに設ける場合の例

① ベビーベッドを便房外に設ける場合
便所の混み具合に左右されずに、ベビー
ベッドを使用することができるため、乳
幼児を連れた者の利用が特に多い施設に
ついては有効である。

② ベビーベッドを便房（だれでも
トイレ）内に設けた例
ベビーカーごと中に入ることができ、ま
だベビーチェアに座らせることのできな
い乳児を連れた者の利用に有効である。



13 子育て支援環境整備（授乳及びおむつ替えの場所）

[基本的考え方]

大規模物販店等乳幼児を連れた者が、長時間利用する施設については、授乳及びおむつ替えの場所を1以上設ける。

[整備基準]

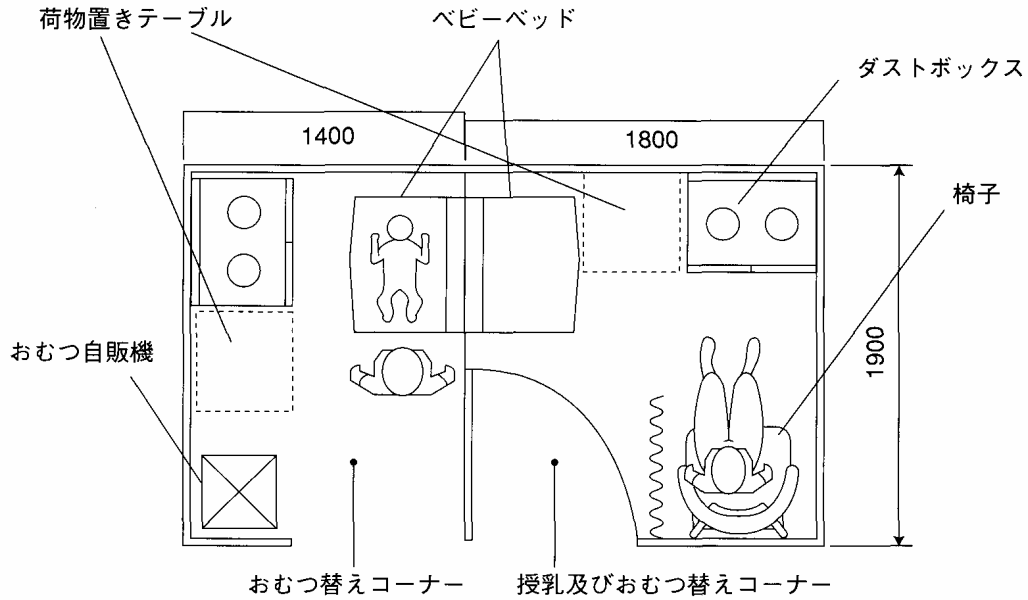
乳幼児を連れた者が長時間利用する施設（医療施設、官公庁施設、集会施設、物品販売業を営む店舗、宿泊施設（集会施設があるものに限る。）、文化施設、展示施設等）で、床面積の合計が5,000㎡を超えるものには、授乳及びおむつ替えのできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、出入口付近には、その旨の表示を行うこと。

整備基準の解説	ポイント
<p>授乳及びおむつ替えの場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合には、待合室等の一部を利用して授乳コーナーを整備することもできる。</p> <p>ベビーベッドやいすは、適切に配置し、ベビーカー等での通行にも配慮する。母乳を与えるスペースには、カーテン、ついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する。</p> <p>授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、分かりやすい案内標示を行う。</p> <p>その他注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内板等に、授乳及びおむつ替えができる場所の位置を表示する。 個室となる場合は、防犯面にも留意する。 	<p>【図 13.1】参照</p> <p>【図 13.2】参照</p>

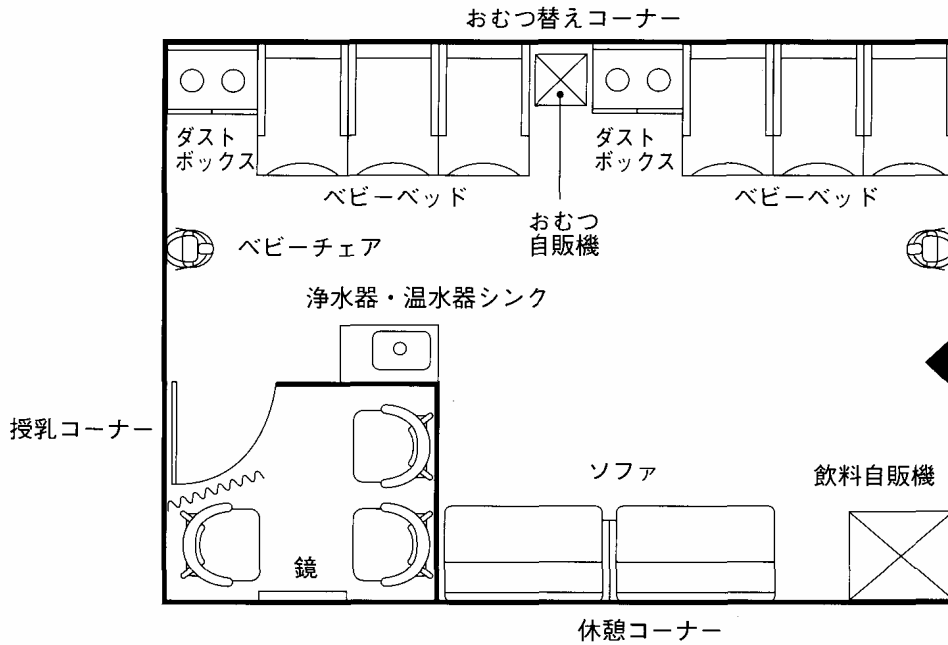
誘導基準（望ましい基準）	ポイント
	<p>授乳室を設け、手洗器、流し台、給湯器、おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設ける。</p>

《 参 考 図 》

【図 13.1】 授乳及びおむつ替えの場所の例（独立した部屋が設けられない場合）



【図 13.2】 授乳及びおむつ替えの場所の例（独立した部屋の場合）



【図 13.3】 案内表示の例



14 公共的通路（公開空地等）

[基本的考え方]

駅周辺地区等で面的なバリアフリー化を進めるため、人の通行機能を補完する歩行者デッキ、地下鉄連絡通路、歩道状空地等、不特定かつ多数の者の利用に供される公開空地等のうち公共的通路部分について整備をする。公共的通路は、都市計画で定める特定街区内や建築基準法に基づく総合設計許可等により設けられる公開空地等のうち専ら人の通過交通の用に供する通路部分とし、高齢者、障がい者等を含む全ての人が安全で円滑に通行できるように配慮する。なお、公開空地等のうち公園の要素が強い広場部分については、原則として適用しない。

また、計画に際しては周辺の道路等との連続性を配慮する。

[整備基準]

都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分（以下「公共的通路」という。）の1以上は、次に定める構造とすること。

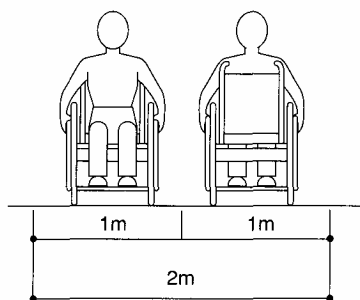
- (1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。
 - ア 通路の有効幅は2m以上（都市計画や許可等で別に定める有効幅がある場合には、当該有効幅以上）とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。
 - イ 通路面には段差を設けないこと。ただし、15の項に定める傾斜路、機械式昇降装置又は7の項に定めるエレベーターを設けている場合、その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。
 - ウ 通路面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 当該敷地外の道路又は公共的通路に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して16の項〔標示・誘導〕に定める視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
 - オ 階段を設ける場合には、6の項〔階段〕に定める整備基準に適合する階段とすること。
- (2) 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。
 - ア 通路部分の有効幅は2m以上（都市計画や許可等で別に定める有効幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを2.5m以上とすること。
 - イ 通路の床には段差を設けないこと。ただし、15の項に定める傾斜路、機械式昇降装置又は7の項に定めるエレベーターを設けている場合は、この限りでない。
 - ウ 通路の床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 道路又は建築物外の公共的通路に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して16の項〔標示・誘導〕に定める視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。
 - オ 階段を設ける場合には、6の項〔階段〕に定める整備基準に適合する階段とすること。

(1) 有効幅	<p>本項による整備対象となる公共的通路は、道路又は隣地の公共的通路から敷地内又は建築物内を経由して道路又は隣地の公共的通路に通ずる経路部分に設ける公共的通路である。</p> <p>建築物外部及び内部に設ける公共的通路の有効幅2mは、車いす同士がすれ違える寸法である。</p>	【図 14.1】参照
(2) 通路面 (段差)	<p>公共的通路部分では道路や廊下と同じく比較的移動速度が速く、小さな段差でも危険が大きいことや車いすの移動に支障をきたすため、段差や階段を設けない。段差が生じる場合には屋外で1/20以下、屋内で1/12以下のこう配の傾斜路とする。その他「傾斜路」の整備基準に適合するものとする。</p>	【図 14.2】参照
(3) 通路面 (表面)	<p>砂利敷は、障がい者や高齢者等では移動しにくいのでできるだけ避ける。</p> <p>床材は雨等により濡れた状態でも滑りにくい材料を用いる。</p> <p>通路面には原則として排水溝等の溝を設けない。やむを得ず設ける場合には、蓋等を設け、車いす、杖使用者の通行に支障がないものとする。</p>	
(4) 通路面 (誘導)	<p>視覚障がい者誘導用ブロックは、道路その他の公共的通路との接続部分の連続性を考慮して設ける。なお、設置方法等は「標示・誘導」の整備基準によるものとする。</p>	【図 14.3】参照
(5) 階段	<p>階段を設ける場合には、回り段としないなど「階段」の整備基準を適用する。なお、階段下が視覚障がい者等に危険な空間とならないように、安全に配慮した措置を講じるものとする。</p>	
その他注意事項	<p>「専ら歩行者の通行に供する建築物内及び当該建築物敷地内の公共的通路部分の1以上」とは、地下鉄連絡通路、歩行者デッキ、歩道状空地等を各々複数設ける場合には、原則として当該複数施設毎に1以上をこの基準に適合するように整備することである。なお、当該敷地が駅前等の重要な地区にある場合や建築物の配置計画等によっては、高齢者等の通行動線が同一施設でも複数整備する。ただし、幅2m未満の歩道状空地の場合や道路に歩道が設けられている場合等では、本基準によらないことができる。</p> <p>公共的通路部分は公開空地等の整備や維持に担保性があるものに限られ、単に敷地の庭を通路として任意に公開した部分については本基準は適用しない。また、公開空地等でも公共的通路以外の広場部分については、本基準は適用しない。</p>	
(建築限界の確保)	<p>エレベーターを設ける場合は、「エレベーター」の整備基準で定める車いす使用者に配慮したかごを有し、昇降路の出入口有効幅が80cm以上のもので、視覚障がい者兼用のものとする。</p> <p>安心して通行できる歩行者空間を確保するため、公共的通路は床が高さ2.5m以上の空間を連続して確保する。</p>	【図 14.4】参照

(1) 有効幅	<p>円滑でゆとりある歩行者空間の確保を図るため、建築物外に設ける公共的通路の有効幅は、道路の最低幅員と同じく4 m以上とし、建築物内に設ける公共的通路の有効幅は地下街の通路幅員と同じく6 m以上とする。</p>	
(2)～(4) 通路面	<p>公共的通路に上屋を設けるなど通路面の凍結、雪対策を講じる。</p> <p>公共用通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備し、原則としては整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。</p> <p>車路に接する部分又は車路を横断する部分の公共的通路部分には、点状ブロック（警告用）を設置する。</p>	
(5) 階段	<p>階段及び傾斜路を設ける場合には、「階段」及び「傾斜路」の誘導基準によるものとする。</p>	
その他注意事項	<p>地下鉄連絡通路から建築物に至る階段等の手すりの始点には、行き先を示す点字表示を設ける。</p> <p>敷地が広く、敷地内に複数の建築物又は公共的通路がある場合などは、触知図を設置する。</p> <p>敷地が広い場合等は、遠くからでも傾斜路の位置が分かる案内標示をする。</p> <p>エレベーターは聴覚障がい者に配慮したエレベーターとする。その他7の項に定めるエレベーターの誘導基準によるものとする。</p> <p>通路部分には、立て置き型の看板等、視覚障がい者の通行の障害となるものは設置しない。</p> <p>公共用通路には休息のためのスペース又は施設を適切な位置に設ける。なお、建築物内の公共的通路の有効幅以外の構造は、「廊下(屋内通路)」に定める誘導基準によるものとする。</p> <p>公共用通路には足下灯を設けるなどできるだけ通路面が見やすい明るさの確保を図る。</p> <p>公共的通路部分とその他の廊下及び通路状部分とが識別しやすい計画とする。</p>	
(建築限界の確保)	<p>ゆとりある公共的通路として床から高さ5 m(2階の天井の高さ程度)以上の歩行者空間を確保する。</p>	

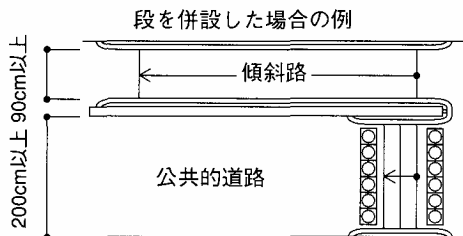
《 参 考 図 》

【図 14.1】 公共的通路幅決定の根拠

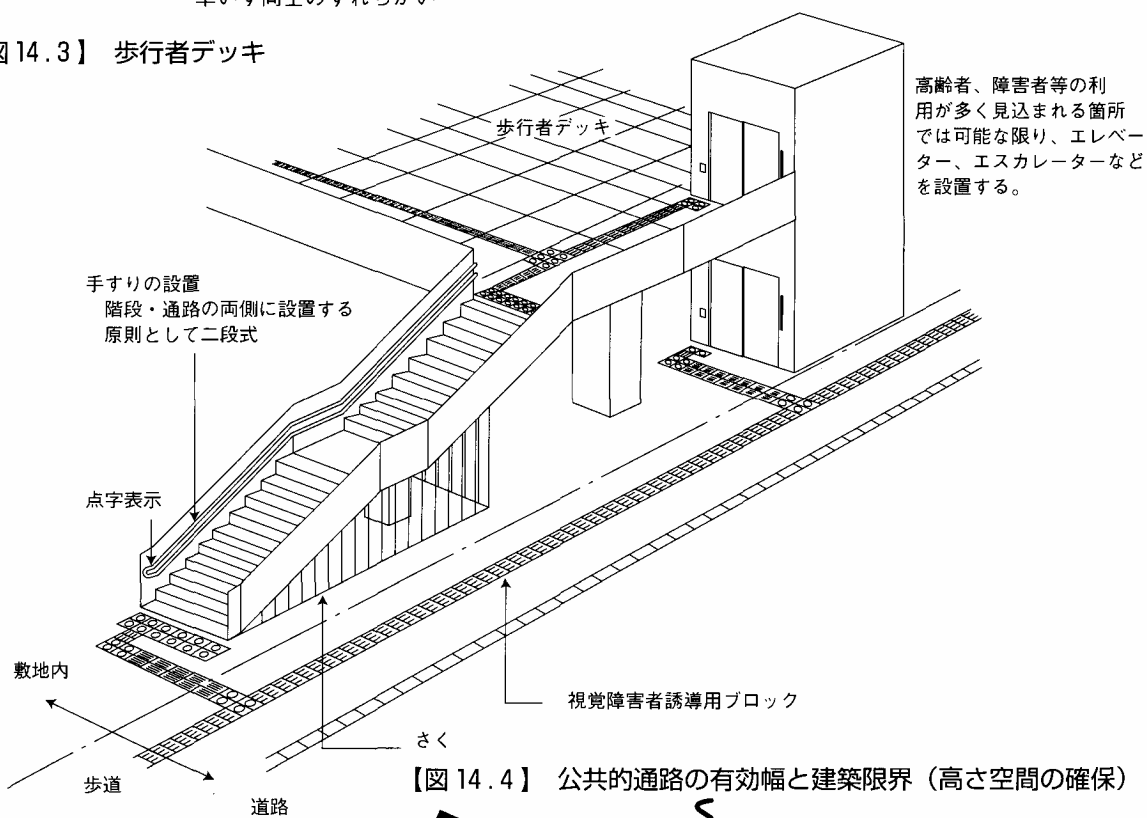


車いす同士のすれちがい

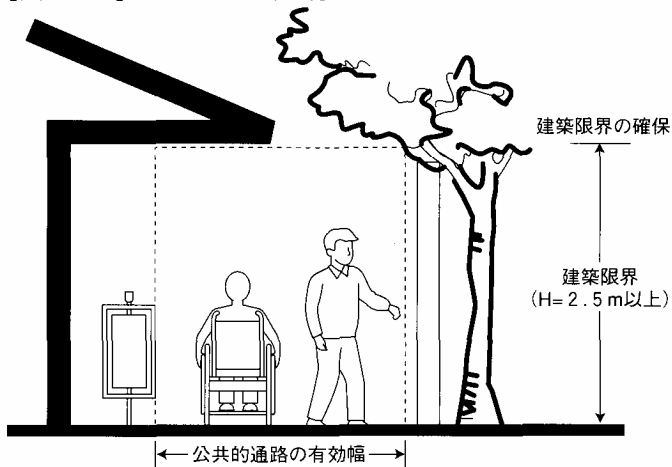
【図 14.2】 傾斜路の幅



【図 14.3】 歩行者デッキ



【図 14.4】 公共的通路の有効幅と建築限界（高さ空間の確保）



15 傾斜路

[基本的考え方]

建物にはどうしても設計上段差が生じるのを避けられない場合がある。ところが車いす使用者は1段でも段差があると前進することができなくなるので傾斜路を設ける。

傾斜路があると車いす使用者はもとより高齢者やベビーカーの通行などにも便利になる。

[整備基準]

傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、屋内にあっては1.2m以上、屋外にあっては1.35m以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合は、1.2m以上)とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができる。
- (2) こう配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75cm以下の場合又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。
- (3) 高さ75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。
- (4) 手すりを設けること。
- (5) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
- (7) 傾斜路の面は、視覚障がい者等が識別しやすいものとする。

整備基準の解説

ポイント

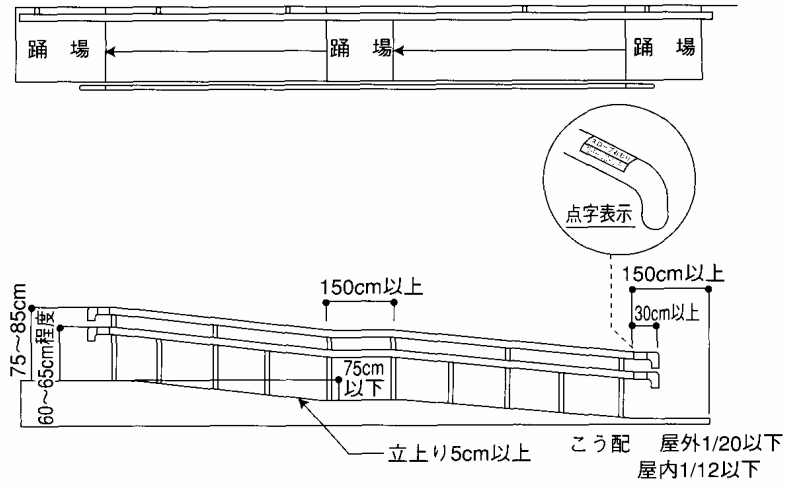
(1) 有効幅	<p>傾斜路における車いすでの昇降は蛇行しやすいので、幅には余裕を持たせる必要がある。</p> <p>有効幅 1.35mは、車いすと歩行者がすれ違える寸法である。</p> <p>有効幅 1.2mは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。</p> <p>有効幅 90 cmは、通路を車いすで通行可能な寸法であり、階段を併設する場合など傾斜路を車いすだけが通行する場合に適用となる。</p>	【図 15.2】参照
(2) こう配	<p>車いす使用者が自力で傾斜路を上昇するには相当な腕力を必要とする。</p> <p>屋外の傾斜路はスピードが出やすいのでこう配を 1/20 以下とすることを基本とするが、高さ 75 cm以下の場合は 1/12 以下とすることができる。</p> <p>屋内、屋外とも、傾斜路の高さが 16 cm以下の場合には、こう配を 8分の1以下とすることができる。</p>	【図 15.1】参照 「高さ」とは踊り場相互間ではなく、傾斜路全体の総高低差である。
(3) 踊り場	<p>長く急な傾斜路では一般的にブレーキだけではスピードを制御できない場合がある。また、昇降の途中で休憩スペースが必要となる。したがって、長い傾斜路では9～10mごとに長さ 1.5m以上の踊り場の設置を求めることとしている(この間隔をこう配 1/12 で高さに換算すると約 75 cmとなる。)。</p>	

(4) 手すり	<p>傾斜路に始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分及び他の通路との交差部分にも 1.5m以上の踊り場を設ける。</p> <p>車いすは傾斜路の途中で転回するのが大変困難であるので、安全に転回するためには水平な踊り場が必要である。</p> <p>手すりがあれば、車いす使用者はもちろんその他の歩行困難者にとっても歩行の助けになるので、傾斜路の長さや幅を勘案して手すりを</p> <p>手すりは両側に設けることが基本となるが、構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けることにより、歩行困難者の補助となり得る。</p> <p>車いすはこう配が急になるとスリップして昇降できなくなる。したがって、傾斜路の表面は滑りにくい材料や仕上げを選択する必要があり、特に外部や表面が濡れるおそれがある部分には、仕上げの配慮とともに、できるだけ斜面が濡れないようにする。</p> <p>車いすの脱輪などを防止するため、両側に側壁又は 35 cm以上の立ち上がりを設ける。ただし、手すりを設ける場合は、5 cm以上とすることができる。</p> <p>傾斜路は、踊り場及び傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとする。</p>	【図 15.3】参照
---------	---	------------

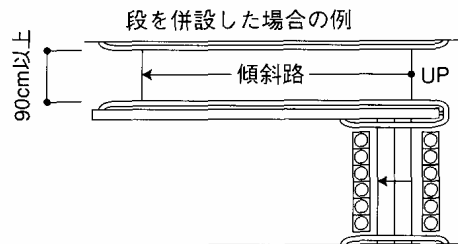
誘導基準（望ましい基準）		ポイント
(1) 有効幅 (2) こう配 (4) 手すり その他注意事項	<p>1.5m以上（段併設 1.2m以上）とする。</p> <p>屋内の傾斜路のこう配は 1/15、屋外にあっては 1/20 とする。</p> <p>耐久性のある材料とし、両側に 2 段設ける。</p> <p>傾斜路の始点、終点を歩行者に知らせるため、30 cm以上の水平部分を設ける。</p> <p>始終点には、点字表示を設ける。</p> <p>屋外においては、屋根又はひさしを設ける。</p> <p>傾斜路の昇り口、降り口の床に、点状ブロック（警告用）を設ける。</p> <p>なお、踊り場については、長さが 2.5mを超える直線の踊り場又は折り返し部分の踊り場に、敷設する。</p> <p>壁面には、床上に 15～30 cm程度の車いす当たりをつける。</p> <p>傾斜路には緩こう配の階段を併設する。ただし、緩こう配の傾斜路とする場合には、この限りでない。</p>	

《 参 考 図 》

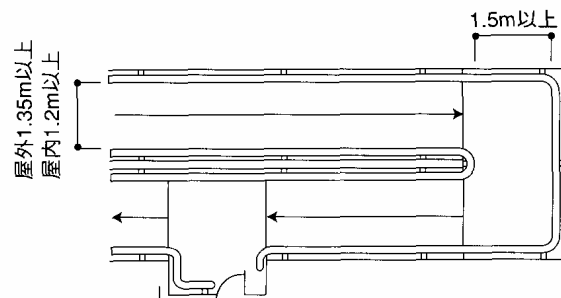
【図 15.1】 傾斜路の仕様



【図 15.2】 傾斜路の幅員



【図 15.3】 踊場の設置例
通路全幅が傾斜路の場合



《 参 考 図 》

【図 15.4】 傾斜路の位置案内標示例



敷地が広い場合など、遠くからでもスロープの設置場所が分かりやすいように案内標示をする場合のマークの一例。

16 標示・誘導

[基本的考え方]

高齢者や障がい者が、目的の場所に到達できるよう、障がいの特性に応じた標示・誘導を行う。標識等の設置に当たっては、車いす使用者や他の歩行者の通行の妨げとならないよう、設置高さ、位置等について配慮する。

[整備基準]

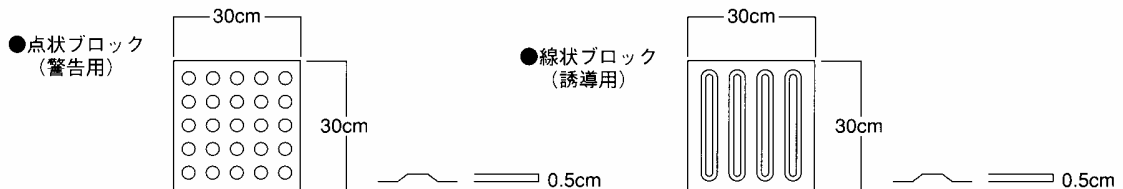
案内標示、視覚障がい者誘導用ブロック、音声誘導装置等により、高齢者、障がい者等の利用に配慮した標示、誘導又は注意喚起を行うこと。

整備基準の解説		ポイント
(ア) 案内標示	<p>文字や記号は大きく太い書体や図を用いるなど分かりやすいデザインとし、地板の色とコントラストをつける。</p> <p>必要に応じ、ひらがなやローマ字を併用する。</p> <p>表示板は、車いす使用者にも見やすい位置・高さに取り付ける。</p> <p>突出型の室名札を設ける場合は、視覚障がい者等の支障とならない位置（高さ2m程度）に設ける。</p> <p>照明は、逆光又は反射グレアが生じないようにする。</p>	<p>グレアとは、必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象</p>
(イ) 視覚障がい者誘導用ブロック	<p>視覚障がい者に対する誘導用ブロックは、下記のものを用いる。</p> <p>移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック（誘導用）</p> <p>注意を喚起する点状ブロック（警告用）</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックは、ブロックの幅と線や点の数の関係に留意したものとする。</p> <p>点状ブロックは段差部分、危険箇所の前面、誘導方向が変化する部分などに敷設する。</p> <p>線状ブロックは、誘導方向と線状突起の方向を平行にし連続して敷設する。</p> <p>敷設幅は30cm以上とし、原則として湾曲しないよう直線状に連続して敷設する。</p> <p>弱視者に配慮し、色は、黄色を原則とするが、他の色を選択する場合は、周辺の色との輝度比などに配慮する必要がある。</p>	<p>【図 16.1】参照</p> <p>【図 16.1】参照</p> <p>【図 16.2】参照</p>
(ウ) 音声誘導装置	<p>音声誘導装置とは、視覚障がい者の持つ発信機等にセンサーが反応して音声により、誘導、案内を行う装置をいう。</p> <p>必要に応じ、標示板の位置等を知らせるための誘導鈴を設ける。</p> <p>必要に応じ、音声又は放送による案内を行う。</p>	

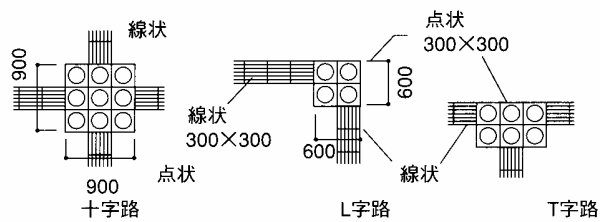
なお、近い将来視覚障がい者誘導用ブロックに関する規格等が J I S により制定され、本項と相違する内容が生じた場合においては、J I S 規格を優先するものとする。

《 参 考 図 》

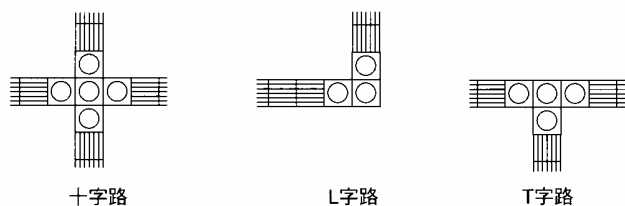
【図 16.1】 種類



【図 16.2】 設置例



視覚障害者誘導用ブロックの配置 (300角のブロックを使用する場合)



視覚障害者誘導用ブロックの配置 (400角のブロックを使用する場合)

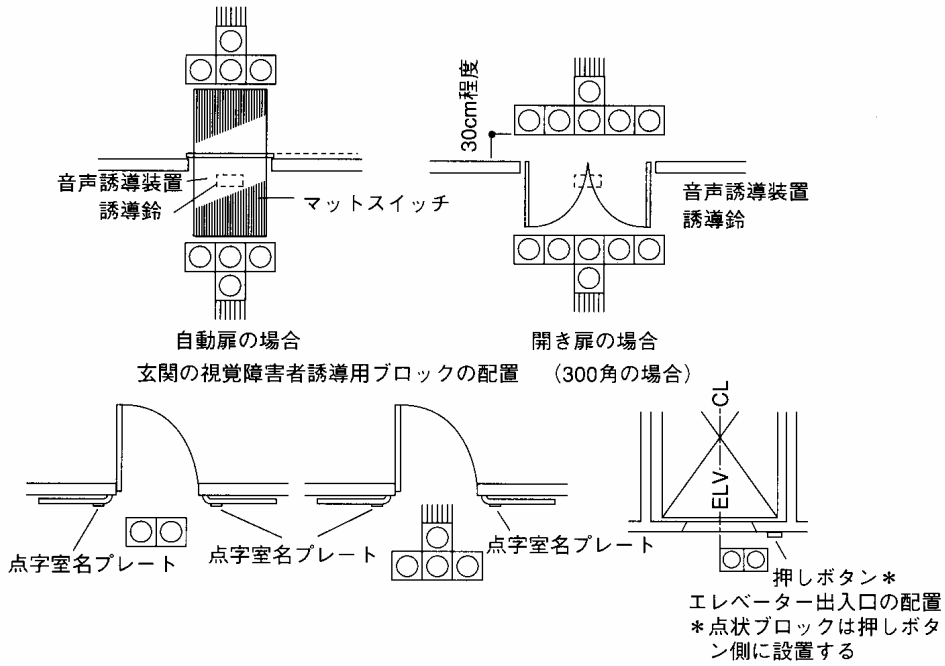
誘導基準 (望ましい基準)

ポイント

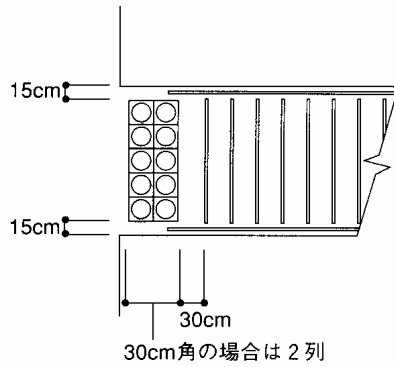
(ア) 案内標示	<p>立て置き型の案内板は視覚障がい者にとって通行の支障となるおそれがあり、危険防止のため原則として使用しない。</p> <p>白内障の高齢者の黄変化視界でもわかりやすいものとする。</p> <p>標示板などは、照明器具を内蔵したものが望ましい。</p>	
----------	---	--

《 参 考 図 》

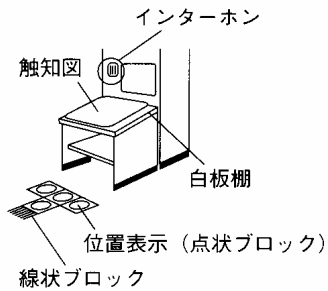
【図 16.3】 出入口付近での設置例



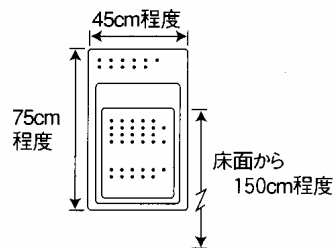
【図 16.4】 階段前後での設置例



【図 16.5】 触知図の例



【図 16.6】 点字標示の例



17 洗面所

[基本的考え方]

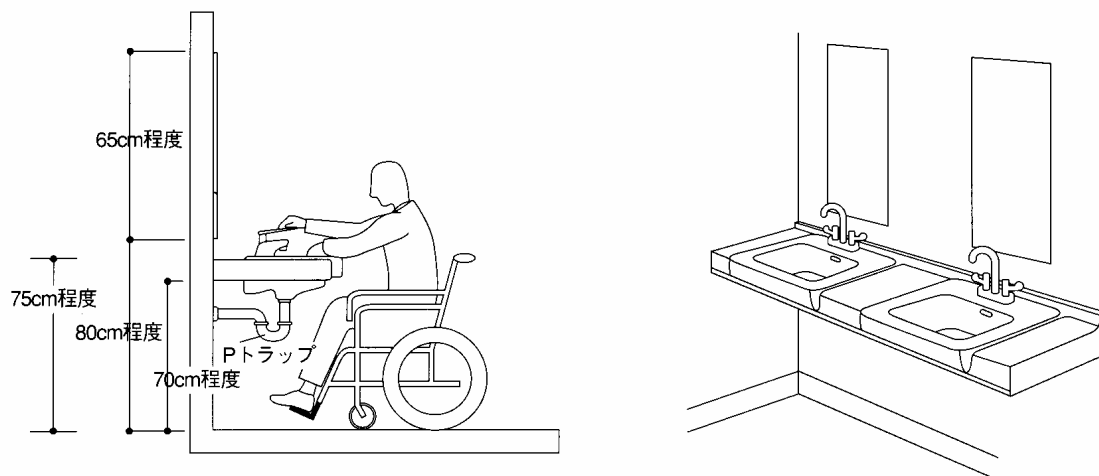
洗面・手洗器は、1以上を高齢者、障がい者等の利用に配慮したものとし、車いす使用者も円滑に利用できるものとする。

必要な整備		ポイント
洗面器	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が利用可能な洗面器（以下、「車いす対応洗面器」という。）を1以上設ける。車いす対応洗面器は、下部に高さ70cm程度、奥行き55cm程度の空間を確保し、ひざや足先が入るスペースを設ける。 	【図17.1】参照
手すり等	<ul style="list-style-type: none"> 洗面器の1以上には左右にカウンター又は手すりを設ける。ただし、車いす使用者専用となる洗面器には手すりを設けなくてもよい。 	【図17.2】参照
水栓器具	<ul style="list-style-type: none"> 自動式が最も良いが、手動式の場合はレバー式など簡単に操作できるものとする。 	【図17.3】参照
蛇口 トラップ	<ul style="list-style-type: none"> 水が跳ねないものを使用する。 車いす使用の邪魔にならないよう横引きタイプ（Pトラップ）とする。 	【図17.1】参照
鏡	<ul style="list-style-type: none"> 車いす対応洗面器の鏡は、下端を床上80cm程度の高さの大型のものを使用し、なるべく上方に長いものを取り付ける。 	【図17.1】参照
床仕上げ	床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	

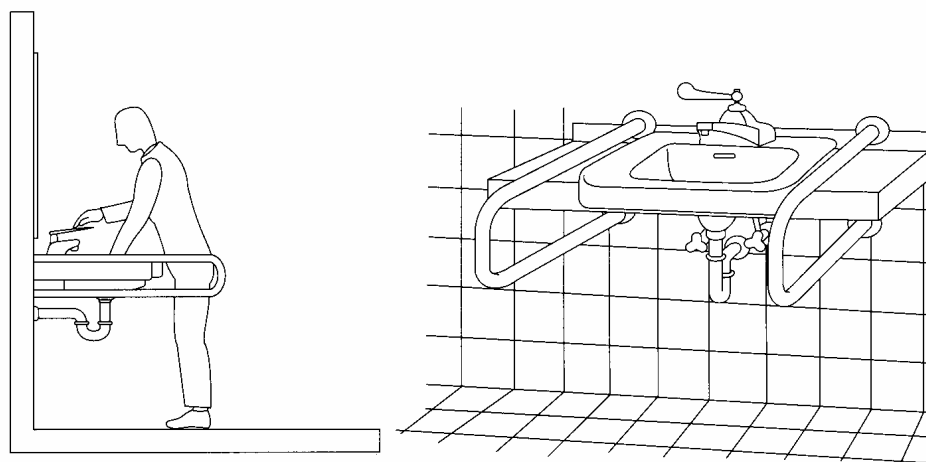
望ましい基準		ポイント
洗面器	車いす使用者と歩行困難者に配慮したものを分けて2箇所以上設ける。	【図17.2】参照
歩行困難者対応洗面器	壁に堅固に取り付け、手すり等を設け、寄りかかれるよう配慮する。	
車いす使用者対応洗面器	吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（手前縁から30～33cm程度）に設ける。 前面には車いすの転回（180°方向転換）に必要なスペース（幅1.4m程度）を確保することが望ましい。	

《 参 考 図 》

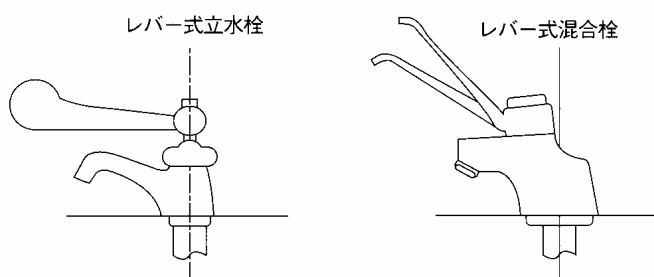
【図 17.1】 車いす使用者用洗面器



【図 17.2】 歩行困難者用洗面器



【図 17.3】 水栓器具の例



18 更衣室・脱衣室

[基本的考え方]

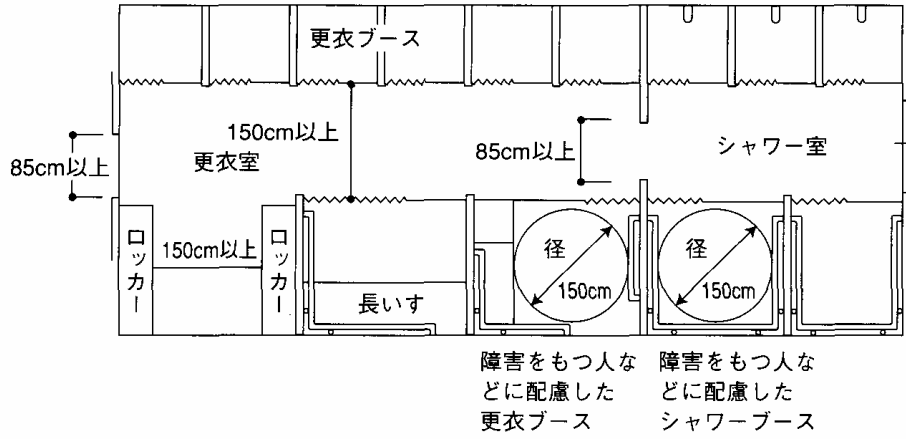
高齢者、障がい者等が更衣及び入浴のための脱衣を円滑に行いやすい形状、位置に設け、一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。

必要な整備		ポイント
手すり 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内の周囲に手すりを水平に、また必要に応じて垂直に設ける。 ・ 出入口の有効幅は85cm以上とする。 ・ 更衣室へ入るための通路、出入口は段差その他の障害物を設けない。 	【図18.1】参照
床面（表面） 脱衣ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床の表面は滑りにくい仕上げとする。 ・ 更衣室には脱衣ベンチを置く。 ・ 高さは車いすの座面高さ（40～45cm）と同程度とする。 	【図18.2】参照
脱衣ロッカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロッカーは車いすでも使用できる高さに取り付け、下部は車いすのフットレストが入るようスペースを確保する。 	【図18.2】参照

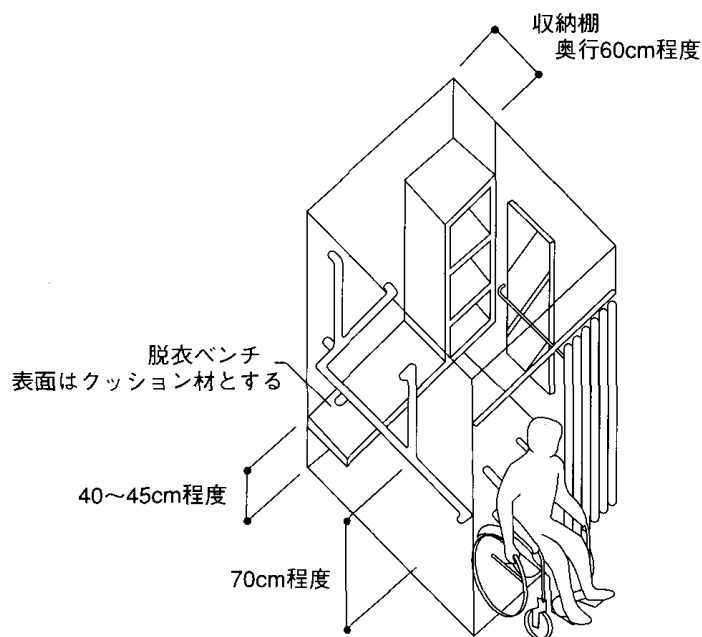
望ましい整備		ポイント
手すり 出入口	<p>主出入口の有効幅は90cm以上とする。</p> <p>出入口前後に車いす使用者が直進でき、回転が可能なスペース（1.5m角以上）を設ける。</p> <p>戸を設ける場合は上つり引き戸とする。</p> <p>ブースなどはカーテンとすることが望ましい。</p>	
床面（表面） 脱衣ベンチ	<p>床面は、滑りにくく転倒しても衝撃の少ない材料を用いる。</p> <p>寝そべて脱衣することを配慮し、幅180cm程度以上、奥行き45cm程度以上とする。</p> <p>ベンチの表面及び上体のよりかかる壁などの部分はクッション付きとする。</p>	
脱衣ロッカー	<p>必要に応じ、上部にぶら下がり用つり輪を設ける。</p> <p>収納棚は下端30cm程度、上端150cm程度、奥行き60cm程度とする。</p> <p>ロッカーは補助具を入れるための大きめのものも設ける。</p> <p>ロッカーに番号等を付ける場合は、大きめの文字を使用するなど分かりやすい標示とする。</p>	
その他の注意事項	<p>介護者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をすることが望ましい。</p>	

《 参 考 図 》

【図 18.1】 更衣室の基本寸法



【図 18.2】 更衣ブースの例



19 客室・寝室

[基本的考え方]

宿泊機能を持つ施設においては、車いす使用者、視覚障がい者などに配慮した客室・寝室を1以上設けるとともに、それ以外の客室についても段差解消など高齢者、障がい者等の利用を配慮したものとする。

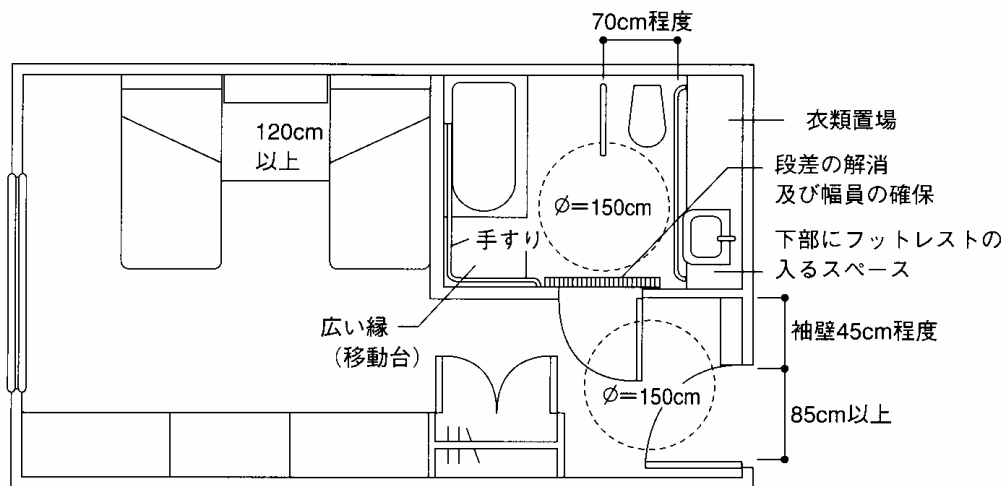
必要な整備		ポイント
ベッド	<ul style="list-style-type: none"> 車いすからの移乗のしやすさや横になりたいときにすぐ利用できるなどの観点から、ベッド使用を基本とし、高さは、車いすの座面の高さ(40~45cm)程度とする。 介護者を考慮してベッドは2以上設置する。 ベッドの側面には、車いすの寄り付きを配慮して120cm以上のスペースを確保する。 	<p>【図19.2】参照</p> <p>【図19.1】参照</p>
床面(段差)	<ul style="list-style-type: none"> 通行の支障となる段差を設けないこと。 車いすの通路となる部分に、通行の支障となるものを設置しないこと。 	
床面(表面)	<ul style="list-style-type: none"> 床の表面は滑りにくい仕上げとする。 毛足の長いじゅうたんなどを全面に使用することは避ける。 	
便所・洗面・浴室	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽のわきに、車いすから乗り移ることができ、浴槽にすべりながら移動できるように移乗台を設ける。移乗台の高さは40~45cm程度とし、高さ及び奥行きは、浴槽と同寸法とする。 	<p>「浴室」参照</p> <p>【図19.1】参照</p>
諸設備	<ul style="list-style-type: none"> コンセント、スイッチ、収納棚などは、車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。 照明は、ベッドの上からも操作できるものとする。 	<p>「25コンセント・スイッチ類」参照</p>
電話機・非常警報装置など	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障がい者に配慮し、非常時にフラッシュなどにより情報を伝達する非常警報装置を設置するか、若しくはそれに代わる設備を用意する。 	<p>「26緊急時の設備」参照</p>

望ましい基準		ポイント
数	<p>車いす使用者、視覚障がい者等の利用を配慮した客室の数は、次のとおりとする。</p> <p>全数200室以下の場合；全数×1/50室以上とする。</p> <p>全数200室を超える場合；全数×1/100 + 2室以上とする。</p>	
スペース	<p>ベッド廻り、入口廻り、便所・洗面・浴室内には、車いすで移動・回転できるスペース(150cm角以上)を確保する。(下部において車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていればその部分も算入可)</p> <p>出入口の有効幅は、90cm以上とする。</p>	
出入口	<p>出入口の前後に車いすが直進でき、回転できる空間(150cm角以上)を設ける。</p> <p>視覚障がい者に部屋番号が分かるように、番号(算用数字)を浮き出</p>	

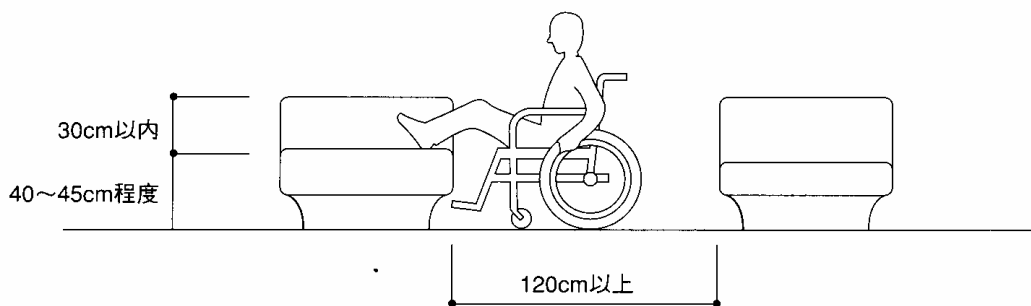
ベッド	<p>したものにするか、点字表示を設ける。</p> <p>側面は、150cm以上のスペースを確保する。</p> <p>ベッドの下に、車いすのフットレストが入るようにする。</p> <p>ベッドボードについては、高さはマットレス上面より30cm以内とし、</p>	
キャビネット	<p>ベッド上で寄りかかりやすい形状とする。</p> <p>ベッドサイドキャビネットの高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。</p>	
電話機・非常警報装置など	<p>聴覚障がい者に配慮した構造の電話機又はファックス等を設置する。</p> <p>客室内にテレビを設置する場合には、聴覚障がい者に配慮し、文字放送に対応できるものとする。</p>	「23 公衆電話」参照

《 参 考 図 》

【図 19.1】 客室の基本寸法



【図 19.2】 ベッドの高さ



20 屋上・バルコニー

[基本的考え方]

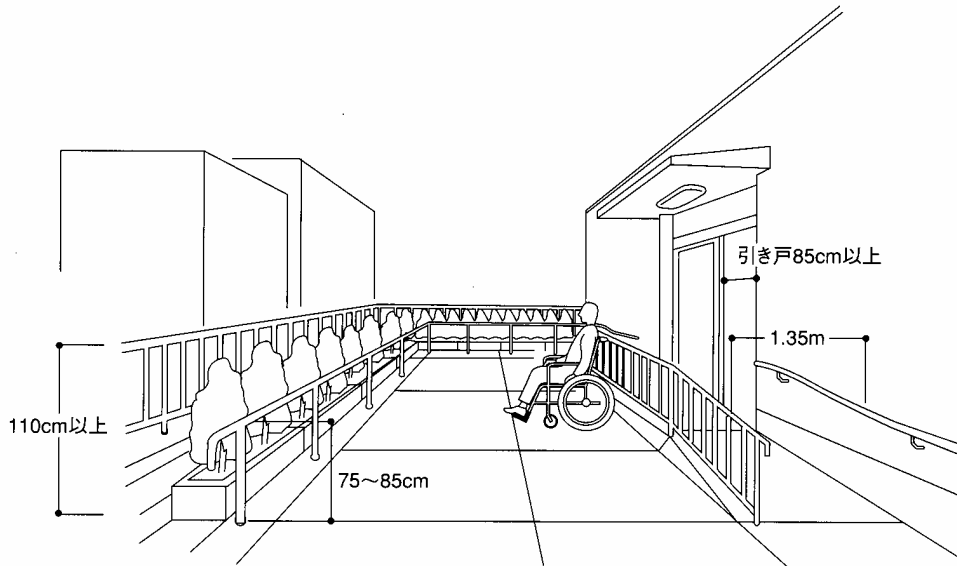
屋上・バルコニーは生活上うるおいの場であり、避難上有効な場所でもあることから、高齢者、身体障がい者等の利用を配慮したものとする。

必要な整備		ポイント
床仕上げ	・床の表面は濡れても滑りにくい仕上げとする。	

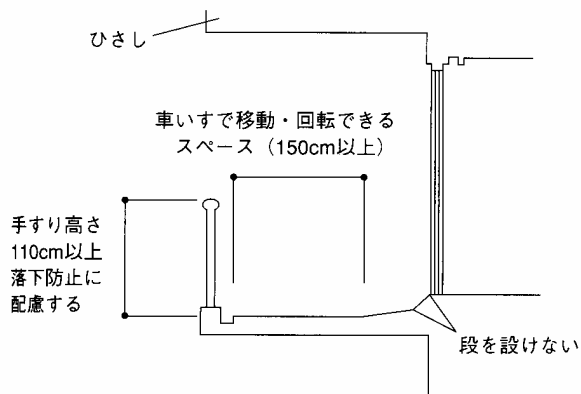
望ましい基準		ポイント
床面（段差）	通行動線上には段差を設けない。段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車いすが円滑に通行できるものとする。	【図 20.2】参照
エレベーター スペース	屋上階まで利用できるものを設ける。 車いすで移動・回転できるスペースを確保する。	【図 20.2】参照
手すり	落下防止用の手すり（高さ 110 cm 以上）の他、落下防止に十分配慮したうえで誘導用の手すりを設けることが望ましい。	【図 20.1】参照
屋根・ひさし	屋上への出入口及びバルコニーには屋根またはひさしを設ける。	【図 20.3】参照

《 参 考 図 》

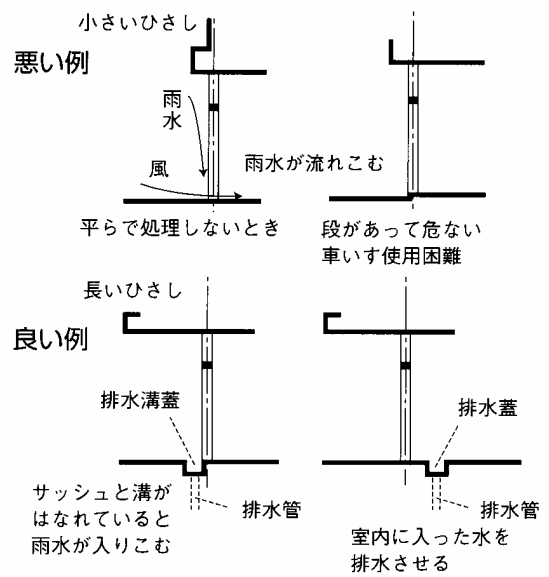
【図 20.1】 屋上の整備例



【図 20.2】 バルコニーの例



【図 20.3】 出入口の雨水処理



21 エスカレーター

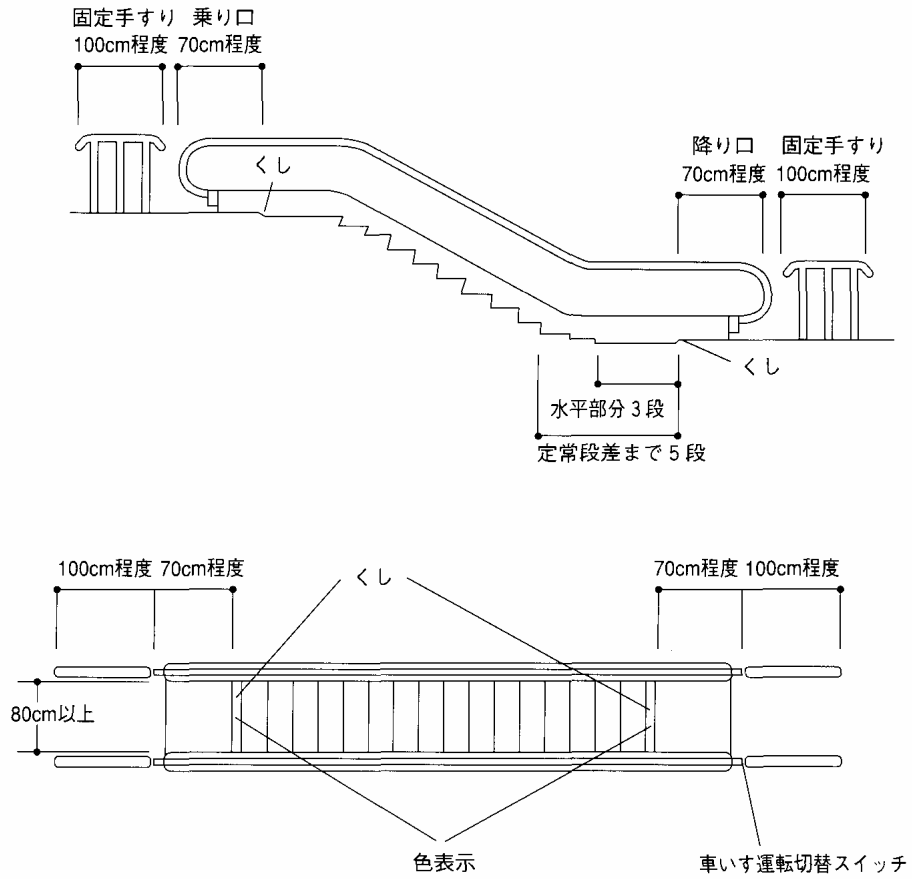
[基本的考え方]

エスカレーターは高齢者や歩行困難者等に有効な移動手段である。また、車いす使用者の利用を想定する場合には、安全な利用のために、車いす対応エスカレーターとする。

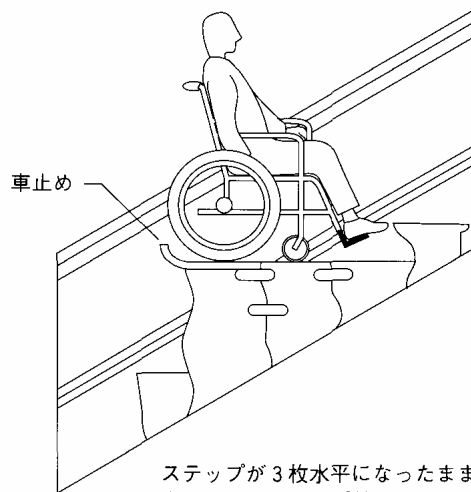
望ましい整備		ポイント
有効幅	800 型（ステップ幅約 60 cm）または 1200 型（ステップ幅約 100 cm）とする。	車いす対応エスカレーターは 1200 型のみである。
乗降口まわり 手すり	乗降口の足元は適宜照明を行い、安全性を高める。 乗り口・降り口ともに、くしから 70 cm 程度の移動手すりを設ける。 歩行困難者の中には移動手すりの動きに足がついて行かずに転倒することがあるので、乗降口には長さ 100 cm 程度の固定手すりを設け、点字又は記号による案内表示（現在位置、階数、運転方向）を取り付ける。	【図 21.1】参照 【図 21.1】参照
ステップ	ステップの水平部分は 3 枚程度、通常段差に達するまでのステップは 5 枚程度とする。 既存建築物等で、「エレベーター」に規定するエレベーターの設置が困難な施設に設けるエスカレーターは、車いす対応エスカレーター（車いす対応のステップとして 3 枚又は 2 枚半が水平のまま昇降できるもの）とする。	【図 21.1】参照
くし	くしはできるだけ薄くし、車いすのキャスターが乗り越えやすくする。 くしは、色を変えるなどして、ステップの部分とはっきり区別がつくようにする。	
速度 その他の注意事項	30m / 分を標準とする。 車いすでの使用を想定する場合は、車いす対応エスカレーターとし、介助係員呼び出しインターホン、車いす利用可の案内標示を設ける。 エスカレーターの始終端部に近接する通路の床には、点状ブロック（警告用）を敷設する。	【図 21.2】参照

《 参 考 図 》

【図 21.1】 エスカレーターの基本寸法



【図 21.2】 車いす対応エスカレーター



ステップが3枚水平になったまま、大型車いすを運べる
 車いす乗用ステップ付きエスカレーターとする。
 乗降時にはスピードが遅くなるか、又は、止る。
 (ステップ2枚半の機種もある)

22 カウンター・記載台

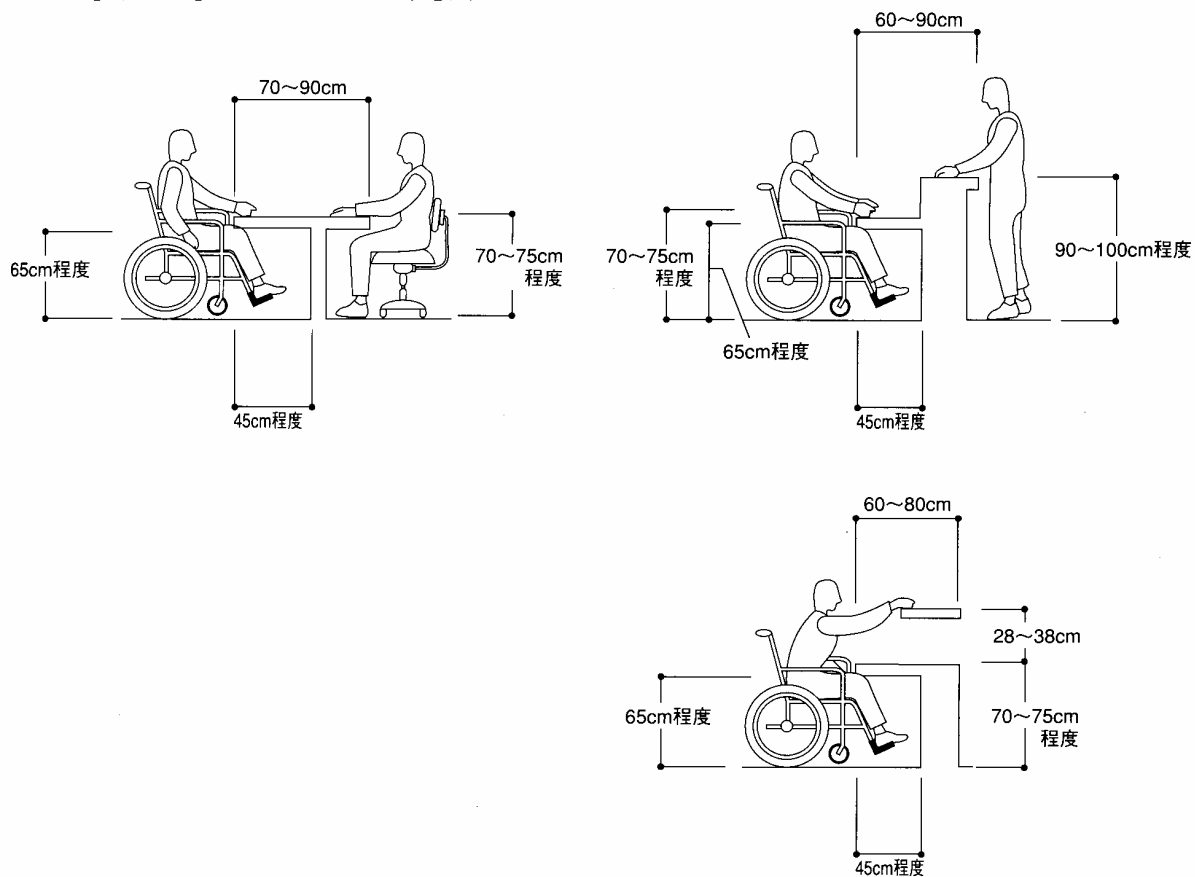
[基本的考え方]

カウンター・記載台は、物品の受け渡し、筆記による応対、対話による応対などの内容に応じて仕様を検討し、高齢者、障がい者等が使用しやすい形状、位置に設ける。

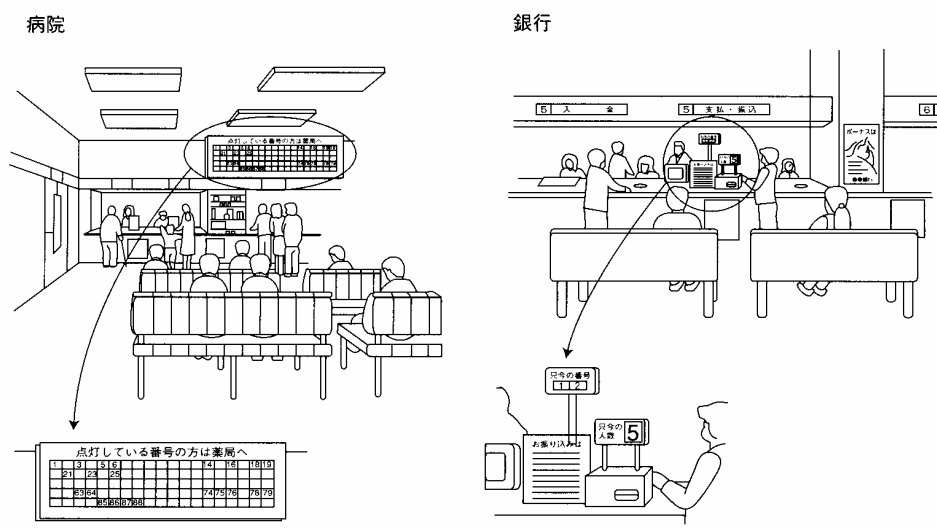
必要な整備		ポイント
カウンター・周辺スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす使用者が近接できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が回転できる十分なスペース（150cm角以上）を確保する。 ・ 車いす使用者が利用できるカウンターを設け、カウンター下部には車いす使用者のひざが入るように、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設ける。また、机上面の高さは70cm～75cm程度とする。 ・ 車いす使用者以外のカウンターは使用目的に応じて高さを配慮する。 （例）いすを使用する場合：机上面高さ70～80cm程度 立位の場合：机上面高さ90～100cm程度 	<p>【図22.1】参照</p> <p>【図22.1】参照</p>
立体のカウンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杖使用者用にいすを設けたり、杖を立てかける場所を設ける。 ・ 立位で使用するカウンター等は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設ける。 	
望ましい整備		ポイント
呼び出しカウンター	<p>呼び出しカウンター等にあっては、音声による呼び出しを行うための設備を設けるほか、電光掲示板を設置する。</p>	【図22.2】参照

《 参 考 図 》

【図 22.1】 カウンターの基本寸法



【図 22.2】 電光掲示による呼び出しカウンターの例



23 公衆電話

[基本的考え方]

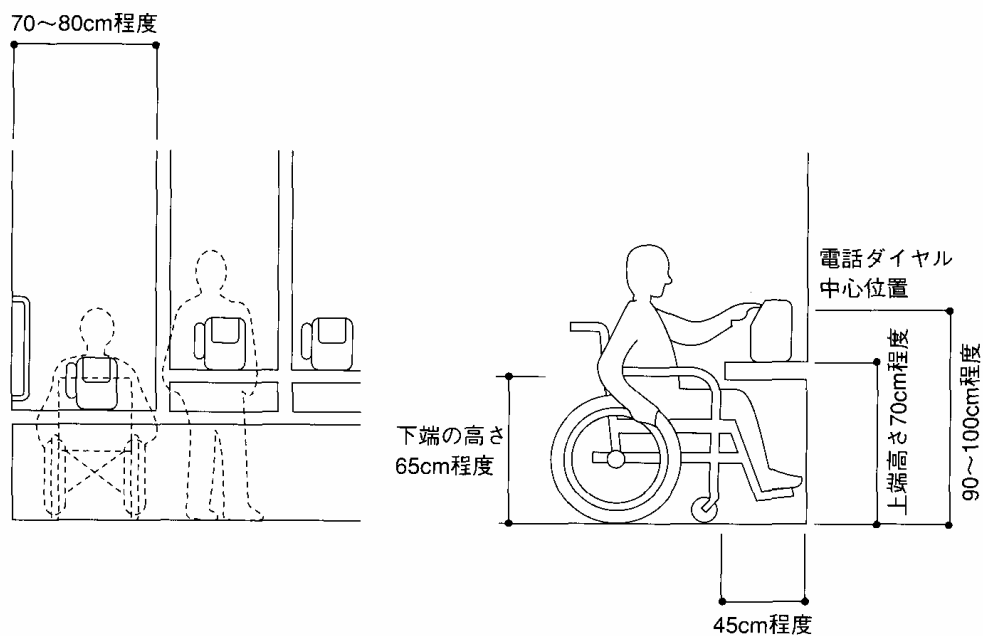
車いす使用者やその他の障がい者などが利用することができる公衆電話を、玄関ホールなどの分かりやすい場所に設置する。

必要な整備		ポイント
電話台	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者の利用する電話台の高さは70cm程度とし、下部に車いすのフットレスト及びひざが入るよう、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保する。 車いす使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュホンボタンの中心は、90～100cmの高さとする。 	【図23.1】参照
周囲 手すり等	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に、車いす使用者が近づけるようなスペースを確保する。 杖使用者など歩行困難者のため、体を支える手すり又は壁面を設置し、杖を立てかける場所を設ける。 	【図23.2】参照
標示	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の利用を配慮した機能を持つ電話機を設置した場合には、見やすい場所にその旨を表示する。 	

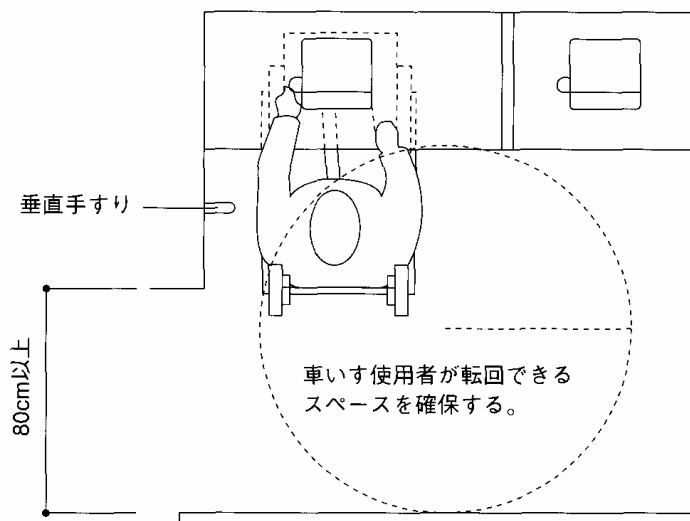
望ましい基準		ポイント
電話台	電話番号の検索、メモ等に支障がないよう、照明に配慮し、必要に応じ、手元灯を設置する。	
電話機等	視覚障がい者用ダイヤル、聴覚障がい者用音量増幅装置付受話器、及び上肢の巧緻障がい者用プッシュホン式等の電話機や、言語障がい者のため、ファクシミリを設置する。 通信モデム端子を有する公衆電話を設置する。	

《 参 考 図 》

【図 23.1】 電話台等の基本寸法



【図 23.2】 電話台周辺の整備例



24 自動販売機・水飲み器

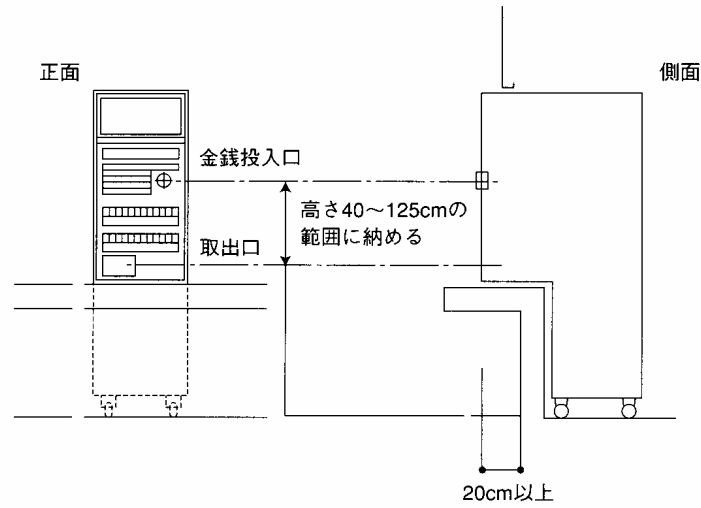
[基本的考え方]

自動販売機・水飲み器はできるだけ設計段階で設置位置を計画し、高齢者、障がい者等が使用しやすい形状とするとともに、通行の支障とならないよう配慮する。

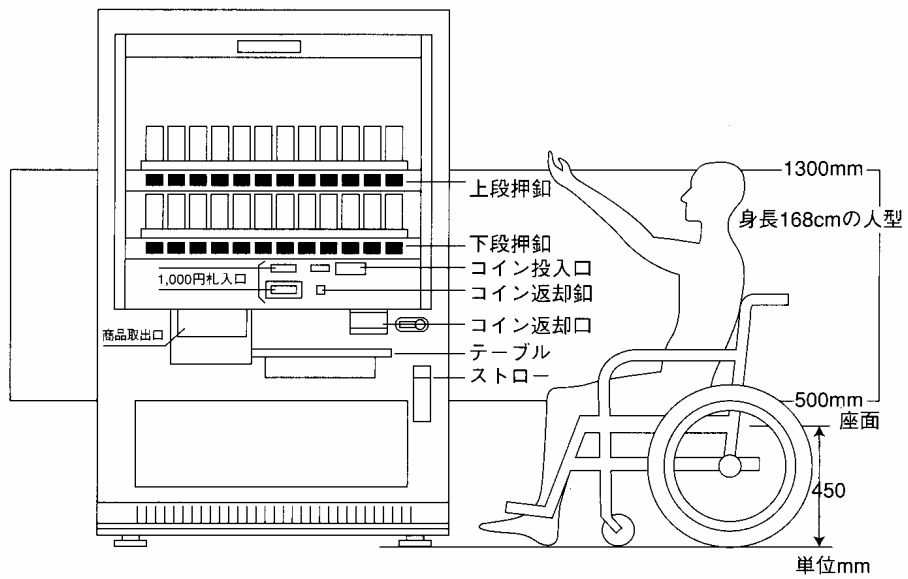
必要な整備		ポイント
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒防止金物により壁に固定する。 ・ 車いす使用者が接近できるようなスペースを確保する。 	【図24.3】参照
水飲み器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水飲み器の型式は壁かけ式とするなどにより下部に車いす使用者のひざが入るスペースを確保する。 ・ 給水栓は、光電管式、ボタン又はレバー式とし、足踏み式のもの手動式のも併設する。なお、使用の始めに勢いよく水がでないよう給水栓を調節する。 	
望ましい整備		ポイント
自動販売機	<p>コイン投入口、操作ボタン及び取出口がそれぞれ、高さ40cm～125cmの範囲にあるものを選定する。</p> <p>自動販売機の下部には車いすのフットレストが入り込める空間を設ける。</p>	【図24.1】参照
水飲み器	<p>操作ボタンには、品目、金額等を点字で表示する。</p> <p>飲み口は、高さ80cm程度とする。</p> <p>飲み口は、上向きとする。</p> <p>給水量の調節ができるものとする。</p> <p>杖をたてかける場所又はいすを設置する。</p> <p>車いす使用者用に周囲に十分なスペースを確保する。</p> <p>壁から突出している水飲み器は、視覚障がい者にとって衝突の危険があるので、アルコーブを設け、その中に設置する。</p>	<p>【図24.2】参照</p> <p>【図24.3】参照</p>

《 参 考 図 》

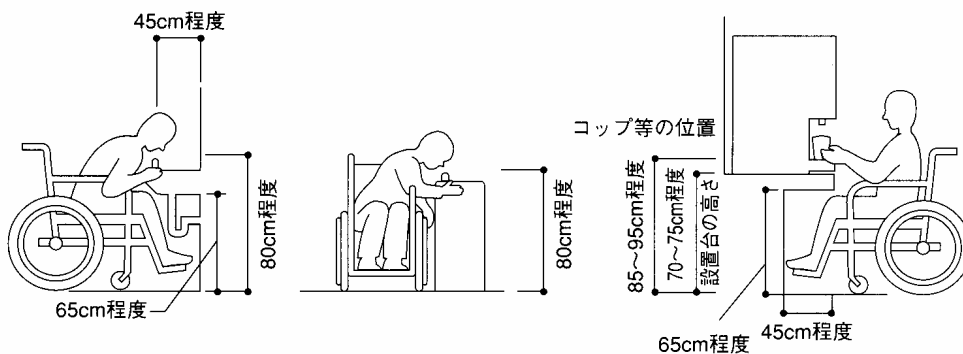
【図 24.1】 自動販売機の例



【図 24.2】 参考事例



【図 24.3】 水飲み器の例



25 コンセント・スイッチ類

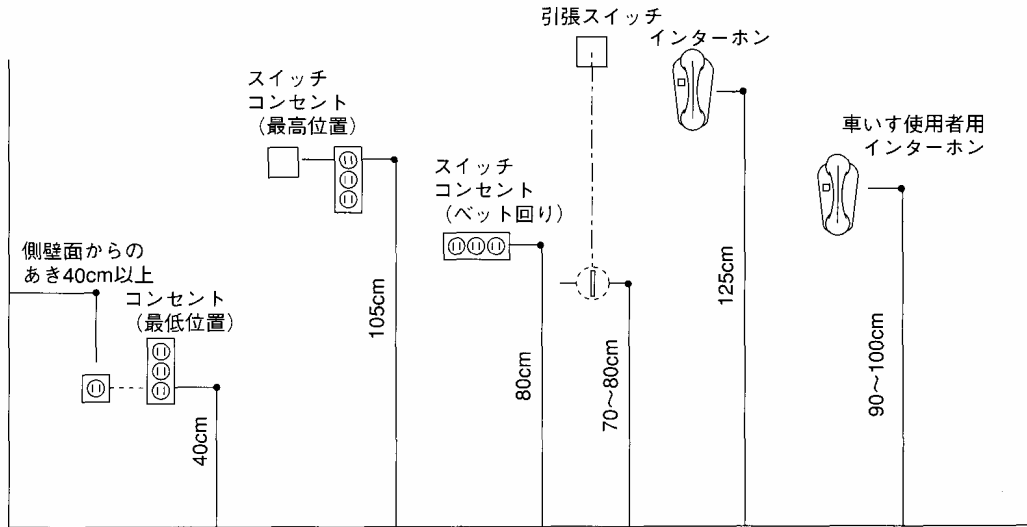
[基本的考え方]

建物内の主要なコンセント・スイッチ類は、車いす使用者と立位の歩行困難者等の両者に対応できるような位置に設け、視覚障がい者を含むだれもが使用しやすい形状とする。

必要な整備		ポイント
高さ・形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンセント、スイッチ類は、中心の高さが床上40cm～105cmの間に設置する。 ・ インターホンは受話器及び操作部の中心の高さが床上125cm程度となるように設置する。 ・ 車いす使用者用インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上90～100cm程度となるよう設置する。 ・ 側面に壁がある場合、車いすでの寄りつきを考慮して、空きを40cm以上確保する。 ・ スイッチ、ボタンなどは大型で操作が容易なものとする。 ・ 同一用途のスイッチ類は建物内で統一したデザインとする。 	<p>【図25.1】参照</p> <p>【図25.2】参照</p>
標示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ点字表示を行う。 	
望ましい整備		ポイント
高さ・形状	<p>スイッチは、大型で操作のしやすいタンブラースイッチなどを設置する。</p> <p>コンセント、スイッチ類は、周囲の色との対比を明確にし、認識しやすいものとする。</p>	
標示	<p>浮彫りのシンボルや文字等によりスイッチの機能を簡単に説明する。</p>	

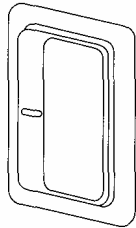
《 参 考 図 》

【図 25.1】 コンセント・スイッチ類の基本寸法

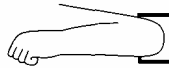


【図 25.2】 大型スイッチの例

タンブラスイッチ



プッシュスイッチ



スイッチの位置の分りやすい
パイロットスイッチ付

26 緊急時の設備

[基本的考え方]

危険の標示は、見落とされたり誤認されたりすると、人命に関わるので、目につきやすい場所に設け、緊急時の情報を確実に伝える設備とする。避難に関わる設備については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は明確で最短の経路することが重要である。

[整備基準]

- (1) 警報装置は光及び音によって非常事態の発生を知らせる装置とすること。
- (2) 非常口には段差を設けないこと。ただし、地形上又は構造上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する会議室を設ける場合は、聴覚障がい者に配慮した案内装置等を設置すること。

整備基準の解説		ポイント
(1) 警報装置	光は聴覚障がい者に、音は視覚障がい者にとって有効な標示となる。	【図 26.1】参照
(2) 非常口・避難路	緊急時、高齢者・障がい者等が迅速に避難できるために、「ただし書き」以下の場合を除き、非常口には段差を設けない。	
(3) 会議室	聴覚障がい者への標示・誘導として、インターホンの替わりとなるフラッシュランプの設置や、災害時の対応として非常警報装置と連動した光によって非常事態の発生を知らせる装置を設ける。	

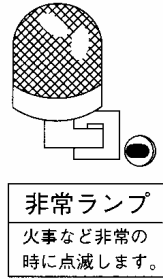
望ましい基準		ポイント
警報装置	警報装置には、聴覚障がい者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせる文字標示装置を設ける。	【図 26.2】参照
非常口・避難路	避難路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設ける。 非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は「傾斜路」に定める構造で、かつ誘導基準に適合する傾斜路を設ける。	

< 参考図 >

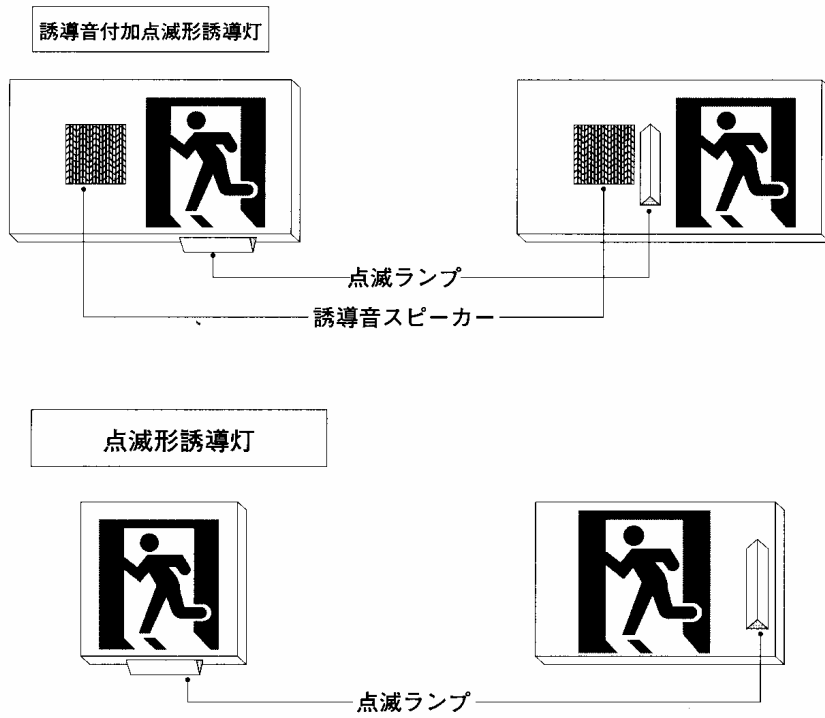


《 参 考 図 》

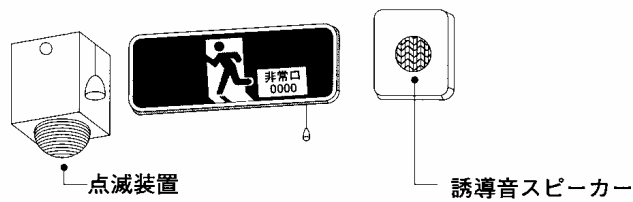
【図 26.1】 警報装置の例



【図 26.2】 非常口誘導灯の例



既設誘導灯に追加取付する方法



27 手すり

[基本的考え方]

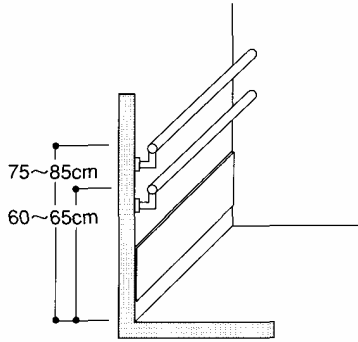
手すりは、高齢者、障がい者等の誘導、落下防止、移乗動作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

必要な整備		ポイント
種別	<ul style="list-style-type: none"> 手すり（廊下、階段、スロープなど）の取り付け高さは、1段の場合は75 cm～85 cm程度、2段の場合は60 cm～65 cm程度及び75 cm～85 cm程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。 移乗等動作補助用手すり（便所、浴室など）は動作に応じて、水平・垂直型のものを設ける。 	<p>【図27.1】参照</p> <p>2段の場合は、下の段は小児用</p>
形状	<ul style="list-style-type: none"> 外径3～4 cm程度の円形又は楕円形とする。（小児用にあっては3 cm） 	【図27.2】参照
壁との関係	<ul style="list-style-type: none"> 壁とのあきは、5 cm程度とし、手すりの下側で支持する。 手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。 	【図27.2】参照
端部	<ul style="list-style-type: none"> 端部は下方又は壁面方向に曲げる。 	
材質	<ul style="list-style-type: none"> 手ざわり、耐久性、耐食性など取付箇所に見合ったものとする。 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 壁等周囲と識別しやすい色とする。 	

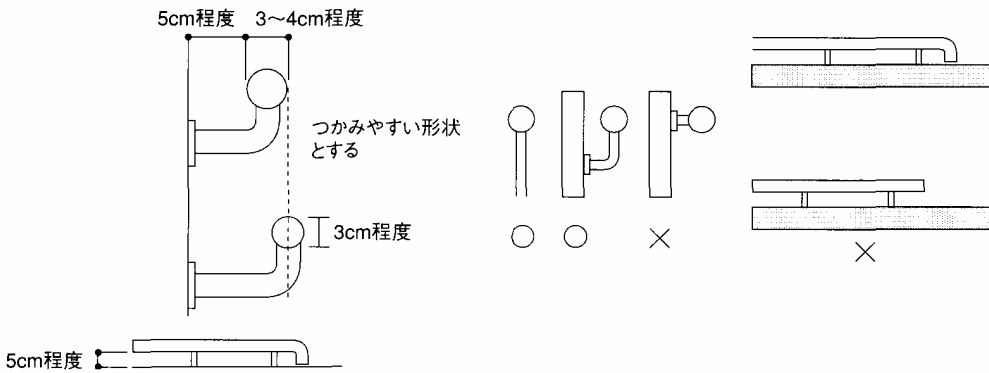
望ましい整備		ポイント
標示	<p>廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示する。</p> <p>階段および傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。</p>	【図27.5】参照

《 参 考 図 》

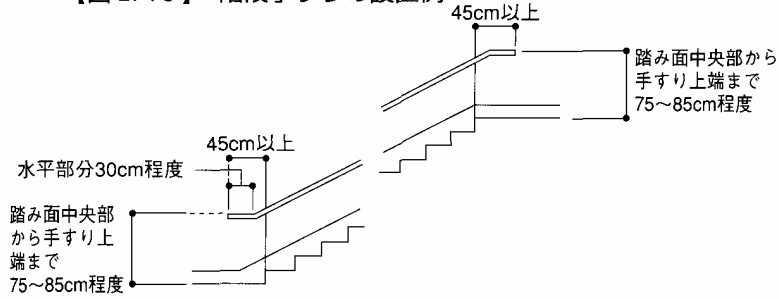
【図 27.1】 手すりの設置例



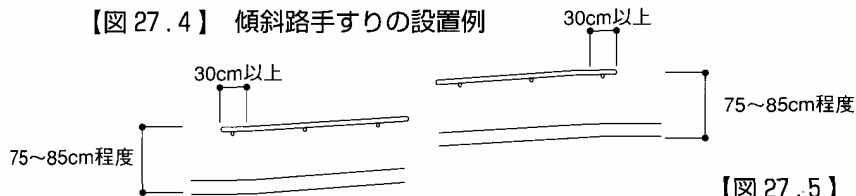
【図 27.2】 手すりの形状



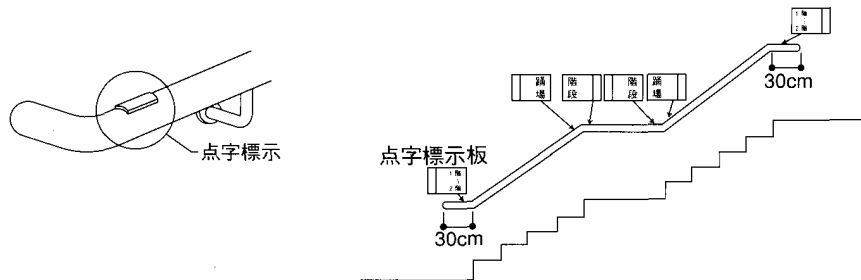
【図 27.3】 階段手すりの設置例



【図 27.4】 傾斜路手すりの設置例



【図 27.5】 階段手すりと点字表示取付例



28 床の滑り

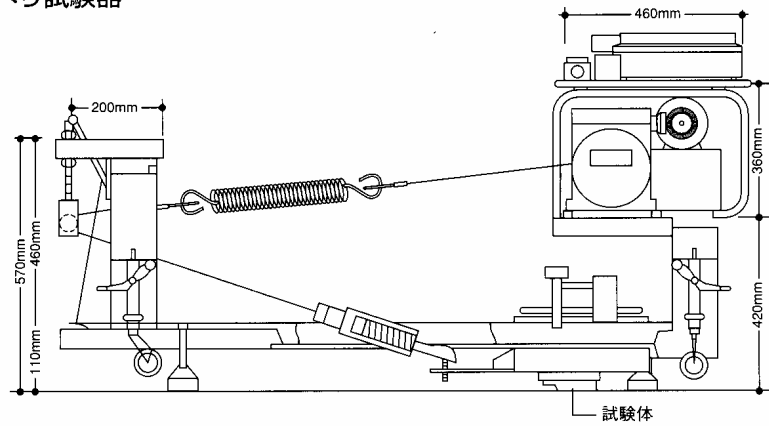
[基本的考え方]

床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

必要な整備		ポイント
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> 床材の滑りにくさの指標として、JIS A5705 (ビニル系床材) 付属書に定める、「床材の滑り試験方法 (斜め引張型) によって測定される、滑り抵抗係数 (C.S.R. : Coefficient of Slip Resistance)」を用いる。 	【図 28.1】参照 (すべり試験機)
使用条件	<ul style="list-style-type: none"> C.S.R.を規定する際には、床の使用条件を勘案して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を検討する。 完全清掃の状態 ほこり付着の状態 水分付着の状態 油付着の状態 	ほこりや、水分の付着の有無により滑り易さは大きく異なるので、外部から持ち込まないように玄関回りを計画する必要がある。
望ましい整備		ポイント
材料・仕上	<p>床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を勘案したうえで、原則としてC.S.R.が以下の値を満足する材料、仕上げとすること。</p> <p>ただし、体育館の床など激しい運動動作を行う箇所についてはこの限りでない。</p> <p>下足で歩行する部分 0.4~0.9 上足で歩行する部分 0.35~0.9 素足で利用する部分 0.45~0.9 傾斜路部分 0.5~0.9</p>	激しい運動動作を行う箇所では、あまり滑らない床も危険である。
滑りの差	<p>同一の床において、滑り抵抗に大きな差 (C.S.R.で0.2以上) がある材料の複合使用は避ける。</p>	突然滑り抵抗が変化すると、滑ったり、つまずいたりする危険が大きい。

《 参 考 図 》

【図 28.1】 すべり試験器



床材と滑りやすさ

